月刊 刑政

三月號

矯正局 総務 K1-2-57 昭和19.7.17 矯正協会蔵書

明治十七年二月十六日第三種郵便物認可（毎月一回一日發行）
昭和十九年二月二十八日印刷納本　昭和十九年三月一日發行
第五十六卷　第三號



矯正図書館



バリ島ノ囚人

安達勝清描

目次

表紙繪　遠山清

主張……（一）

行刑教育に就て……枇杷田源介（二）

惟神道と日本的刑の精神……溝口駒造（五）

旅先にて……丹羽文雄（七）

戰列に就く……伊集院哲（一〇）

戰時行刑の重點的運營……野原達三（一三）

支那の散見から……眞杉靜枝（二〇）

昭和十九年度刑務所豫算に就て…長谷場正壽（二三）

調味噌……石光葆（三〇）

舐犢の愛……本多兵三郎（三二）

受刑者の醫學的分類に就いて……大谷正敏（三四）

歌壇・俳壇……（三九）

例規……（四〇）

刑務官異動……（四三）

萬葉集名歌鑑賞……（四）（三八）

新刊紹介……（九）

三月號

刑政第57巻第3号

矯正図書館

敵前行刑と本誌の休刊

二月末開催された司法長官會同は、全く前例なく、總理初め各閣僚の臨席の下に行はれ、決戰司法の運營が眞劍に議せられたのであつた。國民精神の緊張極めて必要なるこの秋、寔に時宜を得た會同であるが、同時に刑務官にとつても亦忘れることのできぬものがあるのである。卽ち右會同の訓示に於て總理大臣は行刑最近の活動に對してつぎの樣に讃辭を呈して居られるのである。「司法當局の執られた措置の中に、決戰下最も時宜に適し克く戰力增强に甚大なる寄與をなして居るものは刑務の執行に關する措置であると思ふ。私は此の機會に於て特に之に對し敬意と謝意とを表し度い。司法當局に於かれては英斷を以て囹圄にある者の殆んど全部を或は遣船に或は父航空機の生産に振り向けられて居るが、此等の者は此の英斷に感激し其の改悛の情洵に顯著なるものがあり、かくして直接戰力增强に大いなる貢獻を致してゐる。此等の措置の及ぼす所は、刑期の滿了後に於ける行動に於ても極めて良好なる影響を及ぼして居ると承知致して居る。此の事たるや實に司法當局が眞に戰局を認識し大膽に責任を以て處斷せられ、刑務當局亦徒らに從來の考へ方に捉はれず、法文の末節に拘泥せず眞に法の精神を活かさんとする態度に出でられたる結果に他ならない」と。

この數年間、殊に昨年度の如き死物狂ひで働いた刑務官の勞も今この總理訓示に對しては全く癒やされる思ひがあるであらう。嘗て正木刑政局長は週刊朝日誌上で、刑務官の奮鬪振りを見るとき吏道衰へずと痛感する旨を語つてゐるが、その思ひに驅られる者は敢て正木局長に限るものではない。而して今やかゝる識者の感嘆は擬つて此處にこの總理訓示となつたとすることができよう。勿論、刑務官の總ては一億君國のために挺身してゐるのであつて、世の毀譽はこれを問ふところではない。けれども、由來、刑務官の職域は世の下積みたること恰も燈臺守のそれの如くであり、世人の認識はその燈臺守よりも以下である。斯かる職域に對して、官吏の働き振りに廣い視野をもたれてゐる總理が溫き理解を示されたのであるから、全國の刑務官が感激するのは當然のことである。官吏については從來とても鬼角のことがいはれてゐる。萬一にも然りとすれば、われわれは崩づ折れて來る犯罪者達を正しき道にはじき通すやうに、われわれの模範的なる行動で正しき吏道の健在を示さうではないか。かくすることが首相の理解に酬ゆる所以である。

敵前に於ける突擊態勢の準備として、あらゆる不用不急なるものは總て停止されねばならない。この意味に於て、非常措置は今や着々と講ぜられてゐる。用紙の節約、雜誌の統合も亦この敵前措置の一たること勿論である。本誌が月刊刑政として新しく發足して以來、二年餘を經た。全國刑務官を一つの士氣に鼓め、行刑の職務上の指針を與ふるものとして本誌の功績は決して小なるものでなかつた。而してこの使命たるや勿論、敵前下に於ても沒すべきではない。しかし、より大いなる飛躍のためには些少の犧牲はこれを甘受しよう。われわれはペンを棄てゝ戰ひに參じた學徒らと共に、甘んじて本誌を休刊し、世の理解のうちに只一途に昂進した士氣を、職域の中にうち込まう。（小川生）

刑政第57巻第3号
矯正図書館



行刑教育に就て

枇杷田源介

（一）

昭和十三年頃から轉換を始めた行刑は、十七年秋に至つて大轉回を爲し、現在飛躍的に發展しつゝある。造船造機等の新設作業が、極めて優秀な成績を擧げ、世人の賞讃を博して居ることは言ふ迄もない。舊來の軍需上工作業も之に劣らぬ成果を擧げて居り、工場作業も重要軍需作業への轉換を急いで居る。刑務作業が怒濤の勢を以て、戰力增强に邁進する樣は、雄大でもあり壯觀でもある。啻に之のみではない。總ての構内作業が軍隊組織によつて部隊を編成し、從來鬼角分離分立して居た戒護教務作業の職員が、部隊長統率の下渾然融和して眞に刑務官一體の精神を發揮し、協心戮力の實を擧げ、構内作業も亦之に倣はんとする現狀は、行刑の血管に脈々として流れる血液を見るが如く、欣快至極である。我等の行刑は司法省當局の卓越せる企劃と周到なる指揮監督のもと職員收容者感奮興起に依て躍進しつゝある。世間の信賴と期待も頗る大きい。我等は刑務界に奉職する榮譽を感ずる。然し我等は作業成績の優秀に滿足し世間の讃辭に安んずることなく、行刑の現狀を直視して深く省察しなければならぬ。

（二）

刑罰の目的は改善であり、改善は教育によるべきことは、我國行刑の根本精神である。行刑は人を作る仕事であり、人を作る爲めにこそ物を造るのである。物を造るに急にして人を作ることを怠つてはならぬ。帝國の隆替を決する大東亞戰爭は愈〻益〻深刻苛烈の度を加へ、一億國民眞に一致協力して、戰力增强に挺身しなければならぬことは贅言を要しない。從つて一人でも多くの受刑者をして軍需作業に就かしめ、いやが上にも戰力の增强生産力の擴充を計らねばならぬことも亦言を俟たぬ。さりながら、生産自體を目的とする諸會社の工場でさへ、青年學校の新設其他諸設備を整へて、青少年の教育に力を注いで居るではないか。戰局重大なりと雖も、行刑が其使命たる教育を疎にして宜い筈はない。時局の重大性が加はれば加はる程、治安確保の爲にも、戰力增强の爲にも、行刑教育の緊要なることを痛感する。一昨年刑務訓と受刑訓が制定されたことも、亦本年一月以來各地に地方刑務官練習所が開設せられ、多數の看守を長期間に亘つて教習する所以も、實に現下行刑教育が極めて肝要であり、瞬時も放置することが出來ないためであると信ずる。更に又、一ケ年間の無事故表彰として刑政局長から授與せられる錬克旗も、克己錬成の結晶たる無事故の表彰であつて、唯一ケ年間何等の事故もなく作業を繼續したといふ外形事實のみを表彰せられるのではないと信ずる。固より行刑教育の重要性に着眼し、創意と工夫を凝らし之に精進して居る者のあることは否定出來ないが、戰力增强生産力擴充の緊要なるを思ふのあまり作業に没頭し、作業成績の向上を以て戰時行刑の使命なりと速斷し、行刑教育を等閑に附する者なきやを憂ふるのである。或る人が鏡に寫る自分の姿を見て、お前は俺だが、俺はお前でないと言つたと云ふ。作業は鏡に寫つた受刑者の眞の姿でなくてはならぬ。鏡に寫つた姿が如何に美しくとも映像そのものは眞物ではない。作業成績に幻惑されて、受刑者が改善されたと思ひ誤つてはならぬ。現象に囚はれて實體を見失つてはならぬ。

（三）

教育は難しい。行刑教育は特に難しい。人は易きに附きたがる。難しい教育よりも作業の成績や紀律の嚴格に走り易い。勿論行刑教育に相當な理想と熱意を持つ者もある。然しいざ實行となると、舊體制型の上司から制止せられ抑壓せられる。また、之を實行しても目に見えて效果が擧らず百年河清を待つ感がする。そのうちに熱も冷めて退陣する。無理もない。然し今日

の受刑者は昨日の受刑者とは違ふ。日支事變以來精神も態度も著しく變つて來た。大東亞戰下特に其感が深い。豫防拘禁所に收容せられた非轉向の思想犯人ですら、立派に教育されて續々轉向して居る。況んや一般受刑者に於てをやである。大戰果の發表や、將兵武勳の報道は、感受性強き多くの受刑者に特別の感激と興奮を覺えしめ、骨肉戰死の報知は、限りなき哀悼の念を起さしめる。此の感激と哀悼は悔悟の焰となつて燃える。また、戰時經濟の强化に伴ひ、衣食住にも强度の制限が加へられて居るにも拘らず、食糧や入浴等が豫想外に低減しないことは、受刑者に多大の感謝の念を生ぜしめる。此の悔悟と感謝こそは教育のために開かれた心の門である。なほ又、最近の作業轉換は、罪穢の身と感ずる謙退の心に、神聖な兵器を製作する歡喜の情を湧き立たせる。此の歡喜は教育への廣き道である。今日の受刑者は喜んで教育を受ける用意がある。今こそ適切の教育を施して效果を擧ぐべき絶好の秋である。

（四）

教育と云へば先づ知識の啓發と考へ易いが、刑務所は高等の知識を授ける所ではない。行刑の知育は國民學校卒業程度で十分である。監獄法施行規則第八十五條は之を明示して居る。

行刑教育を教誨と心得、教誨師の主管だと思ふ者がある。勸善の御說教も良い。然し殆んど全部の犯罪者は、是非善惡の辨別心を持つて居る。此の辨別心があればこそ刑罰を科せられるのである。人の履むべき道も知り、惡を惡と知りつゝ罪を犯すのである。宗教心の喚起が行刑教育の重大要素であることを決して否定しないが、宗教や倫理の講義や說明を覺える丈けでは、口頭禪に終るのみである。書籍の看讀もその通りである。論語讀みの論語知らずであつてはいけない。立派な感想文を書いた受刑者、理路整然と職員を非難した受刑者、乃至は、一二級者の集會の席上で佛典や歷史を引用して滔々千萬言を連ねて道を說き更生を勸めた受刑者等が、釋放後間もなくコソ〳〵と刑務所の工場に逆戻りする姿を目擊することは珍らしくない。

（五）

戒護第一と云ふ者がある。拘禁と紀律の嚴重が行刑に必須不可缺の最大條件であると云ふのであらう。刑務事故の防遏が重要であることに異議を挾む者は無い。然し必要程度を越えた嚴重な拘禁は、行刑の根本目的たる改善作用を不能に陷らしめるのみでなく、生命にも關係し、自由刑の執行が生命刑の執行といふ結果になる。監獄紀律も之を偏重すると受刑者は威嚇を感ずる。今でも威嚇を以て再犯を防止しようとする人がある。教育に疲れた者か半番模性の抜けきらぬ者の考へ方である。其非なることは數へて言はぬ。紀律は所內秩序維持の爲めと教育の爲めの二つがあるが、何れにせよ嚴重な紀律は、受刑者の純情を傷け僞善と狡猾に長ぜしめ、行刑の目的とは正反對の方向に受刑者を驅り立てる。紀律の範圍程度は難しいが、刑務事故の發生を懼れすぎるためか、或は又、日本人通有の潔癖からか所內秩序維持に力を入れすぎて教育作用を減殺して居るのではないかを疑ふのである。所內の秩序が維持せられ、事故もなく靜謐であることは喜ばしいが、强い壓力を加へられて、受刑者が制裁と懲罰を長れての屈從であつてはならぬ。放恣の生活を棄てゝ自制心を作るのは行刑の目的ではない。知識の惡用は非行辯解の武器となり犯罪となる。看讀の書籍聞の教誨が受刑者の德性を涵養し、日常の行爲に正しく反映して初めて行刑教育として、生きて來るのである。如何にして實踐躬行に導くかが大切であり、工夫と研究が必要である。

（六）

數年來軍需作業が行刑の前面に進出した。戰時下當然のことである。職員も受刑者も一生懸命である。成績はグン〳〵上る。受刑者は優秀な産業戰士と云はれる。國家のために慶賀に堪へぬ。然し作業勉勵の受刑者が釋放後幾許もなくして犯罪を累ねたり、受刑中折角修得した技

能で立派に生活が出來るやうに就職させて貰ひ、その上手篤い保護を受けながら、稍ともすれば色々の理由を並べて離職自由を希求する者のあるのは何故だらうか。考へねばならぬ問題である。個々の者に付て觀察すれば色々の具體的原因があるに相違ないが、受刑中勤勞精神が十分に養はれて居ないことが共通にして而も大きた原因ではあるまいか。或者は贖罪の心から、或者は處遇や釋放に希望を繋いで、また或者は唯漠然と作業に勉勵するが、それは何れも釋放迄の期限付のつもりではあるまいか。それで良いといふ者もあらう。然しそれでは行刑の使命に忠實でない。今勞務對策が重要問題となつて居る。閣議決定事項の勞務對策要綱の第一は「皇國勤勞觀の確立」である。事業家も勞務者も勤勞の國家性と共同性と人格性を徹底的に認識して、最善を盡さねばならぬといふのである。此の勤勞觀の確立は、刑務官にも必要だが、受刑者には特に必要である。現在の作業の種類と施行の方法は皇國勤勞觀を認識把握せしめる良い教材である。受刑者に皇國勤勞觀を確立せしめ、之に基いて作業に勉勵せしめることが、作業を通じての教育である。

（七）

我國の精神教育は躾である。躾は形から心を作り、作られた心を形に現はすことである。行刑教育は主として精神教育であり躾である。受刑者に紀律を守らしめ作業に就かしめることによつて皇道精神を養はしめ、育成作興せられた此の精神を行狀善良作業勉勵の形になつて現はさしめるのである。從つて行刑教育は實踐の教育であり行の教育である。此の教育は强制や壓迫では達成せられるものではない。外部からの强制では形は整ふが精神が生れぬ。生れても成長しない。受刑者自身が紀律と作業を通じて皇道精神を感得し、自ら發奮努力して之を育成强化し、育成せられた精神が行爲に現はれ、行爲と精神が相互に循環して自己を錬成しなければならぬ。行刑教育は卽ち自主教育である。行刑自治は之を指すとも言へよう。累進處遇令は正に此の自主教育を前提としたものであり、三ケ條の受刑訓が何れも「誓フ」といふ言葉で結んであるのもこのためであるに相違ない。行刑教育が自主教育であるからと云つて、受刑者をして放任して良いのではない。彼等に臨ふべき道を知らしめ、發奮努力の動機を與へ、更に之を旺盛ならしめるための示唆と指導が必要である。此の示唆と指導が刑務官に課せられた教育の方法である。刑務訓は「堅忍持久艱難ヲ克服シ率先範ヲ垂レ受刑者ヲシテ光榮アル皇國臣民ニ復歸セシメンコトヲ期ス」と明示し、受刑者指導の途を訓へて居る。刑務官は本官たると待遇官たるとを問はず一人殘らず、法律規則を恪守し、忠實に職務を執行して範を垂れねばならぬ。觀念論を口にしたり、顎で受刑者を使ふことを以て足れりと思つてはならぬ。

（八）

智仁勇といふ言葉がある。行刑精神は仁智勇も指導も役に立たぬ。仁愛を以つて受刑者を遇しながら、明智を以つて不正不當の行爲を矯正すると共に、眞勇を以つて不正不當の行爲を矯正すると共に、率先して範を垂れるに於ては、時局に醒めぬ者なき受刑者が發奮努力して受刑訓に示されたる皇道精神の涵養しない筈はない。玆に至つて行刑教育の實は擧り行刑は其使命を達しつゝありと言ひ得るのである。

である。仁愛は皇道精神の根源であり、諸政の根本である。行刑の基本も亦仁愛である。仁よく之を遇し、智よく之を察し、勇よく之を行はねばならぬ。然しながら、仁に過ぐれば寛くなり、智に過ぐれば術策となり、邪推猜疑となる。勇に過ぐれば粗暴となりヤキとなる。過ぎたる仁智勇では受刑者が悅服せぬ。悅服しない受刑者には示唆も指導も效果がない。

萬葉名歌鑑賞

志貴皇子

（鑑賞）　全リズムの快く爽やかなひびきを先づ深く味ふべきである。「石激る垂水の」世界は新鮮であり爽快である。早わらび、そしてその芳香。此の二つが吾々に與へる感は此の上もなく清々しいものがある。そのわらびが萠え出づる春、待ちに待つた春、その春となつた。志貴皇子の御歌と、萬葉集にある此の一首、讀み來るとき、まさに皇子の御心が躍動して、吾々の心に流れ入るのである。

此の心の躍動は「石激る垂水のうへのさわらびの」の此のリズムに能く表はれてゐる。此躍動の息も切らず「萠え出づる春になりにけるかも」と最後の咏嘆に誘動した此の表現、どこにも技巧的工作の跡を見せぬのは皇子の心に凝滯なく、感自ら起つてこの表現がすなほに出來た爲であらう。誰して爽快を感じ、心自ら解けて圓く、寥く、なごやかになり、皇子と共に、「春になりにけるかも」の情びに心ゆらぐを覺える。尙ほ皇子には次の如きよき歌がある。

卷一

ゆ　是は難波宮に行幸に從つた時の作で、難波宮附近の風情が此の上句に現れ、清く爽やかではあるが、鶴の寒き夕の身に迫るを覺えしめ、都大和を偲ばれるお心がひしひしと讀者に迫るものがある。

此等二首共歌境、心境何れも澄み冴えて、境地と作者と一體となつた感銘深き歌である。

矯正図書館



惟神道と日本的刑の精神

溝口駒造

俚俗の言葉に「親心」といふことがある。これは法を解釋して刑を擬定適用し、又之を執行する上に於ても緊要な心づかひである。そしてそれは我が民族傳統の神髄たる惟神の道と深く相關聯する。神武天皇が「八紘爲宇」と仰せられた御詔旨は、その廣大、全世界を蓋ふものであるが、之を國内的に拜すれば全日本一家族の義であつて、その意味に於て、雄略天皇が、その二十三年（一一三九）八月、癈患御重篤の際に「區宇一家」と仰せられ、其の故に國内の安寧、百姓の艾安の爲に、常に「心をせめ己を勵まして、日に一日を愼む」と宣うて、有名な義は乃ち君臣にして、情は父子を兼ぬとの御遺詔を賜はつた長き叡慮とも相通ずる。

明治天皇が明治元年八月の詔に於て

四海ノ内我レカノ赤子ニアラザル、率土ノ濱亦朕ノ一家ナリ

と詔らせ給ふたのも亦、同じ御聖旨かと恐察される。斯やうに我が國君民の間は、宗室と分支族、慈父と赤子との關係にも譬へらるべき特別のものであつて、古來、天皇の御仁心は、誠に長き事ながら、太陽が正善者の頭上に輝くのみならず、惡人の額をも照すが如く過つて刑辟に觸れて圄圉に呻吟苦悶する日蔭の存在者にも遍く及んで、幾たびか忝き恩光に浴せしめられてゐる。これについて、御歴代の詔勅を拜し奉るに、推古天皇の三十二年（一二八四）四月に

は、惡逆の僧を罪する詔が發せられる等、苟くも國禁を犯し非違の罪行ある者には、秋霜烈日の嚴斷を以て臨ませ給うたのであるが、その一方では、深き哀愍を垂れさせられて、

朕、祇みて丕業を纂ぎ、黎元を撫臨し、已に剋ち躬を勤め、寧處に遑あらず。四海を輯熙して、之を壽域に致さむと思欲す。然るに近ごろ京中を巡りて、堀川の處を過ぐるに、鉗鑕の囚徒、體を暴して苦作す。興ちて歎を言ひて、愍然たり。生民の愚なるも、而も彼の父母と爲て、寧んぞ衷懇せざらむ（日本後紀人桓武天皇延曆六年六月廿三日詔）

と、常に「心をせめ己を勵まして、日に一日を愼む」と宣うて、有名な義は乃ち君臣にして、情は父子を兼ぬとの御遺詔を賜はつた長き叡慮とも相通ずる。

明治天皇が明治元年八月の詔に於て

四海ノ内我レカノ赤子ニアラザル、率土ノ濱亦朕ノ一家ナリ

と詔らせ給ふたのも亦、同じ御聖旨かと恐察される。斯やうに我が國君民の間は、宗室と分支族、慈父と赤子との關係にも譬へらるべき特別のものであつて、古來、天皇の御仁心は、誠に長き事ながら、太陽が正善者の頭上に輝くのみならず、惡人の額をも照すが如く過つて刑辟に觸れて圄圉に呻吟苦悶する日蔭の存在者にも遍く及んで、幾たびか忝き恩光に浴せしめられてゐる。これについて、御歴代の詔勅を拜し奉るに、推古天皇の三十二年（一二八四）四月に

日神尊、天垣田を以て御田と爲たまふ。特に素戔嗚尊、春は則ち渠を塡め、畔を毀ち、又秋は穢已に成りぬるときは、則ち冒すに繒繩を以てす。且日神、織殿に居します時に、則ち斑駒を生剝にして其の殿の内に納る。凡て此の諸の事盡く是れ無狀。然れども日神、恩親の意、慠めたまはず、恨みたまはず、忸平なる心を以て容したまふ（日本書紀天石窟章第一號一書）とし、或は

爾に速須佐之男命、天照大御神に白したまはく、我が心清明き故に、我が生めりし子、手弱女を得つ。此に因りて言さば、自ら我勝ちぬと云ひて、勝さびに、天照大御神の阿離ち、其の溝埋め、亦其の大嘗聞看す殿に屎まり散しき。故れ然爲れども、天照大御神は、とがめずに告りたまはく、屎如すは酔ひて吐き散すとこそ、我が那勢之命如此爲つらめ。又田の阿離ち溝埋むるは、地をあたらしとこそ、我が那勢之命如此爲つらめ、と詔り直したまへども云云」（古事記）

とも書き載せてゐる。此の「詔り直したまふ」とあるのは、惟神の道から觀て甚だ重要性を帶びた記述であつて、延喜の祝詞式に於て

「言禱ぎ鎭め奉る事の洩れ落ちむ事をば神直日命、大直日命、聞き直し見直して、平けく寛宥せさせ給ふたことを記して、

安けく知食せと白す」

又は又、

「幹過在らむをば、見直し聞き直し坐して、平けく安けく仕へ奉らしめ坐すに依りて、大宮の命と御名を、稱辭竟へ奉らくと白す」

と斷るのと、密接に關連する思想内容を包有してゐる。前者は所謂欠缺の補正であり、後者の場合は、愼重なる慶審的考察段階を經て、事實を直視し、過當なる刑罰からの救治を意味してゐるのであつて、此の事は更に、祓祓に於ける罪過觀とも深く聯關する。

二

祓祓、殊に大祓に於ての罪が、狹義の刑事犯罪を意味しないことは特說を俟たない。寧ろそれは、宗教的な罪障といふに近いものであるが、併じながら其處には當然に、一般罪惡に對する古代思想が包含されてゐることも亦疑ひを要せぬ所である。而して之を延喜式の大祓詞に徵すると、古代に於ては廣く罪について故意犯を認めなかつたのであつて、卽ち一切の罪行は、過失に基づくものと觀てゐたのである。卽ち大祓詞には、明らかに

「天之益人等が、過ち犯しけむ雜々の罪事」

と記し、所謂天つ罪と國つ罪とを列擧して、それらの過失に因る犯罪事實は、一定の祓行事を行ひ、「天つ祝詞の太祝詞事」を神の前に宣讀することに依つて、「科戸の風の天之八重雲を吹き放つ事の如く、朝の御霧、夕の御霧を、朝風夕風の吹き掃ふ事の如く、大津邊に居る大船を、舳解き放ち艫解き放ちて、大海原に押し放つ事の如く、彼方の繁木が本を、燒鎌の敏鎌以て、打掃ふ事の如く」、一切の痕跡を遺殘しないまでに、全く消除滅失せしめられ、その結果として、「天下四方には、今日より始めて罪といふ罪は」存在しないに至ることを斷言してゐるのである。而して日本書紀の崇神天皇卷及び神功皇后攝政前紀が、祓を行ふことの目的を、「罪を解へ過を改め」るにあるとしてゐるのは之を正しく照應するものである。

佛教及基督教等に於ても、懺悔による滅罪を說き、その他、神又は佛に對する絕對信仰の表白或は經文の讀誦が、罪から人類を解除する効力を呈示することを記してゐる事實はあるが、それらの多くは特殊の條件附であるか、又は、効果に於て限局的であつて、我が國に於ける大祓のそれの如く、絕對無條件であり、且つ全効果的ではないのである。これは、惟神道を以て本つ道とする日本民族性の特色を物語るものである。

われわれ日本民族にあつては、凡そ神國の御民は皆祖神の孫裔として神統を繼ぎ神意を現實の生活の上に奉じ行ふ神民たることを認めるが故に、他の民族に於けるが如く、人類罪惡性の原有、或はその執拗なる不滅性を信ずることなく、至純なる清明心を以て、其の本性とするのであつて、日本書紀には之を「赤心」「清心」或は「清白心」の文字を以てし「明き心」「清き明き正し表現し、また宣命には「明き心」「清き直き心」とも記してゐる一方で、之と反對の心意は、「邪き心」（古事記）、「黑き心・濁き心・惡き心き心（日本書紀）、或は穢き心（延喜式祝詞）として現はしてゐる。卽ち人が或る罪行を犯すことは、固有の清明純白なる心が、過失素因に由つて、特に濁らされ、穢されて、一時的邪惡に陷らされたものと觀てゐるのである。故に凡ての罪は、之を清め、又、之を改めることに依つて、過失の結果から全く解除せられ、當然に本來の清淨狀態に復元するのであつて、大祓の詞が、「今より始めて罪といふ罪はあらじ」と、斷定してゐるのは、其の精神を表出したものである。われわれは茲に日本民族が、悠久の昔から人類に原來的な反社會的性格惡の存在を認めてゐないことを、根本に於て知らねばならぬ。そしてこれは、前にも述べた如く、或る犯罪行爲に對する刑事法規の解釋、適用、執行等に關して重要な思考資料であるばかりでなく、刑事制裁が與へられた後に於て、受刑者を將來に活かし直すこと、及び少年保護等の上についても、充分に考慮せらるべきことを示唆するのである。

神代の說話に於て、天つ罪を犯した事に由り萬神會議の決議の結果として高天原から放逐せられ、烈しい暴風雨の中を一夜の宿泊すら許されないで、苦行的な旅を續けなければならなかつた素戔嗚尊が一たび其の罪を洗淨せられて更生せられた後には、高貴な神としての本性に復元して尊信と崇祀とを受けられた事實は、此の點に關して甚だ注目すべき顯著な證例であらう。

凡そ一般刑法學上の通論として、刑罰の目的につき、應報主義と目的主義、一般豫防主義と特別豫防主義とが對立的に考へられてゐることは周知の事實であるが、斯かる見地に立つて觀るとき、日本的刑は、目的主義によつて著しく教育刑的であり、特別豫防主義によつて犯罪者の個性に注目することの傾向が强く認められる。そして、他の諸國に見るが如き、人的作爲の立法ではなく、それは惟神道の中から出發して、民族の生活を一貫して行はれて來たことに日本の刑事法は大なる歷史的特色を有するのである。犯罪者たるが故に、之を冷かな眼でのみ見棄けることは、日本的刑の本質を無視するものと言ふべきであつて、要するに何如なる罪も神の博大なる慈光に浴することによりて贖はれて新なる純潔を得るのであり、陰慘なる闇黑はここに全く拂拭されて、美しい朝の光はすべてを清らかに朗かに照らし出す現象を仰ぐのである。



旅先にて

丹羽文雄

大阪の馴染のある日本旅館の玄關に立つと、出て來た女中が、

「お米お持ちになりましたか」

先づ訊いた。

「あゝ、持つてきたよ」

私は十餘日分の、ずしりと重いトランクをゆすぶつてみせた。

「どうぞ、お上り下さいまし」

若しも米を持つて來なかつたならば、人情もなく玄關拂ひをうけるのである。客の方でも十分それを心得てゐる。

部屋には、丹前と浴衣がいつものやうに準備してあつた。女中は洋服を片付けながら、

「丹前をお出しするのも、これがおしまひかと思ひますわ」

「おしまひ？どうして？」

「旅館組合の相談で、これからは丹前も浴衣もお出ししないことに決議しましたの。これからはお客さまには、何かと不自由かと恐縮してをります」

丹前も浴衣を出してもらへなくなれば、さだめし不自由だらうと思つたものの、考へてみれば、この措置はひどく妥當な氣がした。汚れたり、破れたりしたならば、洗張りにも困り、新調するなど思ひもよらない時勢であれば、客には出さないと決議することこそ至極もつともである。またこの時勢に旅行をするものにとつてはそれくらゐの不自由は覺悟の上であつた。

ところによると、

「炭をお持ちになりましたか」

と訊かれるさうであるが、私の馴染の宿は米以外の質問はしなかつた。部屋には棒炭が埋めてあつた。この歡迎は何よりもうれしかつた。

もちろん今時、遊山でもない。餘儀ない旅行者に限られてゐる。私は軍の命令によつて、大阪の軍需會社を十ヶ所講演して歩くことになつてゐたのであるが、と言つて、三度の食事を据膳の氣持でうけるわけにはいかなかつた。

馴染の宿にゐながら、私は三度の食事に氣苦勞をした。なるほど朝食は出してくれたが、晝と夜は、建前として宿では出さないことになつてゐた。食べないわけにはいかないのである。朝目をさますと、さて、今日一日はどうして御飯にありつかうかと思案した。

それでも晝食は、たいてい簡單に片がついた。講演先の工場でご馳走になるからである。十一時頃になると、工場側の誰かが迎ひに來た。宿を出る時には、送りに出る女中がきまつて、

「お夕飯は？」

と訊いた。

「さあ、今夜はあてがないのだが、ひとつお世話願ふかな」

「承知いたしました。ご用意してをります」

用意といつたところで、私の持參した米を炊くだけであつた。料理は近くの仕出屋へ、旅館から取りに出向いた。その料理は、いつも酒の看程度であつた。しかしそれも、まだ仕出屋がくれるあひだはよかつた。非常措置が發表になつてからは、仕出屋は一切料理を提供しなくなつた。

以前の私であつたならば、公用で出向いてゐない間にこのやうな不自由をあたへてもよいものかと、肚をたてるところであるが、今では、たとへ公用をもつてゐやうとこの不自由は當然耐へしのぶべきだといふ氣が強くなつた。

それで毎日私は講演先の工場に駈けつけ、工場長や課長や部長に逢ふやいなや、晝食のご馳走になつた。まるで晝飯にありつきにきたやうな工合であつた。私といふ人間が單純な、食慾だけで生きてゐる人間のやうな氣がした。

毎日私は十二時半から半時間一時間程度の話をくりかへした。この間に三月一日を迎へ、非常措置の要綱が發表になつた。當時の措置が行はれたといふ以外に、大した感動も受けなかつた。しかし、その日から急に私は壇上に立つて、話がしやすくなつた。自分にも意外なくらゐに、自分の話に自信がもてた。強調することが出來た。話に實感をこめて喋れるやうになつた。

壇上といつたところで、ほとんど現場で講演をするので、俄づくりの壇上であつた。或る時は喋つてゐると雨がふりこんだ。雪も降つた。工場の片隅で喋つてゐると、向ふの方で絶えず機械が動いてゐた。また、鐵板を何枚も重ねた上に立つた。喋つてゐると、煙が風に追はれて、聽衆と私を瞬間かくしてしまふこともあつ

た。

三月一日の正午には、私はある造船所で、鐵板の山にのり、三千名を下らない工員にとりかこまれてゐた。そのとき私は、こんな話をつけ加へた。

「皆さんは、今日の新聞を讀んだであらう。非常措置の發行を、こころして讀んだことだらうと私は想像する。高級劇場、遊樂街の閉鎖、待合、高級料亭の休業、業者なるものが一朝にして日本から存在を失つてしまつたのである。このやうな非常措置は、日本歷史はじまつて以來の出來事である。しかも當然の措置であつた。かかる措置の發令されることを、いまかいまかと私たちは待ちかねてゐた。三月一日。今日から日本の社會は、重いものを持ちあげるにふさはしい體勢をととのへたといへる。腰を割つて重いものを持ち上げるにも似た姿勢になることが出來た。戰爭遂行上に少しでも遊離してゐると思はれるものが、一切姿を消してしまつたのである。おそらく諸君の腦裡には強い、釋然とした風が吹きながれてゐることと私は信じる。私は昨日まで工員諸君に向つて、一艦でも多く一機でも多くと激勵の演說をして歩いてゐた。しかし、さう言ひながら、同じ日本の一部に高級料亭があり、遊樂街が存在してゐることの矛盾を忘れることが出來ずに、何か自分自身でも割り切れないものがあつた。この矛盾は、おそらく諸君にもあつたものと考へる。しかし、今では一切が水に流れてしまつた。さつぱりとした。一切の矛盾や拘泥が霧散した。今後の日本の生活は、銃後の生活の中心は、諸君にあるのだ。今までだつてさうであつたのだが、今日からはもつと明瞭に、確清的に、諸君が社會生活の中心點となるのだ。恰度大學の周圍に、その大學によつて生活をたてる澤山の生活者がとりまくやうに、諸君らを中心として、社會生活は廻轉をする。國の運命を背負つてたつ工員諸君らが單に工場において感ずる以外に、日常生活の些細な點においても、國の運命を背負つて立つてゐるといふ自責をひしひしと感ずるやうになるにちがひないのである。

かうした私の表現言葉が、何の誇張感もなく工員の胸に沁みてゆくことを信じた。この日以來、私は宿にかへつてきてからも、大變世の中が簡單になつてしまつたやうな氣がして、氣分がさつぱりとした。それでもなほ、三度の食事の苦勞ははなれなかつたけれど、食べることはかり單純に考へてゐると、妙に前線のことが偲ばれてならなかつた。

戰線では、食べること、睡ること、そして戰ふことだけに限られてゐた。人間がとても單純になれた。單純に還つた强さを發揮した。報道班員であつた私でさへも、兵と同じに日毎に單純な精神に變つていつた。肉體もそれに順應しつあひだに、この旅館に女客がひとりも來なかつた事實に思ひ當つて、なるほどと思つたりした。いまどき女子供をつれて旅行に出る時代でもないからである。これからは女子供をつれた旅行は絕對に不可能となるであらうと思つた。早い話が、いちいち米持參ではやり切れない。しかも宿では料理を出してくれないのである。それで當然であるからだ。

後日、輸送力强化の問題から、百キロ以上の旅行には許可制をしくと發表された。またあたりまへの措置であつた。かつて私は臺灣に公用を帶びて渡つた時、婦女子の渡航をながめて、早晩これは何とかされなければならないと心配した。そのことを書いたこともあつた。その中で、これからの臺灣の人々は、學生の歸省は許さず、危篤の場合にもよくよくでなければ渡航を許さないといふことにしたいものだと筆にしたが、はからずも內地の輸送力强化では、そのことが取りあげられてゐた。

大阪の宿での私が考へることといへば、明日の工場で喋ることと、食べることに限定されてゐた。そのほかのことはあまり考へなかつた。三月一日の非常措置で、私の小說を劇化したものも、劇場を閉鎖されて消えてしまつたのが、二本もあつた。が、別にそのことを殘念にも思はなかつた。私もひとなみに一つの犧牲を提供したといふほどの思ひでもあつた。私は平常から一億戰鬪配置につくといふことは各人が何かの形で犧牲を拂つてこそ、はじめて配置につくことを許されるのであつて、何も損するものがなくて戰鬪配置につくなど、贅澤すぎると考へてゐるからである。勿論私の犧牲がそれで十分だとは考へてゐない。が大阪の宿では己の周圍がひどくさつぱりと片付いてしまつた氣で、まる で兵隊のこころに似てゐると思つた。

人間の頭の切り替へは、難中の難である。しかし近頃のやうに對象物がことごとく從來の認識を否定してしまへば、人間の頭の切りかへはわけなく出來るものである。旅行などしてはいけないと頭の中で判斷をする以上に、第一米持參、どんなところでも食事にありつかうと思へば列をつくらねばならず、それも必ずありつけるとは限らず、宿に炭はなく、丹前も浴衣もなく、切符は許可制であるとなれば、旅行不可能の事實はいな應なしに納得されるのである。大阪の宿では、三日以內に風呂をたてることは嚴禁である。溫泉も時間制であるといへば、從來の旅行歡樂は消滅するより外はない。一億戰鬪配置にふさはしい姿勢である。私はかうした內地のやうすを前線の兵にみて貰ひたいと思ふ。內地がますますこの調子を强めてこそ、戰線の兵に對しても申譯が立つと思ふのである。

幾日か經ち、豫定の講演は終つた。

講演を終へて歸京しようと思つてゐるところへ、大阪放送局から賴まれて、女子挺身隊に話をすることになつた。そのため二日宿に待機しなければならなかつた。その當日、放送局の局員に案内されて灘波から電車にのりこんだが今日もまた、東京にくらべると、大阪の女性ははるかに時局的にみえた。もんぺ姿が多く、和服はかぞへるくらゐしか見當らなかつた。それだけ大阪の女性が時局をふかく認識してゐるといふことも出來るだらうが、一面大阪人の生活力は、器用に時局的なものを生活に取り入れ、こなしてしまふのではないかと思はれた。もんぺが日常生活にまつたくとけこんでゐた。みごとであつた。

そのせゐか、極くまれにスカートの女性をみると何か見なれない服裝のやうに思はれて、靴下の足が氣の毒に感じられるのも不思議であつた。

○○○○工場では、五百名の女子挺身隊が持つてゐた。大半が女學校出であつた。控室にゐると、一人の挺身隊員が遲ひに來た。二十一二の、利口さうな、美しい人であつた。着ぶくれなほどに作業服の下に着こんでゐたが、すでにそれなりに身についてゐた。彼女は去年私が大阪で前線の報告講演をしたとき、一番まへの席で聽いてゐたといつた。彼女は女學校を卒業し、目下母校を寄宿舍として、そこから毎日通つてゐるといふ。いろいろな話の末、私は彼女の手を輕く掌にのせた。

「この手は、以前はあなたひとりの生命を預つてゐた。あなたひとりだけの生命を持つてゐるだけで、用は足りてゐたんですね。ところが、今日ではこの手に、いく人もの尊い生命が預けられてゐるんですよ。その實感は、判るでせう?」

その手は美しかつた。細つそりとして、たよりないくらゐに見えた。彼女は頷いた。

「前線の一部隊ほどの生命が、預けられてゐるんですよ。生かすも殺すも、この手の責任なんですよ。かういふことは、おそらく今までの女の方は、一度も考へてみたこともなければ、想像してみたこともなかつたでせうね。そんなことは、女子の責任外の問題として片付けられてゐたんですからね。女子もまた、さういふことから除外されて、無反省にすごしてきてゐたんです。ところが、今日になると……」

いよいよ放送の時間となり、私は五百名の女子挺身隊に向つた。初めの間は、自分の聲が全國に、大東亞の各地にも放送されるのだといふ意識で、一抹の拘泥があつたが、すぐに忘れてしまつた。三日前まで各地の工場で二三千の工員を前にして話をしてゐたと同じ氣持になり、話してゐた。その場合、私には女子であらうと男子であらうと、何の區別もなかつた。ともに國の浮沈にかかはる重大な責任を持つた人々といふ意識以外には感じなかつた。

二十分で私の話は終つた。

そのかへり、ひとりで電車にゆられながら私は、女子挺身隊にいひたい言葉は、挺身隊としても當初の心得よりも、今後の現場生活についてより多く言ひたいのだと判つた。彼女らが大いなる責任をもつてとびこんだ現場生活に、次々に襲はれるだらう問題について言ひたいのであつた。

私は約三週間目に歸京した。歸京すると、留守中のことを妻からいろいろと聞かされた。話の末に知人の子供の入學問題も出た。知人は學區制を無視して、遠い學校へ入れることになりその子供について學校に出向いた時、學校の先生から、

「いまさらご注意申上げるまでもないと思ひますが、皆さまはお子さんの制服の生地をお持ちになつてゐることと思ひますが」と言つたさうである。

「へえ、いま時そんな不心得なことをいふ先生がゐるのかね」

と私は驚いた。

「下駄ばきで登校させてもかまはないかと、或る父兄が質問をした。そしたら、出來るだけ靴にして下さいつて、學校側は答へたさうですわ」

「學區制を無視した罰だらう」

一笑に附したものの、私は不愉快を禁じえなかつた。

新刊紹介

行刑考査法提要

玉生道經著

行刑のための身上調査は實際問題として、如何なる他の調査より多角的、徹底的、効果的でなければならない。由來種々な調査檢査、觀察が行はれてゐた。然るに、その身上調査には、一定手續に依り結果を一括した結果が實際の處遇と自然に結びつくと云ふ科學の必然的要求に答ふると云ふ點に於て缺くる恨があつた。この科學的要求に應ずる可く著者の努力が拂はれてゐる。種々な調査、檢査、觀察によつて得た資料の具體的姿態としての關係を把握し、而もこを一元化し、實際の處遇法と云ふ難問題に楔を打込んで行つたものと云ふことが出來よう。更に又收容者の全刑期に即して、行刑考査方法の組織を作らうとしてゐる。之等の方法が尖銳化し、優秀形態を具へるに及んで、而も運用の妙を併せる時は、各國の考査法に魁けた科學的處遇法の組織を得るであらう。

本書は尚、刑務官の實務書として、又教科書としての目的をも持つものである。

刑政第57巻第3号
矯正図書館



戦列に就く

伊集院　哲

民のひとりひとりが各自の反省のうへにたつて、おのおのの持場を死守し、なすべきことを命賭してやりぬくのみである。

戦列に就くにあたり、われわれは最後の反省を假借なくみづからに加へなければならない。そして、あとは、ただ死闘あるのみ。

□

このごろ「戦ふ木造船」とか「戦ふ木材」とか「戦ふ少國民」とか「戦ふ女性」とか、とにかく、やたらに「戦ふ」の二文字を頭にかぶせる風潮がいちじるしくなつてきた。

言ふまでもなく、こんにちの戦爭はそのいつさいの人的物的資源をあげて、文字どほり國の存亡を賭して戦ふいはゆる「國家總力戦」なのであるから、木造船も少國民も女性もわれわれ評論家ももちろん戦つてゐるはずである。國民一般もその日常の生活において戦つてゐるのであるから、その生活も最近の旅行にしたがへばさしづめ「戦ふ生活」と言はねばならないであらう。民のことごとくが戦列に就いたのである以上、もはや戦はざるものは一人もないはずである。

しかし、ここでわれわれが戒心せねばならぬのは、「戦ふ」といふ言葉の魔力にくらまされて、しらずしらずのうちに安易な自己滿足におちこんでゐるのではなからうか。

□

厖大なる物量にたのむ敵アメリカは、ギルバアト、マーシヤル侵攻の餘勢をかつて、つひにわが領土たる內南洋の中核トラック諸島にまで、その不遜なる攻撃をくはへきたつた。周知のごとく、トラック諸島は本土をとほざかること、わづかに三千三百キロ、こんにちの航空機の性能をもつてすれば、極々十時間の航程にしかすぎない。敵は、いまや土足をもつてわが玄關に一歩足をふみいれてきたのである。ここにおいて、太平洋の戦局はいよいよ重大段階に到達した。いな、悠久三千年の歴史にかがやく皇國の存亡を決すべき重大戦局と言はねばならぬ。

この決戦段階に對處すべく、東條、島田の兩大將がそれぞれあらたに參謀總長および軍令部總長に補せられ、國務と統帥との關係はより一そう緊密化をみ、內閣は石渡、內田、五島の三顯達の士をあらたにむかへいれて近來まれなる精强化をみるとともに、決戦實行目標十五項目をふくむ「決戦非常措置綱領」が間髪をいれずに決定發表されるなど、わが軍・官・民一體の國內結束態勢は、その緊さにおいていよいよ極點に達した。すべての人、いつさいの物、あらゆる施設が、いまや、硝煙にほひただよう戦列にことごとく就いたのである。もはや、いたづらに論議しあつてゐるときではない。國といふことである。

物は配給制になり、享樂は封鎖せられ動勞動員は强化され、戦費の國民負擔は增大し、衣服の新調は困難となり、あらゆる意味において生活への餘裕は徐々にせばめられてきた。われわれはこれを「戦ふ生活」であるとして、つとに覺悟のほぞをきめてゐるわけである。そしてなにかといふと、すぐ「われわれはいま戦つてゐるのだから」と言つて、いかにも戦意があがつてゐるかにみえる。

しかし、かく口にするほどに、ほんたうにわれわれは戦つてゐるのだらうか。前線も銃後もない、いまは國家總力戦だと口々に叫んでゐるほどに、われわれ銃後はほんたうに戦つてゐるのだらうか。

前線では將兵が、泥水をすすり、木の芽木の根をかぢり、晝夜をわかたぬ盲爆をうけ、彈藥食糧つきはてて最後には壯烈肉彈もつて敵中に突撃を敢行してゐるといふのに、われわれ銃後は依然として三度のめしをいただき、晝に働き、夜に寢て、その日常の生活は戦爭まへと根本的にはなんのかはりもないではないか。電車や汽車は相もかはらずの混雜ぶりであり、劇場や映畫館のまへには依然として蜿蜒長蛇の列がつづき、都市の周邊にはふせいでもふせいでも物はしげな買出し部隊がなだれをうち、繁華街には有閑男女が、いまだに漫歩してゐるではないか。惡質の經濟事犯はいささかも減少しないではないか。人は言ふかもしれない、それらは心なき連中のする仕業であつて、眞に國を憂へる大多數の國民は贅澤を敵として、つつましくたしなみある生活を持してゐるのだ、と。

それは、さうであらう。わたくしも、それを認めるにやぶさかではない。たしかに、大多數の國民が雹なれた背廣服を國民服に着かへ、心をしい長袖を斷ち、一杯の晩酌もやめ一刷毛の白粉も節して債券を購入し貯蓄につとめてゐる。男は戦闘帽に卷脚絆をつけ、女は一樣にもんぺ姿となりラッパ・ズボンとなつた。なるほど、國民の姿は、一樣に戦ふ姿となつた。しかし、それでその心も眞に「戦ふ心」となつたと言へるのであらうか。形は心をあらはし、心は形となつてあらはれてゐるといふことが言へるのであらうか。さう言へるのであれば、幸甚である。

しかし、それは國民服にしろといふので、背廣服を一時洋服簞笥にしまひこんだまでではないのか。長袖はこの際斷ちませうといふので、しぶしぶ縮めたまでではないのか。飲みたくも配給がなくなつたので、仕方なく長年の晩酌をやめたまでではないのか。一列歸行の貼札がいたるところの壁に貼り出されてゐるために、はやる心をおさへてやむなく列の人となつてゐるまでではないのか。使ひたくもいまは買ふ品物がないので、貯めておいてあとでうんと使ふ心で債券を購入し貯蓄をしてゐるまでではないのか。周圍の者がみなさうするから、自分も戦闘帽をかぶり卷脚絆をつけ、もんぺをつくりラッパ・ズボンをはいてゐるまでではないのか。はたして、心の背廣服をぬぎすて、心の長袖を斷ち、心の晩酌をやめたと言ふことができるのだらうか。

もし、わたくしのこの不幸な推測にしてあやまりなきものとすれば、いはゆる「國を憂へる大多數の國民のつつましくたしなみある生活」といふものは、實は戦爭下といふ非常時的環境の壓迫に一歩一歩後退していつた受身の「戦時生活」でこそあれ、積極的な「戦ふ生活」などでは決してないはずである。受身の戦時生活と積極的な戦ふ生活とを混同して、われわれは安易な自己滿足におちこんでゐるのではなからうか。

□

刑政第57巻第3号
矯正図書館

この元寇以來の未曾有の國難時を乘りきるために、警戒は言ふまでもなく敵であり、かたく禁ぜらるべきである。

しかし、それとても、もし世間の目がうるさいからとか、しようとおもつてもこの物資不足の御時勢ではどうにもしようがないとかいふやうな、いはば世間體をつくらふ氣持もしくは諦めの心から贅澤をしないでゐるといふのであれば、それはただ形のうへだけのことであつて、內實においては以前となんらかはるところはないのである。本號前號の卷頭においても言及しておいたごとく、贅澤しないといふ形は、贅澤せざるといふ心と不可分のものでなければならぬのである。精神をになはない單なる形——それはまつたく無意味である。つまりそれは「贅澤する心」で「贅澤せずに」ゐるまでのことであつて、事實上贅澤しないでゐるとしても、本質においては結局贅澤してゐるのとおなじである。

現實の戰ひがもとめてゐるところのものは「贅澤する心で贅澤しないでゐること」ではなくして、「贅澤せざる心で贅澤しないでゐること」なのである。「いまは貯めておいて戰後うんと使はうといふ心ですする貯蓄」ではなくして、「いま貯めねばお國に相すまぬ心でする貯蓄」なのである。「仕方なしの心で戰列に就くこと」ではなくして、「勇ちてしやまむの心で戰列に就くこと」なのである。形だけでもなく、精神だけでもなく、形心一如の活潑なる生の躍動そのものなのである。

これまで、われわれが「戰ふ生活」だとおもひこんで怪しまなかつたところのものは、實は消極的な「戰時生活」にほかならなかつたことを、いまこそ痛烈に自覺せねばならない。われわれの積極果敢な戰ふ心のみが、皇國を永久の榮へにおくことができるのである。

□

つぎに、われわれがいま一度確認しておかねばならぬ重要なことがらは、空間を距離單位ではかることはすくなくとも支那事變までの戰爭に妥當することであつて、航空機性能の躍進せるこんにちの大東亞戰下では、空間はもつぱら時間單位をもつてはかられねばならぬといふ戰然たる事實である。

こんにちでは、本土とトラック諸島とは何キロはなれてゐるかといふ問ひはまつたく無意味である。それは、すべから く本土とトラック諸島間は何時間の飛行時間であるかといふ問ひにあらためられねばならぬ。空間を藐然依然として距離單位ではかり、その距離數字の桁の多きに安んじてゐるあひだは、いかに「死は銃後國民にとつても隣人である」と聲をからして叫んだところで、それは全然通じないのである。そこでは、戰ひは海のむかふの出來事であり、ましてや死の如きはとほき異國人であるにすぎない。慢愴といひ苛烈といふも、それはただ單なる觀念としかうけとられてゐないのである。このやうな境に偸安の夢をむさぼつてゐるかぎり、銃後國民が戰時生活から戰ふ生活に容易に轉じえぬのも、まつたく無理からぬところである。

しかし、われわれはここで現實をいま一度注視しよう。敵の「日本に時を與ふるな」の聲は、決して單なる呼號ではないのだ。その機動力の增大による最近の侵攻速度のいちじるしさに、われわれは故意に眼を閉ぢてはならない。一昨日まではラバウル、ラバウルと言つてゐたのが昨日ではもはやマーシャルとなり、今日ではすでに本土と目と鼻のトラックにまで、その不遜たる侵攻の手はのびてきてゐるではないか。行動半徑大なる航空機と相まつて大量の空母群の出現は、太平洋といふ世界最大の海洋をもたちまちにして一個の湖と化してゐるではないか。ドーヴア海峽も太平洋も、戰略的にはもはやおなじ幅員なのだ。狹いドーヴア海峽だからロンドン市があのやうな猛爆をうけベルリン市があのやうな盲爆の甚大な被害をかうむつてゐるのではない。また、ひろい太平洋だから、われわれの帝都がいつまでも安全でありうるのではない。帝都がいまだに安全でありうるのは實に南海の無援の島々に於て勇戰奮鬪しつつあるわが忠勇なる陸・海・空將兵のおかげであり、精强無比なるわが帝國海軍の戰存によるのであつて、決して太平洋がドーヴア海峽に比してその幅員が何百倍かあるためではない。われわれはまづこのことをふかく肝に銘じておかねばならぬ。

□

最近の戰局が、眞に皇國の存亡をも決すべき重大戰局であるといふ認識と決意とは、このやうな空間にたいするただしい時間感覺の所持者にしてはじめてもちうるのではなからうか。「一機でも多くの飛行機を一刻もはやくおくれ」といふ前線よりの絕叫を、眞にわが身をえぐられるのおもひできき とることのできる耳は、このやうなあらたな感覺をもつた耳なのだ。

われわれ銃後國民をして、消極的な戰時生活より積極的な戰ふ生活に全面的にむかはせる契機は、國體護持の熾烈な草莽の心であることは言ふまでもないが、その草莽の心はただしい時間感覺によつて支へられたものでなければ非力である。竹槍三千本はつひに一機の飛機關銃におよばぬのである。

ペルリンやハンブルクやフランクフルトなどの大都市が反軸枢空軍の大爆撃を連續的にかうむり、ために幾多の工場・住宅が破壞され、幾萬かの市民が無殘にも死傷してゐることは、すでに外電のしばしば報じたところである。このやうな爆撃による人的物的の被害は、決して一個人の損害一個人の不幸たるにとどまらず、それはただちに國の戰力そのものを減殺しないではおかぬのである。政府はこの點にかんがみて、畫期的「都市疎開實施要綱」を決定し、帝都をはじめ京濱、阪神、名古屋、北九州などの指定地域內の重要都市の疎開を急速にはかることにした。しかし、疎開そのものにたいする國民の自覺がいまだ十分でないため、疎開の成績はそれほどあがつてゐないと言はれてゐる。そこで、ある人は言ふ、「太平洋といふ廣大な空間の存する以上は、ロンドンやベルリンにおけるやうな數千機にものぼる大空襲は絕對にありえない、あつても航空母艦の甲板上より飛びたつ艦載機によるゲリラ的空襲がせいぜいのところであらう」と。また他の人は言ふ、「いつぺんでもいいから、現實にはげしい空襲の體驗をしてみない以上は、疎開への心構へなり覺悟なりは出てくるものではない、いつぺん空襲をうければ、とどまれと言つたつて、われさきになだれをうつて疎開——いな四散するであらう」と。これらは、いづれも、空間にたいする舊套依然たる感覺からくるおそるべき迷妄である。關東大震火災のあの慘狀が、わが帝都に明日にも再現しないと誰が保證しえようか。

疎開にとつて肝重なものは、まさに時である。時を無視した疎開が、いつたいどのやうな意義をもつと言ふのだらうか時こそは、大東亞戰完遂の重要尺度でなければならぬ。すなはち、この「時」はただに疎開においてのみならず、飛行機の增產においても、船舶の增產においても、われわれの戰ふ生活においても、はたまた「決戰非常措置要綱」の全項目の實行においても、このうへなく貴重である。

—(十九頁へ續く)—

戰時行刑の重點的運營

野原達三

戰時行刑の重點的運營

一、序說
二、戰時行刑の目標
三、運營の方式
四、戰時行刑組織
五、指導原理
六、結語

一、

近代戰は國家總力戰たることに依り特徴づけられてゐる。總力戰と言ふ以上文字通り國家の總力を擧げ最善の努力を以て戰爭遂行の爲に邁進せねばならぬのであつて、殊に今次大東亞戰爭は物質力の厖大を以て誇る米英を敵として戰つてゐるのであるから、銃後活動の總てはその全力を生產增强の一點に集中し、これに對抗せねばならぬといふなのである。從つて行刑に於ても亦この生產の增强こそは戰時下に於ける運營の重點として强力に推進されねばならないところである。

斯くして生產力の增强は時局下國策の要請として、その行刑に對する教化的價値の如何を問はず一の至上命令として絶對的のものですらあるのであるが、それにもまして、生產力の增强は戰時行刑の重點として、その重要性を强調すべき强き理由を有するのである。それは單に「働かざるものは食ふべからず」とする人間生活上の倫理的原則を行ふものであるが故にとか！或は勤勞を基本とする教化こそ眞の教化であるからとか言ふ如き、抽象的な、しかも平時的な理由に依るものではなくして、これこそは實に、日本的な、しかも生命の通へる特殊な理由に基くのである。固より勤勞の倫理的原則や、その教育的價値は否定すべくもないのであるが、それらは平時的作業に於ても期待し得るが、こゝに特に考慮する必要はないであらう。戰時行刑の重點として特に生產力の增强が强調されねばならぬとする理由は、それが戰力增强の最大の手段であり、それに挺身することは直に第一線に通ずる、戰ふ銃後國民の愛國的行動であり、受刑者をして受刑者である前に日本人たることの自覺を喚起するに最も適はしき、眞に日本的な教化手段たることに存する。最近我國の行刑が戰時重要作業に百八十度の轉換を遂げ劃期的な成果を收めてゐるのであるが、それら轉換の動機が時局の要請に基く他動的なものではなくして、何れも自主的であつた事情も右述べた理由を認識してのことであつたと信ずる。

兎もあれ行刑は何等かの意味に於て常に作業の問題である。以下少しくこの點を中心として若干私見を述べ轉換期にある所內行刑の運營に對し聊か資するところがありたいと思ふ。

二、

從來行刑に於ては「受刑者の社會復歸」とか「忠良なる皇國臣民への更生」とか種々目標を揭げ教化の手段をつくして來たのであるが、然し實際の場合に於てこれら行刑的努力が一丸となつて集中さるべき具體的な統一目標如何と言へば聊か明瞭を缺いてゐた樣に思ふ。ある者は作業といひ、ある者は戒護といひ、教務又は醫務といひ、ある者はその總てなりといひ、人に依り時に依り一定し難く、時に主たる方向が示されてゐても各種施策の間に有機的な統一を缺き、齟齬さるべき行刑効果の減殺を來した樣な場合は必ずしも尠しとしなかつたのである。玆に於てか行刑の各種機能が一體となり、その努力の集中さるべき最も適切なる目標が決定される必要が生じ來るのであつて、戰時下の今日に於ては、斯る目標が生產の增强に在りとせられるのである。然らばこの生產增强の目標を行刑の實際に適用して行く場合には果して如何なる形が採らるべきであらうか。これ等の點に關しては次の諸事情が考慮されねばならない。

先づその第一は當然のこと乍ら今日國家が戰爭遂行上最も必要とする種類の作業でなければならぬといふことである。先にも述べた如くこの種の作業が最も日本人的自覺の喚起に貢獻し得るのであり、かゝる意味合に於て最も行刑教化に適するものと言へよう。從來の作業經營に於てはこの種の教化的意義を所謂軍需品の製作に求めてゐたのであるが今日の狀態に於ては必ずしも直接軍需品たる事を要しない。少くともその作業が戰爭遂行上第一義的意義を有すれば足りるとすべきである。而して實際の場合に於てこれらの作業は多く重工業の部類に屬するものであることは言ふ迄もない。現に刑務作業が重點的に施行しつゝある作業、就中ある種構外

刑政第57巻第3号
矯正図書館

作業はこの種のものに屬する。唯所内に於ける刑務作業の現狀は未だ從前の木工、洋裁縫工、印刷工等輕工業の域を脫せざるものが多く、且内容は軍需たる場合に在つても、戰爭遂行との關係に於ては第二義的乃至間接的意義を有するに過ぎざるものが多い。時に重要の意義を有するとしても行刑作業の如き組織的勞務を以て實施するに値しないものもある。これらの作業は當然、行刑の敎化的價値から言つても速に時局下の重點作業に轉換さるべきであつて、然もその轉換は極めて迅速に實施されねばならない。現在の決戰段階に在りては拙速は巧遲に勝ることと幾何たるやを知らず、否絶對的要請であるとさへ言ひ得る。

第二に考慮さるべき事情は製作目標の特定といふことである。實は上述するところに依り、刑務作業として時局下喫緊の作業を實施するといふことは、當然に特定の製作品目を豫定しての議論であつたのである。從つて玆に殊更この點を取立てゝ强調する必要はない筈であるが、從來の刑務作業の大いなる特色として、先づ勞務とそしてこれに附隨せる幾何かの作業設備とが存在し、然る後その時々に於ける交涉の結果、製作品目が定まるといふ實狀にあつたのであつて、これが刑務作業經營の計畫性を曖昧ならしめ能率の合理化と作業の敎化的處遇に妙なからざる支障を來してゐたのであつて、製作目標は必ずしも確立されて居る譯ではないのであるから、改めてこの點强調したいのである。固より刑罰勞務は特定の作業計畫の爲に用意せられたものでないことは當然であり、現在に於ても勞務が先行しこれに作業が追從するといふ根本事情に變りはないのであるが、然し斯かる事實は暫く措き、その條件の下に於て如何にすれば最高の能率を發揮し、時局の要請に應へ得るやと言へば、それには矢張り當然に豫め作業計畫を確立し製作品目を特定し置かねばならぬことゝなるのである。それは又現代的刑務作業の現狀に於ては、作業の内容は軍需たる場合に在つても、戰爭遂行との關係に於ては第二義的乃至間接的意義を有するに過ぎざるものが多く、且内容は軍需たる場合に在つても、戰爭遂行との關係に於ては第二義的乃至間接的意義を有するに過ぎざるものが多い。時に重要の意義を有するとしても行刑作業の如き組織的勞務を以て實施するに値しないものもある。これらの作業は當然、行刑の敎化的價値から言つても速に時局下の重點作業に轉換さるべきであつて、然もその轉換は極めて迅速に實施されねばならない。現在の決戰段階に在りては拙速は巧遲に勝ることと幾何たるやを知らず、否絶對的要請であるとさへ言ひ得る。

第二に考慮さるべき事情は製作目標の特定といふことである。實は上述するところに依り、刑務作業として時局下喫緊の作業を實施するといふことは、當然に特定の製作品目を豫定しての議論であつたのである。從つて玆に殊更この點を取立てゝ强調する必要はない筈であるが、從來の刑務作業の大いなる特色として、先づ勞務とそしてこれに附隨せる幾何かの作業設備とが存在し、然る後その時々に於ける交涉の結果、製作品目が定まるといふ實狀にあつたのであつて、これが刑務作業經營の計畫性を曖昧ならしめ能率の合理化と作業の敎化的處遇に妙なからざる支障を來してゐたのであつて、製作目標は必ずしも確立されて居る譯ではないのであるから、改めてこの點强調したいのである。固より刑罰勞務は特定の作業計畫の爲に用意せられたものでないことは當然であり、現在に於ても勞務が先行しこれに作業が追從するといふ根本事情に變りはないのであるが、然し斯かる事實は暫く措き、その條件の下に於て如何にすれば最高の能率を發揮し、時局の要請に應へ得るやと言へば、それには矢張り當然に豫め作業計畫を確立し製作品目を特定し置かねばならぬことゝなるのである。それは又現代的刑務作業の現狀に於ては、作業の内容は軍需たる場合に在つても、戰爭遂行との關係に於ては第二義的乃至間接的意義を有するに過ぎざるものが多く、且内容は軍需たる場合に在つても、戰爭遂行との關係に於ては第二義的乃至間接的意義を有するに過ぎざるものが多い。時に重要の意義を有するとしても行刑作業の如き組織的勞務を以て實施するに値しないものもある。これらの作業は當然、行刑の敎化的價値から言つても速に時局下の重點作業に轉換さるべきであつて、然もその轉換は極めて迅速に實施されねばならない。現在の決戰段階に在りては拙速は巧遲に勝ることと幾何たるやを知らず、否絶對的要請であるとさへ言ひ得る。

第二に考慮さるべき事情は製作目標の特定といふことである。實は上述するところに依り、刑務作業として時局下喫緊の作業を實施するといふことは、當然に特定の製作品目を豫定しての議論であつたのである。從つて玆に殊更この點を取立てゝ强調する必要はない筈であるが、從來の刑務作業の大いなる特色として、先づ勞務とそしてこれに附隨せる幾何かの作業設備とが存在し、然る後その時々に於ける交涉の結果、製作品目が定まるといふ實狀にあつたのであつて、これが刑務作業經營の計畫性を曖昧ならしめ能率の合理化と作業の敎化的處遇に妙なからざる支障を來してゐたのであつて、製作目標は必ずしも確立されて居る譯ではないのであるから、改めてこの點强調したいのである。固より刑罰勞務は特定の作業計畫の爲に用意せられたものでないことは當然であり、現在に於ても勞務が先行しこれに作業が追從するといふ根本事情に變りはないのであるが、然し斯かる事實は暫く措き、その條件の下に於て如何にすれば最高の能率を發揮し、時局の要請に應へ得るやと言へば、それには矢張り當然に豫め作業計畫を確立し製作品目を特定し置かねばならぬことゝなるのである。それは又現代的刑務作業の現狀に於ては、作業の内容は軍需たる場合に在つても、戰爭遂行との關係に於ては第二義的乃至間接的意義を有するに過ぎざるものが多く、且内容は軍需たる場合に在つても、戰爭遂行との關係に於ては第二義的乃至間接的意義を有するに過ぎざるものが多い。時に重要の意義を有するとしても行刑作業の如き組織的勞務を以て實施するに値しないものもある。これらの作業は當然、行刑の敎化的價値から言つても速に時局下の重點作業に轉換さるべきであつて、然もその轉換は極めて迅速に實施されねばならない。現在の決戰段階に在りては拙速は巧遲に勝ることと幾何たるやを知らず、否絶對的要請であるとさへ言ひ得る。

第二に考慮さるべき事情は製作目標の特定といふことである。實は上述するところに依り、刑務作業として時局下喫緊の作業を實施するといふことは、當然に特定の製作品目を豫定しての議論であつたのである。從つて玆に殊更この點を取立てゝ强調する必要はない筈であるが、從來の刑務作業の大いなる特色として、先づ勞務とそしてこれに附隨せる幾何かの作業設備とが存在し、然る後その時々に於ける交涉の結果、製作品目が定まるといふ實狀にあつたのであつて、これが刑務作業經營の計畫性を曖昧ならしめ能率の合理化と作業の敎化的處遇に妙なからざる支障を來してゐたのであつて、製作目標は必ずしも確立されて居る譯ではないのであるから、改めてこの點强調したいのである。固より刑罰勞務は特定の作業計畫の爲に用意せられたものでないことは當然であり、現在に於ても勞務が先行しこれに作業が追從するといふ根本事情に變りはないのであるが、然し斯かる事實は暫く措き、その條件の下に於て如何にすれば最高の能率を發揮し、時局の要請に應へ得るやと言へば、それには矢張り當然に豫め作業計畫を確立し製作品目を特定し置かねばならぬことゝなるのである。それは又現代的刑務作業の現狀に於ては、作業の内容は軍需たる場合に在つても、戰爭遂行との關係に於ては第二義的乃至間接的意義を有するに過ぎざるものが多く、且内容は軍需たる場合に在つても、戰爭遂行との關係に於ては第二義的乃至間接的意義を有するに過ぎざるものが多い。時に重要の意義を有するとしても行刑作業の如き組織的勞務を以て實施するに値しないものもある。これらの作業は當然、行刑の敎化的價値から言つても速に時局下の重點作業に轉換さるべきであつて、然もその轉換は極めて迅速に實施されねばならない。現在の決戰段階に在りては拙速は巧遲に勝ることと幾何たるやを知らず、否絶對的要請であるとさへ言ひ得る。

第二に考慮さるべき事情は製作目標の特定といふことである。實は上述するところに依り、刑務作業として時局下喫緊の作業を實施するといふことは、當然に特定の製作品目を豫定しての議論であつたのである。從つて玆に殊更この點を取立てゝ强調する必要はない筈であるが、從來の刑務作業の大いなる特色として、先づ勞務とそしてこれに附隨せる幾何かの作業設備とが存在し、然る後その時々に於ける交涉の結果、製作品目が定まるといふ實狀にあつたのであつて、これが刑務作業經營の計畫性を曖昧ならしめ能率の合理化と作業の敎化的處遇に妙なからざる支障を來してゐたのであつて、製作目標は必ずしも確立されて居る譯ではないのであるから、改めてこの點强調したいのである。固より刑罰勞務は特定の作業計畫の爲に用意せられたものでないことは當然であり、現在に於ても勞務が先行しこれに作業が追從するといふ根本事情に變りはないのであるが、然し斯かる事實は暫く措き、その條件の下に於て如何にすれば最高の能率を發揮し、時局の要請に應へ得るやと言へば、それには矢張り當然に豫め作業計

畫を確立し製作品目を特定し置かねばならぬことゝなるのである。それは又現代的刑務作業の現狀は未だ從前の木工、洋裁縫工、印刷工等輕工業の域を脫せざるものが多く、且内容は軍需たる場合に在つても、戰爭遂行との關係に於ては第二義的乃至間接的意義を有するに過ぎざるものが多い。時に重要の意義を有するとしても行刑作業の如き組織的勞務を以て實施するに値しないものもある。これらの作業は當然、行刑の敎化的價値から言つても速に時局下の重點作業に轉換さるべきであつて、然もその轉換は極めて迅速に實施されねばならない。現在の決戰段階に在りては拙速は巧遲に勝ることと幾何たるやを知らず、否絶對的要請であるとさへ言ひ得る。

第二に考慮さるべき事情は製作目標の特定といふことである。實は上述するところに依り、刑務作業として時局下喫緊の作業を實施するといふことは、當然に特定の製作品目を豫定しての議論であつたのである。從つて玆に殊更この點を取立てゝ强調する必要はない筈であるが、從來の刑務作業の大いなる特色として、先づ勞務とそしてこれに附隨せる幾何かの作業設備とが存在し、然る後その時々に於ける交涉の結果、製作品目が定まるといふ實狀にあつたのであつて、これが刑務作業經營の計畫性を曖昧ならしめ能率の合理化と作業の敎化的處遇に妙なからざる支障を來してゐたのであつて、製作目標は必ずしも確立されて居る譯ではないのであるから、改めてこの點强調したいのである。固より刑罰勞務は特定の作業計畫の爲に用意せられたものでないことは當然であり、現在に於ても勞務が先行しこれに作業が追從するといふ根本事情に變りはないのであるが、然し斯かる事實は暫く措き、その條件の下に於て如何にすれば最高の能率を發揮し、時局の要請に應へ得るやと言へば、それには矢張り當然に豫め作業計畫を確立し製作品目を特定し置かねばならぬことゝなるのである。それは又現代的刑務作業の現狀は未だ從前の木工、洋裁縫工、印刷工等輕工業の域を脫せざるものが多く、且内容は軍需たる場合に在つても、戰爭遂行との關係に於ては第二義的乃至間接的意義を有するに過ぎざるものが多い。時に重要の意義を有するとしても行刑作業の如き組織的勞務を以て實施するに値しないものもある。これらの作業は當然、行刑の敎化的價値から言つても速に時局下の重點作業に轉換さるべきであつて、然もその轉換は極めて迅速に實施されねばならない。現在の決戰段階に在りては拙速は巧遲に勝ることと幾何たるやを知らず、否絶對的要請であるとさへ言ひ得る。

第二に考慮さるべき事情は製作目標の特定といふことである。實は上述するところに依り、刑務作業として時局下喫緊の作業を實施するといふことは、當然に特定の製作品目を豫定しての議論であつたのである。從つて玆に殊更この點を取立てゝ强調する必要はない筈であるが、從來の刑務作業の大いなる特色として、先づ勞務とそしてこれに附隨せる幾何かの作業設備とが存在し、然る後その時々に於ける交涉の結果、製作品目が定まるといふ實狀にあつたのであつて、これが刑務作業經營の計畫性を曖昧ならしめ能率の合理化と作業の敎化的處遇に妙なからざる支障を來してゐたのであつて、製作目標は必ずしも確立されて居る譯ではないのであるから、改めてこの點强調したいのである。固より刑罰勞務は特定の作業計畫の爲に用意せられたものでないことは當然であり、現在に於ても勞務が先行しこれに作業が追從するといふ根本事情に變りはないのであるが、然し斯かる事實は暫く措き、その條件の下に於て如何にすれば最高の能率を發揮し、時局の要請に應へ得るやと言へば、それには矢張り當然に豫め作業計畫を確立し製作品目を特定し置かねばならぬことゝなるのである。それは又現代的刑務作業の現狀は未だ從前の木工、洋裁縫工、印刷工等輕工業の域を脫せざるものが多く、且内容は軍需たる場合に在つても、戰爭遂行との關係に於ては第二義的乃至間接的意義を有するに過ぎざるものが多い。時に重要の意義を有するとしても行刑作業の如き組織的勞務を以て實施するに値しないものもある。これらの作業は當然、行刑の敎化的價値から言つても速に時局下の重點作業に轉換さるべきであつて、然もその轉換は極めて迅速に實施されねばならない。現在の決戰段階に在りては拙速は巧遲に勝ることと幾何たるやを知らず、否絶對的要請であるとさへ言ひ得る。

第二に考慮さるべき事情は製作目標の特定といふことである。實は上述するところに依り、刑務作業として時局下喫緊の作業を實施するといふことは、當然に特定の製作品目を豫定しての議論であつたのである。從つて玆に殊更この點を取立てゝ强調する必要はない筈であるが、從來の刑務作業の大いなる特色として、先づ勞務とそしてこれに附隨せる幾何かの作業設備とが存在し、然る後その時々に於ける交涉の結果、製作品目が定まるといふ實狀にあつたのであつて、これが刑務作業經營の計畫性を曖昧ならしめ能率の合理化と作業の敎化的處遇に妙なからざる支障を來してゐたのであつて、製作目標は必ずしも確立されて居る譯ではないのであるから、改めてこの點强調したいのである。固より刑罰勞務は特定の作業計畫の爲に用意せられたものでないことは當然であり、現在に於ても勞務が先行しこれに作業が追從するといふ根本事情に變りはないのであるが、然し斯かる事實は暫く措き、その條件の下に於て如何にすれば最高の能率を發揮し、時局の要請に應へ得るやと言へば、それには矢張り當然に豫め作業計

畫を確立し製作品目を特定し置かねばならぬことゝなるのである。それは又現代的刑務作業の現狀は未だ從前の木工、洋裁縫工、印刷工等輕工業の域を脫せざるものが多く、且内容は軍需たる場合に在つても、戰爭遂行との關係に於ては第二義的乃至間接的意義を有するに過ぎざるものが多い。時に重要の意義を有するとしても行刑作業の如き組織的勞務を以て實施するに値しないものもある。これらの作業は當然、行刑の敎化的價値から言つても速に時局下の重點作業に轉換さるべきであつて、然もその轉換は極めて迅速に實施されねばならない。現在の決戰段階に在りては拙速は巧遲に勝ることと幾何たるやを知らず、否絶對的要請であるとさへ言ひ得る。

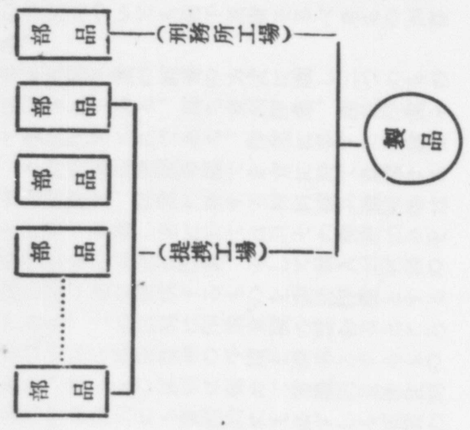
第二に考慮さるべき事情は製作目標の特定といふことである。實は上述するところに依り、刑務作業として時局下喫緊の作業を實施するといふことは、當然に特定の製作品目を豫定しての議論であつたのである。從つて玆に殊更この點を取立てゝ强調する必要はない筈であるが、從來の刑務作業の大いなる特色として、先づ勞務とそしてこれに附隨せる幾何かの作業設備とが存在し、然る後その時々に於ける交涉の結果、製作品目が定まるといふ實狀にあつたのであつて、これが刑務作業經營の計畫性を曖昧ならしめ能率の合理化と作業の敎化的處遇に妙なからざる支障を來してゐたのであつて、製作目標は必ずしも確立されて居る譯ではないのであるから、改めてこの點强調したいのである。固より刑罰勞務は特定の作業計畫の爲に用意せられたものでないことは當然であり、現在に於ても勞務が先行しこれに作業が追從するといふ根本事情に變りはないのであるが、然し斯かる事實は暫く措き、その條件の下に於て如何にすれば最高の能率を發揮し、時局の要請に應へ得るやと言へば、それには矢張り當然に豫め作業計畫を確立し製作品目を特定し置かねばならぬことゝなるのである。それは又現代的刑務作業の現狀は未だ從前の木工、洋裁縫工、印刷工等輕工業の域を脫せざるものが多く、且内容は軍需たる場合に在つても、戰爭遂行との關係に於ては第二義的乃至間接的意義を有するに過ぎざるものが多い。時に重要の意義を有するとしても行刑作業の如き組織的勞務を以て實施するに値しないものもある。これらの作業は當然、行刑の敎化的價値から言つても速に時局下の重點作業に轉換さるべきであつて、然もその轉換は極めて迅速に實施されねばならない。現在の決戰段階に在りては拙速は巧遲に勝ることと幾何たるやを知らず、否絶對的要請であるとさへ言ひ得る。

第二に考慮さるべき事情は製作目標の特定といふことである。實は上述するところに依り、刑務作業として時局下喫緊の作業を實施するといふことは、當然に特定の製作品目を豫定しての議論であつたのである。從つて玆に殊更この點を取立てゝ强調する必要はない筈であるが、從來の刑務作業の大いなる特色として、先づ勞務とそしてこれに附隨せる幾何かの作業設備とが存在し、然る後その時々に於ける交涉の結果、製作品目が定まるといふ實狀にあつたのであつて、これが刑務作業經營の計畫性を曖昧ならしめ能率の合理化と作業の敎化的處遇に妙なからざる支障を來してゐたのであつて、製作目標は必ずしも確立されて居る譯ではないのであるから、改めてこの點强調したいのである。固より刑罰勞務は特定の作業計畫の爲に用意せられたものでないことは當然であり、現在に於ても勞務が先行しこれに作業が追從するといふ根本事情に變りはないのであるが、然し斯かる事實は暫く措き、その條件の下に於て如何にすれば最高の能率を發揮し、時局の要請に應へ得るやと言へば、それには矢張り當然に豫め作業計

性を條件とするものであるから、從來的意義に於ても多角經營はこの點に於て或程度の抑制が爲されねばならなかつたのである。況しや釋放者の多くが受刑中の作業とは無關係に就職するといふ統計的事實や現時の社會事情が業種の多角經營に依つて受刑者の釋放後を保護せんとする意圖には必ずしも適合し難いものであること、更には時局下の國策的要請を考慮するに於ては經營の多角性は遂に支持するに由なきに至るのである。かくて、業種を單純化し經營能率を合理化することは、先に述べた製作目標を特定し戰時下重點作業へ轉換することゝ併せ考へ始めて全き意義を有することゝなる。これ等の事情は今日行刑上最も成功せるものとさるゝ構外作業について見るならば一目瞭然であつて、所内作業の現狀に對してはよき手本を示すものと言ふべきであらう。

第四に單一作業としての經營の單純化に對しては作業の敎育的價値の見地から一貫作業としての工程の複雜性を必要とするのである。單純工程の單一作業は多角經營の場合に反し、勞務配置の多樣性を期し難いのであるからその缺點を補ふためにも一貫作業たることは望ましいことである。殊に單純工程の作業の多くは、經營上は外部の工場の下請關係に立たざるを得ないのであり、そのことは刑務作業經營に自主性を喪失せしめ、延いては受刑者の處遇に、刑務官以外の第三者の好ましからざる影響を甘受せざるべからざる結果となるのである。又作業經營に自主性を缺除することは作業經營自體に對する興味も、仕事の結果に對する關心も能くこれを繫ぎ留め得ないであらうから時局の要請たる生產の增强に對しても逆行する結果とならう。何れにしても一貫作業は（イ）作業自體の敎化的價値に富み、（ロ）勞務配置の多樣性を確保し、（ハ）經營計畫の自主性に適し、（ニ）經

矯正図書館



（イ）仕事も、従つて従来の作業の實狀は、所謂重工業の刑務作業の典型的なるものにありても、一貫性に乏しきを免れず、作業經營の實質は謂はゞ「旋盤持ちの賃仕事」に過ぎなかつたのである。尤も今日重工業の多くは巨大なる經營規模に於て外部工場と提携し一貫作業の工程の一部を實施又は特徴を有する多數の部品の一貫作業を繼續生産することに依り、本來一貫作業の實施が困難なる場合に於ては、少くとも部品の一貫作業を實施もなければ他の刑務所工場又は外部工場より外注用するも、さもなければ他の刑務所工場と提携し一貫作業の工程の一部を實施は

三、

以上を要するに、戰時下に於ける刑務作業の目標としては、直接戰力增强に資し得るものであり、而も豫め製作の目的物を特定し且明確なる作業計畫を以てする一貫作業を、なるべく單一業種として施行することである。斯くすることに依り始めて能く、時局の要請たる生産の增强と、刑務作業としての教化的要請を兩者不可分の關係に於て最高度に充足し得るのである。然しこれら作業の目標について見たる諸種の考慮を更に遺憾なからしめんとするには尙その運營の方式についても若干反省さるべきものが存する。

從來刑務作業の經營の方式に關し三つのものが區別されてゐる。即ち官司作業、請負作業そして委託作業これである。作業に要する勞務は固より材料器具機械等總てを官に於て負擔するのが官司作業、作業に要する材料機具機械等は私人に於て負擔し官に於ては只その勞務のみを提供するものが請負作業、そして私人が材料の全部又は一部を提供するものを委託作業とするのである。この區別は作業章程の認むるところであつて專ら事務整理の手續を標準とするものであり、然もその區別は極めて常識的且便宜的であつて理論的にも實際的にも必ずしも正當のものではない。事務整理の問題として見る場合に於ても委託作業の意義が極めて不明瞭であり結局その時々の當局者の便宜に從ひ請負とも委託とも都合よく處理されるであらう。理論的に見ても手續上必ずしも斯く區別される必然性はないのであつて、要は整理上の問題としてはその正確性が保たるれば可なるのである。從つて手續上の必要としては却つて、作業が物品の製作を內容とするか單に勞力の提供を內容とするか或はそれが農業的生產なりや漁業的生產なりや等作業內容の實體に卽し區別さるべきものであらう。然しこゝに注意すべきことは斯る區別を認むることは必ずしも行刑的のものでないといふことである。物の生產に際し斯る整理上の手續を要することは刑務作業に特有のものでなく、凡そ生產を行ふ以上その經營主體の如何を問はず發生する問題であるからこの區別を以て直に行刑特有のものとなし、請負作業は排斥すべく、官司作業は推賞さるべしとなすことは正當でない。私の見るところに依れば、行刑の問題として作業經營上必要なる方式と言へば、それは受刑者の處遇が敎化の適正を期し得るや否やにその標準を求めなければならぬものと信ずる。この意味より言ふならば作業經營上その計畫と結果に對する責任が總て官に在るものが官司作業、そのこつ乍ら行刑以外の第三者に屬するものが請負作業、そしてその二つのものが官と第三者とに共通的に負擔されるものが委託作業と解すべきものである。作業の計畫とその結果に對する經營上の責任が總て行刑當局に歸するならば受刑者の處遇に第三者の關與を許す餘地なく、又經營の結果に對する全責任を負擔するものであるから、作業能率は官自身の問題としてその增進に全能力を傾注することゝなり、生產增强の趣旨に最も適合するものと謂はねばならぬ。斯る意味に於て戰時下に於ても官司作業が最も推賞さるべきことは當然とすべきである。請負作業はこれに反し、受刑者の處遇が事實上の問題として第三者に影響すること著しく而も仕事の結果に對しては官は何等の責任をもとに採らざるものであるから能率增進には適當し難いことは想像に難くないところである。何れにしても戰時下に於ける作業經營は生產增强に適し且敎化に資するものであるならば如何なる經營の形式たるやを問はざるものと言ふ結論に到達する。然らば先にも述べた樣に時局下喫緊の重工業の多くが刑務作業の單獨經營に適し難いものであるとすれば、我々は一步讓つて官民一致共同の責任に於て上に述べた官司作業の趣旨を最高度に生かすべきことゝならう。これ新しき意義の委託作業形式であつて、今日多く行はれてゐる民間會社との提携に係る時局作業の實施に付いては特に注意さるべき點である。官に於てはたゞ勞務を提供し少しでも多くの賃金を得ればよいといふのではなく、又會社側に於ては行刑の處遇には凡そ無關係にたゞ作業能率さへ上れば足りるとするのでもない。表面の形式上は兎も角、飽くとも事實の問題としては兩者共同の責任に於て一體となり生產の增强に邁進し且行刑の處遇に挺身する底のものでなければならないのである。斯くの如き經營方式は過去の時代に於ては想像も許されなかつたであらうが、今日の如き公私の生活がその區別を喪失し、總てを擧げて國家的に統一されねばならぬ時代に於ては、かゝる方式こそ國家總力戰の實相を最も端的に表現するものとして、必ずしも排斥すべきものではないのである。我々の經驗と努力とにより第三者の介入に依り豫想さるべき惡しき影響は徹底的に之を排除し、反對にこれに依り受くべき利點は最高度に活用するならば委託方式こそ今日最も推賞さるべきものともならう。是非は兎もあれ、今日の狀勢に於てはこの新方式は不可避的であつて、我々はその運用上最も賢明であらねばならぬのである。かくて從來請負業より官司業への努力は再轉してこゝに謂ふ新委託業へと進展することゝなつた。

次に作業の運營方式に關し尙考慮さるべき一事がある。それは刑務作業の本質論にも關連することであつて、上來述べ來つた如く刑務作業を以て一の經營組織として見る立場に於ては特に忘れてはならないところである。

元來刑務作業は窮極に於ては作業自體が目的

刑政第57巻第3号
矯正図書館

ではなくて、むしろそれは手段であり作業に依り教育するのが本旨である。そこで今日の場合の如く作業に依り生産の増強と受刑者の教化と二つの目的を追及することは果して實際上理論上可能であらうか、又調和し得るものであらうか。

惟ふに刑務作業と言はず總て生産組織たる經營體にはその要素として人的方面と物的方面とがある。そしてその經營體の作業能率を最も合理的に向上せしめる爲の方法として最近我國に於ても廣く世上喧傳せられてゐるものに科學的管理法なるものがある。それに依れば經營體の物的方面の管理が所謂材料管理や工程管理や原價管理等と稱せられ、人的方面の管理が所謂勞務管理と稱せられるものである。物的要素の管理に於ては勿論「能率」が問題とせられねばならぬのであるが、科學的管理法は人的要素の管理に於ても亦「能率」のことを問題としてゐる。その立場はどこ迄も人を物と同一平面上に於て論じてゐるのであり、所謂米英流の唯物主義の世界觀を遺憾なく發揮してゐるのである。尤も近代資本主義的工場經營に於ては人間の勞務に關しても物的資材と同樣に頗る之と類似せる取扱を受くる場合が多いのであつて、その爲に勞務管理の概念が發達しその管理の合理化や能率增進が考へられる樣になつたものであらう。然し私の見るところによれば人間の問題に關する限り管理や合理化や又は能率の問題は存立の餘地がないのであつて、そこには管理ではなくて「處遇」が、合理化ではなくて「教育」が、そして能率ではなくて「人間完成」の問題のみが存すべきものと思ふ。（この意味に於て「勞務管理」なる語自體不當な言ひ廻しである。）即ち表示すれば次の如くなる。

工場管理 ＜ 人的要素—處遇—教育—人間完成（勞務管理）
　　物的要素—計算—合理化—能率の問題（物的管理）
　　（管理）

右の如く工場管理は物的要素に對しては各種管理を適正化し、人的要素に對しては之を物と同一の立場に於てではなく「人として待遇」することに依り、兩々相俟ち始めて工場全體の眞の能率增進が期待され得るものである。從來工場經營に於てこの理を閉却したが爲に徒に混亂と能率低下が蓄起したのである。

刑務作業經營に付いても同樣のことが言ひ得るのであつて、作業には經營的方面と處遇的方面が存する。監獄法その他法律勅令等には後者の立場から作業を規定し、作業章程以下訓令通牒には前者の立場から規定するものが多い。固よりこの兩者は全然無關係ではなくて、眞に合理化された經營方法の管理が處遇上最も敎化に適する結果となり、反對に受刑者の處遇が眞に適正を得れば經營全體の能率增進に資し得ることとなる。行刑は人の問題であると同時に生産自體も亦人の問題であるとして生産能率を考へ、それが失敗に歸したことは大東亞戰爭に入り廣く承認されたところである。今日では行刑人以外の生産人と雖も生産は結局人の問題として人を主とし人の處遇を適正化するに非されば眞に生産能率の增進は期し得られざることが明かとなつた。

今日戰時行刑の生産增強への邁進は以上の意味に於て決して行刑本來の人の問題から脫却するものではなくて、これこそ眞に行刑が本來の使命に徹することに依り、能く時局の要請にも應じ得るの理を明にするものと言ふべきであらう。この理を要約するならば作業經營の方式は「人（受刑者）の處遇」を中心として强力に推進されねばならぬことゝなり、かくしてこそ敎化卽生産增强ともなり得るのである。

四、

以上に於て戰時下に於ける行刑の中心目標が確定せられ、その運營の方式が明かにせられたのであるが、然らばこの目標に對して挺身すべき人の組織を如何にすべきやが次に來る問題たらざるを得ない。

從來法文に於て行刑目標を具體的に明示せられたものは尠くなかつたのであるが、組織の點に關しては刑務所事務分掌に關する規定が定められ、今日に於ても一應これに依り處理せられてゐる。卽ち周知の如く、刑務所の事務は庶務、戒護、作業、敎務、醫務の五課に依り分掌せられ、別に所長の諮問機關としての刑務官會議が設置せられてゐる。形態に整然としてゐるが然しその運用に關しては多少遺憾の節が無かつたであらうか。事務分掌の考へ方には過去の自由主義的對立觀に嶋された點は皆無であつたであらうか。始めにも一言した如く、尠くともその運用上は各課の施策に有機的統一性を缺き時には顯著なる對立矛盾が生ずる場合も尠なからずあつた樣に思ふ。この點に於て折角各課の努力もその效果を相減殺し合ふ結果となり、强力な行刑の運用は期し得られなかつたのである。又統率者たる所長にその人を得た樣な場合に於ても各課が一丸となり所期の目的に向つて突進するには必ずしも適當の組織ではなかつたであらう。これ等の事情を一例について見るならば、從來の實際に於て屢〻經驗した樣に例へば作業課は作業課獨自の計畫に於て作業能率のことを考へ、戒護課はそれ獨自の計畫に於て秩序維持や規律訓練のことを考へ、それらの計畫の間には何等有機的の關連性は無かつた。それ故收容者の休憩と言ふ樣な些細な一事に付ても極めて常識的に所謂動作時間の一節として戒護的に規定せられ、それが作業能率との關係に於て一日に何回、如何なる時間に、如何なる長さを以て定められるのが最も合理的なりやは深く反省も研究もなされなかつたものゝ如くである。こ

れを多少とも合理的に決定せんとするならば、必ずや人間の體力殊に疲勞の方則と能率上昇の時間的關係と而して戒護的規律との關係を考慮しその最も妥當とする規定がなされねばならぬのである。

それは兎も角、戰時下の行刑は明確な目標に向つて全機能が一丸となり集中さるるに最も適した組織でなければならぬ。それには戒護課も無ければ作業課も無く、然も能く兩者の機能を發揮してゐる構外作業の部隊組織は我等によき示唆を與へるものであつて、從來の所内組織に付ても大いに斟酌されねばならないところである。

今試みに某作業部の部隊組織を示さば次の如くである。

一、作業部隊ニ本部大隊及警備隊ヲ置ク

二、本部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

イ、庶務ニ關スル事項

ロ、經理ニ關スル事項

ハ、企畫ニ關スル事項

ニ、練成ニ關スル事項

ホ、衛生ニ關スル事項

三、大隊ニ於テハ左ノ任務ヲ遂行ス

イ、部隊ノ秩序維持

ロ、收容者ノ練成

ハ、作業ノ完遂

四、警備隊ニ於テハ左ノ任務ヲ遂行ス

イ、部隊ノ警備

ロ、防空及防火

五、必要アリト認ムルトキハ部隊長ヲ補佐セシムル爲副長ヲ置クコトヲ得

六、大隊及警備隊ニハ隊長ヲ置ク

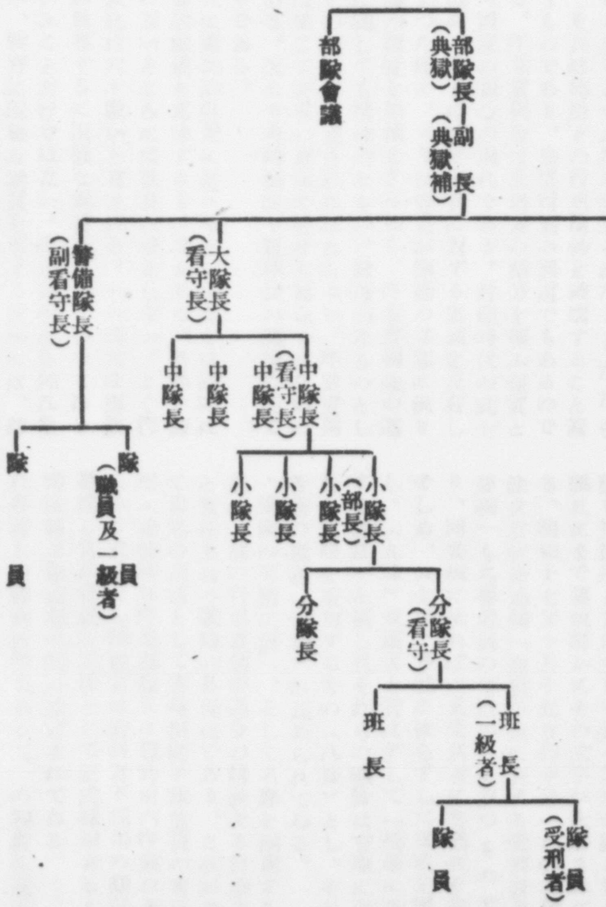
七、大隊ノ編成ハ部隊長之ヲ定ム

八、部隊長ハ重要事項ニ付意見ヲ求ムル爲隨時副長大隊長其ノ他必要ト認ムル者ヲ招集シ會議ヲ開催スベシ

會議ノ經過ハ議事錄ニ記錄スベシ

九、本規程ニ依リ判任官以上ノ者ニ事務ノ分掌又ハ任務ノ遂行ヲ命ジタルトキハ司法大臣ニ報告スベシ

右は部隊の處務規程を例示したのであるがこの規程に基き部隊組織を編成して見るならば職員及收容者を以て一體とする富士山型の作業部隊が出來上る譯であつて、その頂點から中間に至る層は職員を以て構成するけれども、下部は受刑者を以て組織することになり、然も職員及受刑者よりなる不可分一體の組織となる。そこには從來見る如き職員對收容者の對立も無ければ差別も無く、謂はゞ渾然一體目的に向つて突進する底の組織である。故にここでは事務分掌と言はずして敢へて部隊組織と稱する以所である。卽ち試みに圖表すれば次の如くなる。



尙施行作業が民間會社と提携せる場合に於て會社側より技術指導の爲指導員が派遣せられて居る樣な場合には、それ等指導員も亦作業部隊の一員として加へることが望ましい。殊にそれが所内作業の場合に然りであつて、それでこそ官民收容者一體の組織となり得るのである。會社工員を刑務所組織に加へることが形式上不當ならばそれ等の人を官の囑託員とすれば解決のつく問題であらう。

五、

以上を以て戰時行刑の遲しき機構が一應その形を整へた譯である。これからこの機構が力强く活動を開始する順序となる。機械が動く爲には動力や油が必要な樣に、こゝでもその活動の原動力ともなり油ともなる指導原理の問題につき一言したい。

戰時行刑指導の第一原理は、始めにも述べた樣に、それは受刑者各自の國民的な愛國の至情に訴へる處遇であり、我々日本人のみが持つ特有の奉公精神に訴へる方式であらねばならぬ。これこそ我々が世界に誇り得る皇道行刑の眞髓でもあらうか。これに對し科學的管理法は仕事の能率增進に關し、如何にすれば職工をして最も忠實に作業に從事せしめ得るかの問題を、賃金支拂の方法を以て解決せんとした。卽ち從來の制度からすれば勞働を資本に結合する機機は賃金に外ならないのであるから、勞働意慾を喚起するものも亦賃金以外にはあり得ないとするのである。物的なものを以て導かんとする自由主義的原理を以て、今日も臨まんとするところに戰時下產業界の大いなる困難が伴ふのである。行刑に於ては姑息にも、精神的な國民的自覺の原理を以て、これに置き代へ大いなる成果を收めてゐる。事實我々日本人の國民性は歐米流の合理主義には適しないで、多分に感情主義的であるのであるから、斯かる國民性に照らしても精神的なものに依るに非ざれば少くとも現時の狀態に於ては、眞の能率增進は期待し得られないのである。然も忘れてならないことは、我々日本民族に取つては國民感情に訴へるといふことより以上に、適切な敎化方法は他に存しないといふことである。從來行刑に於ても「物」を以て釣る處遇方法に墮した傾向は無いではなかつた。そしてその樣な卑近な方法が所謂善良なる囚人を養つて來たのも事實であつて、それこそ行刑の墮落以外の何物でもなかつたであらう。今日物に依る處遇は時代思潮の推移と統制經濟の現狀からしてもその跡を絶つたであらうが、然し作業賞與金の運用に關しては以上の點に鑑み特別の配慮がなされねばならない。若し作業賞與金の多寡に依り受刑者の勤勞の多寡が決せられるといふ狀勢が釀されたとしたならば、それは時局下の行刑精神を破壞すること甚しきものであり、皇道行刑の邪道でもあるのである。作業賞與金は受刑者の勤勞を犒ふ報賞と して國家の親心の現れである。封建時代の武士が祿高の高下に依り主君に對する忠誠を左右した樣に、又今日官吏が俸給の多寡に依りなかつた樣に、又今日官吏が俸給の多寡に依り勤務の程度を加減せざる如く、作業賞與金の運用に關しても精神的なもの、倫理的なものとしてその運用が考慮されねばならない。作業賞與金は斷じて在來の意味に於ける賃金ではないのである。物的なものを以て導かんとする自由主義的原理を以て、今日も臨まんとするところに戰時下產業界の大いなる困難が伴ふのである。行刑に於ては姑息にも、精神的な國民的自覺の原理を以て、これに置き代へ大いなる成果を收めてゐる。事實我々日本人の國民性は歐米流の合理主義には適しないで、多分に感情主義的であるのであるから、斯かる國民性に照らしても精神的なものに依るに非ざれば少くとも現時の狀態に於ては、眞の能率增進は期待し得られないのである。然も忘れてならないことは、我々日本民族に取つては國民感情に訴へるといふことより以上に、適切な敎化方法は他に存しないといふことである。從來行刑に於ても「物」を以て釣る處遇方法に墮した傾向は無いではなかつた。そしてその樣な卑近な方法が所謂善良なる囚人を養つて來たのも事實であつて、それこそ行刑の墮落以外の何物でもなかつたであらう。今日物に依る處遇は時代思潮の推移と統制經濟の現狀からしてもその跡を絶つたであらうが、然し作業賞與金の運用に關しては以上の點に鑑み特別の配慮がなされねばならない。若し作業賞與金の多寡に依り受刑者の勤勞の多寡が決せられるといふ狀勢が釀されたとしたならば、それは時局下の行刑精神を破壞すること甚しきものであり、皇道行刑の邪道でもあるのである。作業賞與金は受刑者の勤勞を犒ふ報賞と して國家の親心の現れである。封建時代の武士が祿高の高下に依り主君に對する忠誠を左右した樣に、又今日官吏が俸給の多寡に依り勤務の程度を加減せざる如く、作業賞與金の運用に關しても精神的なもの、倫理的なものとしてその運用が考慮されねばならない。作業賞與金は斷じて在來の意味に於ける賃金ではないのである。

次に國民的自覺に訴へるといふことは同時に名譽的處遇を意味するものでもある。名譽や誇をやである。況んや平時制度や假釋放の運用に於ては刑敎化は六ケ敷いと言はれる。その理由は對象者が敎育するに困難な素質を多分にもつてゐるといふことだけではない。否逆說的かも知れないが、敎育に困難な素質を有する反面には、却つてそれに容易な素質をも具有するとも言ひ得るだらう。行刑敎化の眞の困難はそんな處にあるのではなくて、寧ろ對象者たる受刑者達が名譽や誇りを缺いてゐる點に存するものと思ふ。囚人といふ汚名や、前科者たる烙印が更生を妨げてゐる多くの實例はその反證となすに充分である。物で釣る代りに名譽を與へる處遇、これが戰時行刑の第二の原理である。各種の構外作業が成功を收めてゐる主なる事由の一つは、出業受刑者が不名譽な隊團氣と誤認され易い刑務所の施設を脫して、軍の施設場又は工場に解放され、胸に名譽の日の丸徽章を附し產業戰士としての誇りを回復してゐる點にあらう。事實ある種の作業部隊では組織そのものが軍隊式である許りでなく、受刑者と言はずして兵隊と稱し、舍房と言はずして兵舍と呼び且部隊そのものゝ名稱も刑務所と言はずして某々作業部隊と稱し、標札にまで墨痕鮮かにその文字が大書されてゐる、昭和十七年十月十五日行甲第一八〇六號司法次官依命通牒「造船作業に對する受刑者出業要綱」も名譽處遇の原則の上に立つものであり、同要綱に依れば出業受刑者に普通衣を着用せしめ、（七條）番號に依らずして氏名を呼稱し、（九條）戒護者と言はずして「指導に從事する職員」と稱し且それらの職員は官服に非ずして私服を着用するもの（八條）とし、その他各種の處遇（十條）が認められてゐる。

愛國の至情に訴へ、そして名譽を附與する處遇は、彼の行刑累進處遇令の精神たる自治主義と責任主義の戰時的具現化であり、これがやがて希望の處遇として善時制度や釋放後の會社採用（或種構外作業部隊又は戰時所内作業の或るものに就業せし釋放者は前科者不採用の鐵則を撤廢し當該會社に工員として正式採用さるゝ旨司法部及會社側の間に協定されてゐる。——これ事實上の前科抹消である）。の制度に通ずるものである。

刑政第57巻第3号
矯正図書館

戰時行刑の第三原則は陣頭指揮の原則である。指導者自ら陣頭に立ち率先垂範指揮するの事實は時局行刑に迫力を附與してゐるものであり、構外作業場泊込所に職員自ら受刑者と起居を共にしてゐることは、百の說法、萬の敎化にも勝るものであらう。これらの點に付ては多くを述べる必要を見ない。陣頭指揮は單に士氣を鼓舞し能率を發揮せしむるに止まるものではなくして、それは更に親和の精神を助長し、一致團結、總力結集の實を促進する意味に於て重要の意義を持つものである。爰にも一言した如く戰時下國家活動の大いなる特色は重點主義であり、活動の重點に向つて全力を集中することである。そして行刑に於ては指導者自ら陣頭に立ち全職員收容者一丸となりそこには主體と客體との對立や差別も無く眞に渾然一體所定の目標に向つて邁進してゐるのであるが、斯る相こそ皇道行刑の眞の姿であり、意識せざる敎化が眞の敎化としてその實を發揮してゐる譯である。

六、

以上私は戰時行刑の重點を戰力增强就中生產力の增强に求め、一應刑務作業を中心としてその運營上考慮さるべきもの、概略を述べた。然し戰時行刑の運營がこれに盡きるものでは勿論なく、例へば戰力の增强は物の增產であると同時に人の確保でもあるのであるから、この意味に於て作業が重要であると同じ樣に所謂錬成も亦戰時下行刑の中心目標とならざるを得ない。又生產力增强と言つても、以上に於ては私は專ら主として現下の決戰段階に鑑み、飛行機や船舶に關する加工作業を主眼として、所內作業の急速轉換を前提に論述を進めて來たのであるから、固より一方的であり普遍性を缺除するものであるかも知れない。從來刑務作業として廣く施行されて居り、然も決戰下に於ても亦重要の意味をもつ食糧增產の如きも一應は考慮の外に置いた。又以上述ぶるところは各刑務所單位の極めて一般的な運營に關する觀察であつて、この外には全體運營特に作業統制に關する考察は爲されてゐない、錬成や食糧增產やそして全體運營に關する問題は行刑勞務配置（受刑者の分類）の問題と關連して極めて重要な多くの課題を提供してゐるのであるが、——卽ち錬成に關しては時局犯罪者及老弱受刑者の集禁、食糧增產に關しては能ふ限り、低格勞務の利用、又勞務配置に關しては適性考査や構外作業出業受刑者の選定條件特に構外出業と累進階級との關係並に無技能者に依る高度作業の經營等多くの重要な問題が伏在して居り、そして之等總ては各個運營としても多少の意味を持つが、就中全體的綜合運營の關係に於て重要となる。——然しこれ等の問題に關しては別に機會を改めて所見を述べることにしたい。

以上極めて未熟且粗雜であり、特に他の文獻等參照したるものもなく唯日頃考へ付いたところを取纏めたに過ぎないので大いに獨斷的一方的の謬りを免れ得ないと思ふ。大方の叱正を俟つや切なるものである。（昭一九、二、二四、記）

出征前夜の歌

猿渡秀彦

—吾れを送る受刑者等に與へる—

皇國の如月は戰雲色を增して
この日召され征く吾れに
て　送る受刑者ありといふ
日出る國の男の子の幸
何をもてこれに報ひん

五尺の身　細きかひな
吾れに天津日嗣國　東の國の
夷のかぐろき血潮ち　肉むら裂き
すすむもののふのならはしあり

受刑者よ見よ　マキン・タラワの血ぬれし戰を
受刑者よきけ　マーシャルの悲報を　受刑者
よ見よ、きけ　いかでか召されしの遲きに
涙する三十路の男のこころを

今日も星明りを南に飛ぶ
悠久三千年の皇國の　山河を越えて南に飛ぶ
受刑者よ吾は征くぞ
はるかなれ荒狂ふダバールの海へ
妖雲いざなふトラックの島へ

藻屑と消えなんとも
あゝ吾が身わたつみの　夷の血にたをれんとも
あゝ吾が身かぐろき　東の國の
吾は征くぞ　高祖の國の

受刑者よ見よ　マキン・タラワの血ぬれし戰を
受刑者よきけ　マーシャルの悲報を　受刑者
よ見よ、きけ　いかでか召されしの遲きに
涙する三十路の男のこころを

今日も星明りを南に飛ぶ
悠久三千年の皇國の　山河を越えて南に飛ぶ
受刑者よ吾は征くぞ
はるかなれ荒狂ふダバールの海へ
妖雲いざなふトラックの島へ

藻屑と消えなんとも
あゝ吾が身わたつみの　夷の血にたをれんとも
あゝ吾が身かぐろき　東の國の
吾は征くぞ　高祖の國の

天地を安んじ奉らんが御爲
吾れを送る受刑者等の　清き心に報ひんが爲

皇紀二六〇四年二月二十六日しるす

戰列に就く

伊集院　哲

—（十一頁より續く）—

□

われわれはアッツ島山崎部隊の無念の玉碎を、なんとみるか。タラワ、マキン兩島榮崎部隊の壯烈な戰死をなんとみるか。クエゼリン、ルオット兩島の警備守備部隊の全員戰死を、なんとみるべきか。山本元帥晉殉海軍大尉の戰死を、われわれはなんと感ずべきか。これらの將兵たちこそ、時間的空間を死守してはたのではないか。距離のかげにいまなほ安の夢をむさぼつてゐるわれわれ銃後の緩慢・逸樂を身をもつてかばひ、血をもつてたしなめてくれたのではないか。われわれが大東亞戰勃發と同時に、瞬間にたいするただしい時間感覺をもつてゐたとしたならば、あるひは玉碎の痛憤を味はずにすんだかもしれないのである。貴重なる幾千の將兵の命を血を、無援の島々にあたら殺さないですんだかもしれないのである。

われわれは、いまこそ、一刻もはやく、時間にたいするただしい感覺を身につけねばならぬ。そして、一ちてしやまむの積極果敢なる戰ふ心をもつて、全員ことごとく戰列に就かねばならぬ秋である。

「昭和十九年二月二十五日」

刑政第57巻第3号
矯正図書館



支那の散見から

眞杉靜枝

この前大本營陸軍報道部からの派遣で、中支前線を訪問した時の事であるが、最前線からの歸路、漢口で捕虜の收容されてゐるところを見學した。

最前線の我が中隊の塹壕生活が、あまりに困苦艱難を克服する精神につらぬかれてゐる有樣を見て、飛行機で漢口まで引返して來たばかりであつたから、私は、この敵陣からの歸順兵達である、夥しい數の捕虜の姿を、何とも云へない感慨に打ち叩かれ乍ら、見た事であつた。

ところが、見てゐる私の感慨の渠立つほどな憤激に反して、見られてゐるこれ等捕虜人達の多くの風貌は、實にのんびりした、魂の無い有樣であつた。捕虜なる者の常として、臥薪嘗膽し口惜しく魂をさいなまれてゐる筈であるべきに、まるきり、そのやうな氣振りだにみえず、呑氣に勞働し、炊事の手鍋をさげ、お腹にいつぱいたべてゐる顏付きである。

皇軍のこれ等捕虜に對する態度から、彼等の心に歸順した事の心からなる滿足を呼び起されてゐる點もあらうが、それにしても、戰線の彼方に妻子父母をおいて來た心の病苦はありさうなもの、と、私などは、その表情を、も一度見なほしたほどであつた。しかし、どこまでも、のんびりとした悠長な表情であつた。中に、一人の婦人の捕虜がゐた。

戰線で捕へられた時、姙娠をしてゐたさうである。すると、その大橋のあたりで、川を背にして、三四人の支那の子供達が群つてうづくまつてゐたが、この少年の一人が、そのトラックをみるなり、素早く躍り出て、手にしたナイフで、その米袋を、ずばりと切つて、見る間に、米がこぼれ出るやうな穴をつくつてしまつた。とみる間に他の少年達は、直ぐあとから身をひるがへし、躍り出て、とびあがりとびあがり、手にしてゐた袋に、あふれ出る米をいつぱい詰め込み、すくひとつてゐる。ほんの一瞬の間の早わざであつて、私達もあゝ、と聲をあげてゐるばかりであつた。ところが、そのトラックには、支那人の運送人らしい人夫が幾人も、米袋に肢がつて腰かけてゐるのである。それ等の人が、ニヤ〳〵笑つて、手を伸ばして少年達を制しようともせず見物してゐる。正義感によぎられて、思はず手を振りあけて、少年を怒鳴りつけるなどといふ感激性といふか、魂をゆすりたてる衝動といふか、さういふものゝまるでない顏付であつた。

その頃は（今から一年以上前になる）、上海の華人ばかりの繁雜な停仔脚の下などで、よく乞食の死體が、ぐんと脚を伸して、硬くなつて倒れてゐるのを見かけたが、ぎよつとして立ち止り、暫く心に念佛せずにはゐられないのは、旅行者の私達ばかりで、當の支那の人達はまるきり珍しくもなんともない、普通の表情で、その死體の横を通過してゐるのであつた。

大東亞共榮圈内の諸民族の性能についての諸研究は、最早あまねく進められてゐる事であらう。この間、私が手にした、白柳秀湖氏の「明治大正國民史」の一節に、こんな字を發見して私は支那で處見したこの事實と、てらしあはせて、大變面白く思つた。

「宋にも明にも」「南渡」と云ふことがあつた。異人、胡人の中に新しい勢力があつて、到底その

この收容所で無事にその子供を、出産の直後からまるきり構ひつけず、母性本能といふやうなものを期待して居られた皇軍の方々を、あきれさせる位恬淡たるもので、間もなく、赤兒は皇軍の將兵方が牛乳で苦心して保育されたにも拘らず、死んでしまつたといふ事であつた。

私達が彼女に會つた時は、實に素直な田舍乙女が、たま〳〵都會の同性に紹介されたとでもいふやうな、曇りのまるでない笑顏をして出て來た。彼女は蔣軍の軍醫でその居室には獨逸語の醫學書などが積んであつた。赤い帶でもしめさせれば、いい日本の女中さんになる、といつた風の無邪氣な顏付きであつた。ぜひ日本へつれていつて、働かせてほしいなど〻私に云つたりしてゐた。戰爭といふ、激越した感慨など、その姿のどこにも見當らない。

なにか我々日本人と異つた國民性といふか、民族性といふか、さういふものを私は感じたことだつた。

これと似た事を、上海のガーデン・ブリッヂのあるあたりの繁華な町中でも感じた事がある。私達の乘つてゐる自動車のつい先を、大きな、一臺のトラックが走つてゐたのである。そのトラックには米穀でふくらんだ袋が、山と積まれてゐたのであつた。私達はこのトラックのあとになり先になりしながら、この町中を疾驅して

刑政第57巻第3号
矯正図書館

矢面に立ち難いとみると、漢民族は何の未練もなく、中原を夷人、胡人の手に渡して、さつさと南方に引上げる。これを昔から「南渡」と云ひならはして來てゐる。それは正しく漢民族の奥の手だ。夷人、胡人の征服力から云へば、正しくのれんに腕押しの不死身性、永遠性だ。もつとむづかしく云へば、漢民族の持つ社會性だ。さて、南方に引揚げた漢民族は、どうかといふに、決してそれで滅びてしまふわけではない。一二百年も經つ間に、いつの間にか、美人と珍味と文藝と音樂とで、さしも勇猛精悍な、夷人、胡人を漢民族に同化してしまふ。そうして、中原に占據するものが、ツラン系の北種であると、崑崙系の南種であるとを問はず、支那は永遠に漢民族の支那であるのだ。これはたしかな事實だ、日本人もよほど深刻に考へてかかつてよい事だ——」

專門學者の頭で、すでに諸民族の特殊性が發見され、それが大東亞共榮圈の發展、融和の一つの便利な手がかりともなつてゐることであらうが、私などの眼に觸れる今までの淺學な書見の中でも、すでに、日本民族の優秀な指導民族としての誇りが充分に感じられてゐる。

この間、林柏生氏が來朝したみぎり、隨行の中國婦人と、私達日本女流作家達が氣樂な會談をした事があつた。その際、その中國婦人は中國知識階級婦人を代表したいろ〳〵の言葉を、私達にむかつて述べてゐたが、その言葉の中に日本には近來特に「鍛錬」と云ふ言葉が力をもつて來られてゐるやうだが、支那にはその「鍛錬」と云ふ事がまるで今までになかつた。といふ事があつた。鍛錬と云ふ一種の「道」が支那に無かつたわけではあるまいが、この婦人の口にうつる、戰時下日本の困苦克服精神の發揚がさしあたり中國の現社會には皆無なものなりであらうと思はれた。

日本の私達は古來、知らず知らずに鍛錬道によつて培はれた美しさを、最も日本人らしいものとして、身につけて來てゐる。これは、風土的な處産であるかとも思はれる。過日讀んだ或る宣教師の書いた隨筆の中に、鶯の事を大へんくわしく書かれてあつた。それによるとその宣教師は、世界各國の鶯の啼き聲をきいて來たが日本の鶯の啼き聲が、いちばん特長的だといふのであつた。日本の鶯の聲は世界中どこにもないほど、實にびつくりする美しい聲色で、しかもこれほど美しい聲になる爲には、これほど短かく煮つまつた時間に啼き終らねばならないのであらうっといふやうな感歎につきてゐた。鶯もこの風土の中では無意識に美しい聲音になるやうになるのであらうか。

三十一文字の中に最も日本的な美しい意味を高く表示する日本の文學の本質である和歌なども、いはばこの風土の處産であるところのものであらう。鍛錬し、詮じつめ、最も頂點の美しいところ丈けに生き甲斐を作らうとする精神が私達の中には、常に作用してゐる。

なほ、白柳秀湖氏の「民族日本歷史」によると、世界民族を大略チユートン系民族とラテン系民族に分類してゐる。チユートン系は科學性を根幹とした思考力の豐かな着實な民族で、ラテン系は華美な遊惰な民族といふ風に說明してゐられる。そして、日本人は、はつきりと、そのチユートン系であるといふ事を、考古學的に說明づけられてゐる。

かういふ科學する力を本質的に血にもつてゐる國民でありながら、その尊い一部が戎衣をつけたまま玉碎してゆく、昨日今日の無念な有樣に考へ及ぶと、大きな責任感に打卽かれた、蒼愕たる思ひにならずにはゐられない。我々民族の力が、まだ〳〵出し切られてはゐない、といふ憤激に起ちあがらずにはゐられない。

一億が力を出しきれば、あたら勇士を、前線の花と散らせずにすめる、有機的な事情がいくらもあるにちがひない。我々は、科學する不拔な逞しさを血に持つた民族であるのだし、しかも鍛へられた頂點において、その本領を發揮する緻密な、勇敢なねばりも充分な民族なのである。

この戰爭の中で、ともすると、靈的な、魂の上の美しさ丈けが發見され、謳歌され、それのみが、我が民族の特質のやうにされ勝ちなのはいくらか手落ちなのではないか、といふ事が私には感じられるのである。それこそ最も誇りとする尊いものであるにちがひないが、よろこんで死ぬこの尊さは、もつと高いところに置き、それ以前に我々一億の試練に應へる、所謂底力を、もつともつと發揚し、この部分の民族の特殊性に自信留意を觸發してもよいのではないかと思はれる。

飛鳥路

吉田律

若宮に神樂おろがむ初詣
石だゝみ打つやあられの二月堂
飛鳥路に千歲の春を探りつゝ
幾春をいたくも古りし飛鳥寺
風あがる山ふところや法隆寺

萬葉名歌鑑賞

志貴皇子

石激る垂水のうへのさわらびの萌えいづる春になりにけるかも　巻八

志貴皇子は天智天皇の第七皇子、光仁天皇の御父。

〔歌意〕　あの岩にたぎつ瀧のほとりに早わらびが萌えでる春となつたよ、といふ意である。

——〔三八頁へ續く〕——

昭和十九年度刑務所豫算に就て

長谷場正壽

公布された。

司法省所管の中刑務所豫算額（但し本稿は歳出に就ては從來の刑務費、臨時刑務費に相當する豫算丈けを取扱つた）は

一、歳入歳出豫算

昭和十九年度歳入歳出總豫算竝に同追加豫算は第八十四回帝國議會の協賛を經て成立し二月十五日

區分	本豫算	追加豫算	計
	円	円	円
歳入豫算額			
經常部	三〇、三五八、八三三	一、八八八、一八八	三三、二四七、〇三一
臨時部	一三六、七六六	—	一三六、七六六
合計	三〇、四八五、六一九	一、八八八、一八八	三三、三八七、八〇七
歳出豫算額			
經常部	二九、六四八、〇三三	四八三、三九七	三〇、一三〇、四三九
臨時部	四、八三、三六〇	四七五、三九九	三、五七、六一九
合計	三三、七三〇、三九三	九五七、六三六	三三、六八八、〇四八

であつて、之を前年度豫算額と較べると左の通り歳入に於て七百二十七萬八千餘圓、歳出に於て二百九十二萬五千餘圓の各増加を示してゐる。

款項	十九年度豫算	十八年度豫算	比較増△減
	円	円	
歳入豫算額			
官業及官有財産收入			
經常部	三三、一六、四三	三四、九二、八四〇	七、三六四、六四三
刑務所收入	三三、一六、四五	三四、九二、七五五	七、三六四、六六〇
官有物貸下料	六八	八五	△一七
雜收入	七〇、三五八	七三、七八七	△三、二四九
辨償及違約金	三、二一一	四、四五一	△一、二四〇
恩給法納金	六三、八八四	六五、六一〇	△二、七二六
雜入	四、四四三	三、七三六	七〇七
計	三三、二四七、〇三一	二四、九八五、六二七	七、三六一、三九四
臨時部			
官有物拂下代	一三六、七六六	一〇九、三三九	一七、四四七
物品拂下代	三五、六四三	一〇八、一八五	一七、四五八
家畜拂下代	一、一四三	一、一五四	△一一
計	一三六、七六六	一〇九、三三九	一七、四四七
合計	三三、三三、八〇七	三五、〇九四、九六八	七、二七八、八四一

歳出豫算額			
經常部			
司法各廳	八、〇二一、三九〇	七、五三七、四八三	四七三、九〇七
刑政官署	八、〇二一、三九〇	七、五三七、四八三	四七三、九〇七
補充費	三三、一一九、〇三九	三〇、六三八、六三七	一、四八〇、四一三
刑政收容費	三三、一一九、〇三九	三〇、六三八、六三七	一、四八〇、四一三
計	三〇、一三〇、四三九	二八、一七六、一一〇	一、九五四、三一九
臨時部			
司法臨時行政諸費	三、五七、六一九	二、五八六、四五四	九七一、六五
臨時刑政費	三、五七、六一九	二、五八六、四五四	九七一、一六五
合計	三三、六八八、〇四八	三〇、七六三、六四四	二、九三五、四八四

公布された前表十九年度刑務所豫算額は抑々何の事項から成る經費の積算であるか、その事項の經費はどの樣の內容を持ち、そして何科目に豫算されてゐるかを豫算編成經過などと共に判然たらしめ置くことは豫算を經理する當事者は固より一般刑務職員にとつても參考になる事柄であると思ふから稿を追つてその概要を說明することにしたい。

二　歳入豫算

十九年度刑務所歳入豫算額の中官有物貸下料、恩給法納金の各項及雜入の項中船員保險料被保險者負擔金の目豫算は前年度四月一日現在に據り、刑務所收入の項を除

く他の科目の豫算は經常部臨時部共十七年度以前三箇年度の實收平均額に據りそれ夫れ算出されたが、その合計額十九萬七千餘圓は歳入豫算總額に對し僅かに百分の六に過ぎず、結局歳入の中樞を爲すものは刑務所收入の項豫算即ち刑務作業による製作收入と賃金收入との和である。

十九年度刑務所收入豫定額の中製作收入は十七年度以前三箇年度の實績に基く就業費の製作收入實收額に對する平均回收歩合十四割七分三厘を新年度就業費豫算額に乘じ得たる額千六百十六萬三千餘圓と作業標準賃金制度採用に依る増收見込額九十九萬二千餘圓との合計額千七百十五萬六千餘圓と豫定された。前者の最近三箇年度の就業費平均回收歩合を斟酌して新年度の製作收入豫定額を算出する方法は例年の通りであるが、後者の増收見込額を計上されたのは稀有のことであつて、それは本年三月一日以降實施の作業賞與金計算規定の改正及之に伴ふ標準賃金の採用により當然に製作收入が増嵩を來たすものとの豫測から、右改正規程による作業賞與金計算高を年額千七百三十萬餘圓と概算し、その額から最近三箇年度の作業賞與金給與額平均約七十三萬七千餘圓を控除した額を前記の増收見込に立てたのである。

賃金收入は構内受負作業による三十一萬五千餘圓、構外整地土木作業による六百四十七萬餘圓、構外造船造機作業による六百二十七萬五千餘圓の收入豫定額と歳出追加豫算に於ける構外造船作業擴充强化施行による賃金收入純増加額百八十八萬八千餘圓との合計額千五百一萬九千餘圓と豫定されたが、受刑者の構外作業出業の激増に依り及前年十一月以降從來發注先官廳の負担によつて賄はれて來た附帶經費を刑務所經費支辨に轉換し之に相當する金額を作業賃金に加へて歳入に組入るゝことゝなつた爲め、新年度の賃金收入豫定額は曾て豫測してゐなかつた程の巨大の數字を計上するに至つた。

賃金收入が製作收入に殆ど比肩し歳入豫算總額の中半を占むるに至つた現象は刑務作業の戰時即應の動きを端的に指向するものとして刮目に値ひする。

斯て十九年度刑務所歳入豫算總額は本豫算追加豫算を合し實に三千二百三十七萬三千餘圓の多額を計上し歳出豫算總額に對し僅かに二百二十四萬三千餘圓の不足を算するに過ぎないことゝなつたが、刑務作業による收入豫定額が逸早やく吾等多年待望の三千萬圓臺への躍進を實現し得、しかも向後の作業企畫、經營の如何によつては卽ち構外作業の一層高度の充實、構内作業の全面的軍需生産への轉換及製作作業に於ける原價計算の基礎となる劃期的な標準賃金制採用の有効運用とによつて刑務收入實收額はその豫算額を悠に突破し、必ずや歳出總額を上廻つて、十九年度中にも所謂刑務所自給自足の理想が達成せらるゝに至るであらうとの確信を抱き得るは寔に欣快に堪へないところである。

左に最近十五箇年度間の決算（但し十八、九年度は豫算）による作業收入と刑務所經費との比較表を掲げて參考に供する。

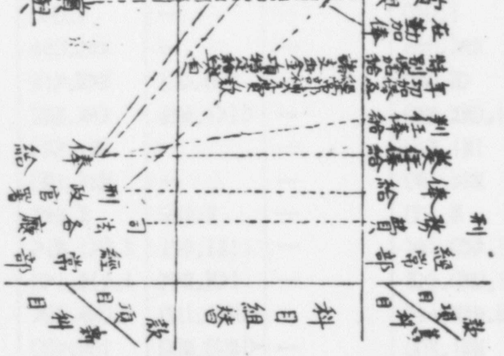
區分	作業收入（刑務所收入）			刑務所經費實費					
	賃金收入	製作收入	計	刑務所經費	同上ノ中收容費	同上ノ中就業費	刑務所經費ニ對スル作業收入ノ割合	收容費ニ對スル作業收入ノ割合	就業費ニ對スル製作收入ノ割合
	円	円	円	円	円	円	割	割	割
昭和五年度	一、六九四、七七九	三、九三九、〇四九	五、六三三、八五三	一四、二〇三、三五五	六、九三一、五一三	二、七〇六、二四六	三、九	八、一	一四、五
〃六〃	一、五〇三、九四四	三、八五三、六五一	五、三五六、六三五	一三、三〇一、五五二	六、三八六、九八八	一、五六三、七七九	四、〇	八、四	一五、〇
〃七〃	一、一二七、五六〇	四、八三、八二六	五、九四一、四〇六	一三、六五一、三三四	六、八四〇、一八一	二、九四五、六五〇	四、四	八、七	一六、三
〃八〃	一、二四〇、四七〇	六、五六八、四九八	七、七九六、九六八	一四、三五九、六六六	九、三六七、九〇一	四、三四、一四六	四、八	八、四	一四、五
〃九〃	一、二一〇、二三五	七、〇一九、九四四	八、二三〇、一九七	一六、七〇、一四八	九、七三、八六五	四、五五一、九〇七	四、九	八、五	一五、四
〃十〃	九七六、九八一	七、九五五、四〇三	八、九七三、一九四	一七、四一二〇、二五、二四一	一〇、二五九、一二四	四、九二八、四八四	五、二	八、七	一六、二
〃十一〃	八五二、九六	九、四四九、八四七	一〇、四〇一、七三三	一八、六八九、四三四	一一、三九九、一二九	五、九六九、三七八	六、二	九、一	一六、〇
〃十二〃	七九三、三七六	一〇、六四八、三五七	一一、四八六、一五三	一九、九三二、六四七	一一、八七、一四九	五、九六九、一四四	六、一	一〇、四	一五、六
〃十三〃	七四一、一九六	一一、二四二、二四三	一一、九八三、四四九	二〇、〇三三、四七六	一二、一四、一四三	六、一四、一四四	六、八	一〇、八	一五、七
〃十四〃	七三二、七五七	一一、三四五、七四一	一二、〇七八、四九九	二一、〇四三、五九七	一二、四九、五五二	六、一四、一四四	六、八	九、九	一四、九
〃十五〃	八一八、八四四	一二、〇五、〇〇六、八三三	一二、八二三、五九七	二一、八六、九六七	一二、五九、六八八	六、一四、一四四	六、八	一〇、六	一四、七
〃十六〃	八一三、一五四	一二、〇四四、一四七	一二、八五七、二八〇	二二、一九、二六九	一二、八三、一三四	六、一四、一四四	六、八	一〇、八	一四、七
〃十七〃	八一三、一五四	一二、〇四四、一四七	一二、八五七、二八〇	二二、一九、二六九	一二、八三、一三四	六、一四、一四四	六、八	一〇、八	一四、七

三、歳出豫算

刑務所歳出豫算科目は明治年間より大正十四年度以降刑務費、監獄費時代を經て、監獄費時代から刑務所豫時代を經て、現今の如き刑務費、臨時部は昭和九年度以降臨時刑務費の名の下に來たが十九年度から其の呼稱を改むることとなつた。從來の豫常部を改めたものである。

刑務所歳出豫算科目は從來刑務費、臨時部は昭和九年度以降臨時刑務費の下に耳り豫算の款項目を形成してゐたが、新科目による豫常部の款項は刑務所經費をもつて經常部に改組された。これは新年度中途に於ける豫算上の措置と看られ、甚に刑務所經費を刑務費に分割統合した保護關係の款項目を以て昨年度中に豫算されてゐたものを、新豫算に於ては刑務費に統合したわけである。

新豫算科目の對照は本年二月會計課長通牒刑務所歳出豫算に於ける豫算科目を以て昨年度中に豫算されてゐたものを、新豫算に於ては刑務費に統合したわけである。



各費ノ款項目ヲ新豫算ノ款項目ヘ移行シタ組替整理ノ便宜的一表ヲ掲ぐるに止める。尚ほ各費ノ項ト名稱ヲ附記して置く。

一、新しその各目節は從前に變りなき款項

二、又臨時部臨時刑務費ノ款項

三、歳出豫算科目は明治年間より大正十四年度以降刑務費、監獄費時代から刑務所豫時代を經て、經常部は昭和九年度以降臨時刑務費の下に耳り豫算の款項目を形成してゐたが十九年度から其の呼稱を改むることとなつた。從來の豫常部を改めたものである。

刑務所歳出豫算科目は從來刑務費、臨時部は昭和九年度以降臨時刑務費の下に耳り豫算の款項目を形成してゐたが、新科目による豫常部の款項は刑務所經費をもつて經常部に改組された。これは新年度中途に於ける豫算上の措置と看られ、甚に刑務所經費を刑務費に分割統合した保護關係の款項目を以て昨年度中に豫算されてゐたものを、新豫算に於ては刑務費に統合したわけである。

新豫算科目の對照は本年二月會計課長通牒刑務所歳出豫算に於ける豫算科目を以て昨年度中に豫算されてゐたものを、新豫算に於ては刑務費に統合したわけである。

各費ノ款項目ヲ新豫算ノ款項目ヘ移行シタ組替整理ノ便宜的一表ヲ掲ぐるに止める。尚ほ各費ノ款項目ヲ新豫算ノ款項目ヘ移行シタ組替整理ノ便宜的一表ヲ掲ぐるに止める。尚ほ

| 昭和大正年度 | 〃 | 〃 | 〃

矯正図書館

昭和十九年度刑務所歳出予算編成経過表

（△印ハ減）

科目	豫十八算年額度	當事務然繰減越額了	標準引差豫算年額度	節減就業額費	査新規定計額畫	本十豫九算年額度	追十加九豫算年額度	豫十算九總年額度
庁費	円	円	円	円	円	円	円	円
旅費	三、二六、三二一	△九、三四	三、一七、二八七	△一、三二、三二七	三、一六、〇〇〇	三、一六、〇〇〇		三、一六、〇〇〇
被服費	四、五、四五六		四、五、四五六		四、五、四五六	四、五、四五六		四、五、四五六
食糧費	三、六五、三七五		三、六五、三七五		三、六五、三七五	三、六五、三七五		三、六五、三七五
給與費	一、九六、六、八五四	△六、七七	一、九五、九九、七七七		一、九五、九九、七七七	一、九五、九九、七七七		一、九五、九九、七七七
収容費	△九、三四、三七七		△九、三四、三七七		△九、三四、三七七	一、九、三四、三七七		一、九、三四、三七七
補充費	六、三五、八四〇		六、三五、八四〇		六、三五、八四〇	六、三五、八四〇		六、三五、八四〇
維持費	九、八四〇、八四〇		九、八四〇、八四〇		九、八四〇、八四〇	九、八四〇、八四〇		九、八四〇、八四〇
各所修繕費	九、八四〇、八四〇		九、八四〇、八四〇		九、八四〇、八四〇	九、八四〇、八四〇		九、八四〇、八四〇
事務費	三四、九六、三六五	△九、〇〇	三四、〇六、六六五		三四、〇六、六六五	三四、〇六、六六五		三四、〇六、六六五
被服費	五、三六、三六五		五、三六、三六五		五、三六、三六五	五、三六、三六五		五、三六、三六五
庁費	三、六五、三七五		三、六五、三七五		三、六五、三七五	三、六五、三七五		三、六五、三七五
内國旅費	九、〇、四七五	△六、七七	九、〇、三六八		九、〇、三六八	九、〇、三六八		九、〇、三六八
給與人料	一、五、九、〇五、九四〇	△六、七七	一、五、九、〇五、九三四		一、五、九、〇五、九三四	一、五、九、〇五、九三四		一、五、九、〇五、九三四
雇員給	三、三、四〇		三、三、四〇		三、三、四〇	三、三、四〇		三、三、四〇
在勤加俸	四、三〇		四、三〇		四、三〇	四、三〇		四、三〇
諸給與	一、五、九、〇五、八四〇	△六、七七	一、五、九、〇五、八三三		一、五、九、〇五、八三三	一、五、九、〇五、八三三		一、五、九、〇五、八三三
賞與金	一、一、〇〇、六四	△六、七七	一、一、〇〇、五八七		一、一、〇〇、五八七	一、一、〇〇、五八七		一、一、〇〇、五八七
俸給	三、三、一、〇〇〇		三、三、一、〇〇〇		三、三、一、〇〇〇	三、三、一、〇〇〇		三、三、一、〇〇〇
判任俸給	三、五七、三〇〇		三、五七、三〇〇		三、五七、三〇〇	三、五七、三〇〇		三、五七、三〇〇
奏任俸給	一、九、六〇〇		一、九、六〇〇		一、九、六〇〇	一、九、六〇〇		一、九、六〇〇
勅任俸給	四、三六〇〇		四、三六〇〇		四、三六〇〇	四、三六〇〇		四、三六〇〇
官吏俸給	一、九六、六、八五四	△六、七七	一、九五、九九、七七七		一、九五、九九、七七七	一、九五、九九、七七七		一、九五、九九、七七七
司法官俸給	三、七、三五	△六、七七	三、七、二九八		三、七、二九八	三、七、二九八		三、七、二九八
各部局費	一、一、一、一		一、一、一、一		一、一、一、一	一、一、一、一		一、一、一、一
経常部	一、一、一、一		一、一、一、一		一、一、一、一	一、一、一、一		一、一、一、一

十八年度豫算に於て承認を受けた新規經費の中一箇年度限りの事業等の終了を豫定され、若は毎年度の施策に照し改めて新規計上を要するものとされてゐて、次年度へ引續く既定經費とならない爲十九年度豫算編成には初手に當然削除されるべき左の事項の費額前年度豫算額の内の減額を指す。

（甲）、前年度限リノ費途ノ減少

（乙）、節約ニ依ル經費ノ減少

十九年度豫算編成に當つては從來からの施設に係る既定經費に付ても嚴密な再檢討が加へられ、戰局當面の急務に即應せる改編が斷行されたが、刑務所關係分としては節約額に立てた經費は就業賞與丈けに止まつた。これは十九年度に於ける刑務作業實施計畫上官司作業が激減して當然に就業賞與豫算に剩餘を生ずべしとの見透しから、就業に關する被服、食糧、器具、器械、自動車其他舟車馬類、通信、同費の標準豫算額中工業材料、

四、事項別經費

十九年度新科目に據る刑務所歳出豫算額の編成經過は前述により了解されたわけであるが、更に（甲）、前年度限リ費途ノ減少額、（乙）、就業費ノ節約額、（丙）、新規計畫經費ノ增加額として豫算上盛られある事項別經費の內容を吟味するところがなければならない。

刑政第57巻第3号

| 区分 | 官吏俸給 | 官吏諸手当 | 雇人給料 | 雇員給料 | 庁費 | 旅費 | 食糧費 | 被服費 | 営繕費 | 賄材料費 | 賄諸費 | 賄賄費 | 賄賄費 | 賄賄

矯正図書館

区分	事務費	諸給与費	計	庁費	旅費	被服費	糧食費	営繕費	雑費	計	職員給与費	諸給与費	計	看守増員	軍需作業施行	軍需作業施行	小計	造船造機	同上増加	軍地分	軍需作業施行	軍需作業施行	合理化	職員待遇	増加	臨戦態勢	対策費	本年度計	移転	久留米少年	追加計	追加	作業	氏名	刑政官署
行政官庁	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
東京刑務所	三〇、〇四四	二、六三一	三二、六七五	九、一〇〇						九、一〇〇	四四、三六八	三五、九五〇	八〇、三一八	二、六四〇	一二、四五九	一、三四〇	一三、七九九	六、〇〇〇	七、七九九	一、三四〇	一二、四五九	一三、七九九	△ 五、二四〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇
大阪刑務所	三〇、〇四四	二、六三一	三二、六七五	九、一〇〇						九、一〇〇	四四、三六八	三五、九五〇	八〇、三一八	二、六四〇	一二、四五九	一、三四〇	一三、七九九	六、〇〇〇	七、七九九	一、三四〇	一二、四五九	一三、七九九	△ 五、二四〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇
神戸刑務所	三〇、〇四四	二、六三一	三二、六七五	九、一〇〇						九、一〇〇	四四、三六八	三五、九五〇	八〇、三一八	二、六四〇	一二、四五九	一、三四〇	一三、七九九	六、〇〇〇	七、七九九	一、三四〇	一二、四五九	一三、七九九	△ 五、二四〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇
名古屋刑務所	三〇、〇四四	二、六三一	三二、六七五	九、一〇〇						九、一〇〇	四四、三六八	三五、九五〇	八〇、三一八	二、六四〇	一二、四五九	一、三四〇	一三、七九九	六、〇〇〇	七、七九九	一、三四〇	一二、四五九	一三、七九九	△ 五、二四〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇
広島刑務所	三〇、〇四四	二、六三一	三二、六七五	九、一〇〇						九、一〇〇	四四、三六八	三五、九五〇	八〇、三一八	二、六四〇	一二、四五九	一、三四〇	一三、七九九	六、〇〇〇	七、七九九	一、三四〇	一二、四五九	一三、七九九	△ 五、二四〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇
長崎刑務所	三〇、〇四四	二、六三一	三二、六七五	九、一〇〇						九、一〇〇	四四、三六八	三五、九五〇	八〇、三一八	二、六四〇	一二、四五九	一、三四〇	一三、七九九	六、〇〇〇	七、七九九	一、三四〇	一二、四五九	一三、七九九	△ 五、二四〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇
札幌刑務所	三〇、〇四四	二、六三一	三二、六七五	九、一〇〇						九、一〇〇	四四、三六八	三五、九五〇	八〇、三一八	二、六四〇	一二、四五九	一、三四〇	一三、七九九	六、〇〇〇	七、七九九	一、三四〇	一二、四五九	一三、七九九	△ 五、二四〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇
仙台刑務所	三〇、〇四四	二、六三一	三二、六七五	九、一〇〇						九、一〇〇	四四、三六八	三五、九五〇	八〇、三一八	二、六四〇	一二、四五九	一、三四〇	一三、七九九	六、〇〇〇	七、七九九	一、三四〇	一二、四五九	一三、七九九	△ 五、二四〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇
高松刑務所	三〇、〇四四	二、六三一	三二、六七五	九、一〇〇						九、一〇〇	四四、三六八	三五、九五〇	八〇、三一八	二、六四〇	一二、四五九	一、三四〇	一三、七九九	六、〇〇〇	七、七九九	一、三四〇	一二、四五九	一三、七九九	△ 五、二四〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇
福岡刑務所	三〇、〇四四	二、六三一	三二、六七五	九、一〇〇						九、一〇〇	四四、三六八	三五、九五〇	八〇、三一八	二、六四〇	一二、四五九	一、三四〇	一三、七九九	六、〇〇〇	七、七九九	一、三四〇	一二、四五九	一三、七九九	△ 五、二四〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇
熊本刑務所	三〇、〇四四	二、六三一	三二、六七五	九、一〇〇						九、一〇〇	四四、三六八	三五、九五〇	八〇、三一八	二、六四〇	一二、四五九	一、三四〇	一三、七九九	六、〇〇〇	七、七九九	一、三四〇	一二、四五九	一三、七九九	△ 五、二四〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇
宮崎刑務所	三〇、〇四四	二、六三一	三二、六七五	九、一〇〇						九、一〇〇	四四、三六八	三五、九五〇	八〇、三一八	二、六四〇	一二、四五九	一、三四〇	一三、七九九	六、〇〇〇	七、七九九	一、三四〇	一二、四五九	一三、七九九	△ 五、二四〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇
鹿児島刑務所	三〇、〇四四	二、六三一	三二、六七五	九、一〇〇						九、一〇〇	四四、三六八	三五、九五〇	八〇、三一八	二、六四〇	一二、四五九	一、三四〇	一三、七九九	六、〇〇〇	七、七九九	一、三四〇	一二、四五九	一三、七九九	△ 五、二四〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇
那覇刑務所	三〇、〇四四	二、六三一	三二、六七五	九、一〇〇						九、一〇〇	四四、三六八	三五、九五〇	八〇、三一八	二、六四〇	一二、四五九	一、三四〇	一三、七九九	六、〇〇〇	七、七九九	一、三四〇	一二、四五九	一三、七九九	△ 五、二四〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇
東京少年刑務所	三〇、〇四四	二、六三一	三二、六七五	九、一〇〇						九、一〇〇	四四、三六八	三五、九五〇	八〇、三一八	二、六四〇	一二、四五九	一、三四〇	一三、七九九	六、〇〇〇	七、七九九	一、三四〇	一二、四五九	一三、七九九	△ 五、二四〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇
大阪少年刑務所	三〇、〇四四	二、六三一	三二、六七五	九、一〇〇						九、一〇〇	四四、三六八	三五、九五〇	八〇、三一八	二、六四〇	一二、四五九	一、三四〇	一三、七九九	六、〇〇〇	七、七九九	一、三四〇	一二、四五九	一三、七九九	△ 五、二四〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇
神戸少年刑務所	三〇、〇四四	二、六三一	三二、六七五	九、一〇〇						九、一〇〇	四四、三六八	三五、九五〇	八〇、三一八	二、六四〇	一二、四五九	一、三四〇	一三、七九九	六、〇〇〇	七、七九九	一、三四〇	一二、四五九	一三、七九九	△ 五、二四〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇
名古屋少年刑務所	三〇、〇四四	二、六三一	三二、六七五	九、一〇〇						九、一〇〇	四四、三六八	三五、九五〇	八〇、三一八	二、六四〇	一二、四五九	一、三四〇	一三、七九九	六、〇〇〇	七、七九九	一、三四〇	一二、四五九	一三、七九九	△ 五、二四〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇
広島少年刑務所	三〇、〇四四	二、六三一	三二、六七五	九、一〇〇						九、一〇〇	四四、三六八	三五、九五〇	八〇、三一八	二、六四〇	一二、四五九	一、三四〇	一三、七九九	六、〇〇〇	七、七九九	一、三四〇	一二、四五九	一三、七九九	△ 五、二四〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇
長崎少年刑務所	三〇、〇四四	二、六三一	三二、六七五	九、一〇〇						九、一〇〇	四四、三六八	三五、九五〇	八〇、三一八	二、六四〇	一二、四五九	一、三四〇	一三、七九九	六、〇〇〇	七、七九九	一、三四〇	一二、四五九	一三、七九九	△ 五、二四〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇
札幌少年刑務所	三〇、〇四四	二、六三一	三二、六七五	九、一〇〇						九、一〇〇	四四、三六八	三五、九五〇	八〇、三一八	二、六四〇	一二、四五九	一、三四〇	一三、七九九	六、〇〇〇	七、七九九	一、三四〇	一二、四五九	一三、七九九	△ 五、二四〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇
仙台少年刑務所	三〇、〇四四	二、六三一	三二、六七五	九、一〇〇						九、一〇〇	四四、三六八	三五、九五〇	八〇、三一八	二、六四〇	一二、四五九	一、三四〇	一三、七九九	六、〇〇〇	七、七九九	一、三四〇	一二、四五九	一三、七九九	△ 五、二四〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇
高松少年刑務所	三〇、〇四四	二、六三一	三二、六七五	九、一〇〇						九、一〇〇	四四、三六八	三五、九五〇	八〇、三一八	二、六四〇	一二、四五九	一、三四〇	一三、七九九	六、〇〇〇	七、七九九	一、三四〇	一二、四五九	一三、七九九	△ 五、二四〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇
福岡少年刑務所	三〇、〇四四	二、六三一	三二、六七五	九、一〇〇						九、一〇〇	四四、三六八	三五、九五〇	八〇、三一八	二、六四〇	一二、四五九	一、三四〇	一三、七九九	六、〇〇〇	七、七九九	一、三四〇	一二、四五九	一三、七九九	△ 五、二四〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇
熊本少年刑務所	三〇、〇四四	二、六三一	三二、六七五	九、一〇〇						九、一〇〇	四四、三六八	三五、九五〇	八〇、三一八	二、六四〇	一二、四五九	一、三四〇	一三、七九九	六、〇〇〇	七、七九九	一、三四〇	一二、四五九	一三、七九九	△ 五、二四〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇
宮崎少年刑務所	三〇、〇四四	二、六三一	三二、六七五	九、一〇〇						九、一〇〇	四四、三六八	三五、九五〇	八〇、三一八	二、六四〇	一二、四五九	一、三四〇	一三、七九九	六、〇〇〇	七、七九九	一、三四〇	一二、四五九	一三、七九九	△ 五、二四〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇
鹿児島少年刑務所	三〇、〇四四	二、六三一	三二、六七五	九、一〇〇						九、一〇〇	四四、三六八	三五、九五〇	八〇、三一八	二、六四〇	一二、四五九	一、三四〇	一三、七九九	六、〇〇〇	七、七九九	一、三四〇	一二、四五九	一三、七九九	△ 五、二四〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇
那覇少年刑務所	三〇、〇四四	二、六三一	三二、六七五	九、一〇〇						九、一〇〇	四四、三六八	三五、九五〇	八〇、三一八	二、六四〇	一二、四五九	一、三四〇	一三、七九九	六、〇〇〇	七、七九九	一、三四〇	一二、四五九	一三、七九九	△ 五、二四〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇

(一) 軍需作業施行看守増員等ニ要スル経費

本費は十四年度以降毎年度新規ニ計上ヲ要スル経費トシテ引續キ来ツテヰル、常初ハ刑務所構内ニ於ケル軍需作業ノ施行ニ伴ヒ看守ノ増員ヲ必要トシ之ガ所要経費ヲ計上シタノニ始マシ、十六年度ニ於テハ「軍需作業施行ニ伴フ看守増員等ニ要スル経費」トシテ十二

技師十二人、看守長六十一人、副看守長三十人、保健技手一人、薬剤師二人、作業技手二十人、教誨師奏任七人、同判任四人、看守千二百六十六人、醫務囑託十九人、教務囑託十三人、小使二十人合計千四百七十九人の多數に上り、現に各所職員定員中臨時刑務費支辨に屬する者の大部分は實に此の經費の內容に根據を置く。

(三) 軍需構外整地等作業施行ニ要スル經費ノ增加

本費の增加は從來本作業施行關係職員竝に受刑者に要する經費の一部が附帶經費として發注先官廳の負担を以て處辨され來つたものを本來的常道の經理方法に轉換する爲新規に豫算化された經費である。所謂附帶經費は構外作業を刑務所制度上非常態とする諸般の特異性から本作業開設以來之が費途の處理方を臨機便法的に慣行し來つたのであるが、其の間往々にその取扱に妥當を缺くものもあつた爲會計檢査院、時に帝國議會の批難事項とまでされた苦味の經緯もあつた。此等の事情も考慮されて前年十一月以降刑務作業の自主性の確立及本作業に要する一切の經費を合理化する爲、從來の附帶經費を全廢し之に相當する金額を作業賃金に加へて歲入とする一方職員の滯在族費、本所現場間連絡打合等族費などを歲出豫算に計上することに改め、尙本作業の圓滑遂行を期する爲新に受刑者に對する勤勞給與費（從來附帶經費に於て增食費と稱したもの）の增額其の他現場派遣職員の適時交替實施費、現場戒護勤務職員に對する特別貸與被服費等を要求し承認を受けた前年度豫備金支出分の十九年度に繼續する經費の所要年額本增加費額とする。

(四) 構外造船造機作業施行ニ要スル經費

本費は軍需整地等の構外作業以外に多數受刑者を構外造船造機作業に動員し決戰下緊喫の國策重點產業の飛躍的生產增强に協力挺身せしむるに要する經費であつて、本費も亦前項經費の增加と同じく前年度豫備金支出分を十九年度所要の年額に改めたものである。その豫算は事務費に若干の特別費が認められた外は所謂附帶經費轉換經費と殆ど同樣の費途から成り立つてゐる。

(五) 刑務所ノ戰時警備對策實施ニ要スル經費

刑務所の警備は決戰下銃後治安確保上須臾の懈怠も許されざるところであつて就中防空指定都市所在刑務所に付ては特に之が充實を期する要がある。そこで十六年度以降毎年度新規に所要豫算の承認を受け行刑非常警備規程、刑務所警備實施計畫に基き主要刑務所に於ける警備力の充實と其の所收容者一部の他所移送等適宜の措置を執り來つたが、この警備對策は依然十九年度に於ても實施せらるべきものであるから看守長九人、看守九十人の增員存置を要する經費と、構內戒護の完璧を期する爲構內電話の施設を逐次整備改善せんとする經費とを要求し殆ど前年度同樣の費額が承認された。

(六) 職員ノ待遇合理化ニ要スル經費

十九年度に於ける職員の俸給豫算單價の是正は判任官と同待遇者の一部に付て容認され其の差增積算額は經常部臨時部を合して四萬二千餘圓に止まつた。これは前年度行政簡素化實施後職員の事務負荷加重に應じ生活の實情に鑑み典獄以下各官職の大部分につき總花的に單價引上げが爲され總額四十二萬千餘圓に上る差增額を計上した直後で、其の金額が新年度の俸給豫算の一部を爲してゐることでもあり、戰爭財政國策上此れ以上の增額を承認さるゝに至らなかつたものと諒解される。しかし豫算額が現給額に對し未だ相當の豫額を殘してゐる事實及別に內國族費既定額の增加として新年度三十萬圓の新規計上が爲された事情等を併せ勘案すれば、一面俸給諸給與豫算實行上職員の待遇是正を圖る上に尙多額の財源が用意されあるを看取し得ると共に他面待遇官吏の地位向上施策として十九年度豫算中奏任及判任待遇職員の一部を本官へ昇格せしむる前提たる俸給費積算科目の組替措置が漸く實現し玆に監獄官制創設以來の懸案—毎年度豫算上要求しその都度承認を見るに至らず頗る難儀とされてゐた事案—が一擧に解決を見んとする趨勢に在るは洵に喜ばしい限りである。

(七) 收容費ノ增加

十九年度刑務所收容費豫算額は十七年度以前三箇年度間の實費平均額（但し食料費は同平均給食人員、留置人費は同平均留置延人員に夫々所定單價を乘じたる額）に別に新規計畫事項の增加額と節約に依る減少額を加除して組まれた。收容費の增加として計上された金額は前記實費等による平均額と新年度標準豫算額との差引增額で、その目別計上額は左表の通り內譯される。

區分	實費平均額	十九年度標準豫算額	差引増△減額
	円	円	円
給與	七五七、〇一五	七四二、八五六	△五、八五九
食料費	三、七九二、三九一	三、六五二、二七八	△一三九、一一四
被服費	四八七、〇八一	四八六、四二八	△六五三
就業費	一三、七〇五、〇五六	一三、一四九、〇九八	△五五六、九五八
療養費	一六九、六九九	一五九、六〇一	△一〇、五九八
圖書及習字	一三一、九四四	一〇六、六九七	△二五、二四七
留置人費	一五一、二五二	一六七、八四八	△一六、五九六
護送費	六六〇、八一三	五二七、五七五	△一三三、二三八
雜費	一、六四五、四七五	一、五七八、八七二	△六六、六〇三
計	一二、四九五、九九八	一九、九二九、二六三	一、五五四、七三五

き計算された。その新舊兩年度に於ける豫算上の收容者一人當一日食費内譯對照は左表に示す如くである。

區分	十九年度		前年度		比較増△減		
	數量	金額	熱量	數量	金額	熱量	備考
米	一合四勺五才（一〇四瓦）	五、四三	六八五カロリー	二合四勺（三四〇瓦）	八、一六	一、四二カロリー	一〇〇瓦 二仲七 三三五カロリー
麥	二合一六（一二二瓦）	六、五二	七五六カロリー	三合六勺五才（五三五瓦）	八、六二	一、二七	
大豆	三〇瓦	六、一七	九四八				
計	一合七勺	一八、一二、一五九			二六、九二、一三〇瓦	△九勺六才（△三六瓦）	△二、七三 △四五七
						△一合（△一四四瓦）	△二、一〇 △四九二
							六、一七 九四八
							四二 三四七

（八）構外造船作業擴充强化施行ニ要スル經費（追加豫算）

本費は船腹生産の高度增强を圖る爲KE造船構外作業を擴充施行するを要し前年度豫備金支出を以て承認された受刑者の增加出業、これに伴ふ戒護要員たる看守長六人、副看守長十人、看守二百十三人合計二百二十九人の新規增員竝に全出業受刑者の殘業及晝夜繼續作業實施、これに伴ふ職員の加勤に對する非番勤務手當、勤勉手當の增額を主たる費額とし、其の他收容者の勤勞給養費、職員の滯在交替旅費、等の增額を織り込んだ費額を其の儘十九年度の所要年額として計上した經費である。

五、豫算處理方

十九年度刑務所歲出豫算の處理方に付ては例年の通り四月當初何分の通牒が發せらるゝであらうが舊年度とは自ら異るものがあるであらうから輕々に看過してはならない。依つてこゝでは豫算經理上留意を要する二、三の一般的事項につき駄言を附記するに止める。

先づ以て支出科目が統合簡素化され支出區分に變更を齎らしたことである。新年度豫算科目は從來の經常部俸給、事務費ノ二項が刑政官署ノ項一本立となり、臨時部新科目の臨時刑政費ノ項と相對立し、俸給、賞與、諸給與及事務費ノ四目整理された結果同項内各目豫算を相互に流用する上に（但し俸給ノ目に他の費途の金額を流用することは出來ない又刑務所關係限りとして同項内他の費目から事務費ノ目各所修繕ノ節、諸給與ノ目内國旅費ノ節への流用は年額百五十圓を限度とし之を超ゆる場合は認可を必要とする）及支出事務を取扱ふ上に頗る利便となつた。その著しい例として本官と待遇者の俸給は俸給ノ目に一括されたから相互に豫算額の不足を補ひ處辨し得ることゝなり、又從來待遇者に對する行賞金支給は給與ノ節中慰勞金に據つたが新年度からは本官と同樣賞與として支出することに改り豫算使用上慥かに融通性と彈力性を加增した。なほ從來刑務費の俸給に豫算されてゐた年功加俸及特別俸給が新科目整理によつて補充費ノ款諸支出金ノ項特定給與ノ目へ移されその一節に設置された點も注意を要する事項の一であらう。

次ぎに旅費の支出科目に付ては尙收容者の食料は米麥の消費節減を緊切に要請せらるゝ戰時食糧事情下前年度中途以降、新制定の收容者食糧給與規程に則り既定豫算内實行として、主食の給與を減量し之に相當する熱量を代用食を以て補給することゝなり、大豆其の他の新規給與の實施を見てゐるが十九年度食料費豫算額は改めて右の給與方法に基あるが、舊年度に於ても軍需構外作業關係事務的用務（本所勤務の職員たる現場派遣の職員たるとを問はない）の出張旅費、同作業關係職員の轉勤交替旅費及同現場職員の滯在旅費中内國旅費支辨分竝に作業統制會議出席旅費はその出張者若は赴任者の屬する俸給處辨科目の如何に拘らず豫算費途の使用目的に從ひ悉く臨時刑政費ノ項（前年度の臨時刑務費補足ノ項は第二豫備金支出の際特設された科目である）を以て支出を爲すことが明許されてゐる。

十九年度豫算實行に當つては戰時財政經濟の動向と物資の需給事情から受くる事實上の制約に對處し、豫め一段と既存物件の活用、消費の輕減强化に總ゆる創意と工夫を凝し所内の備へに萬全を期すと共に、國策を費す諸般の面に付ては戰局の推移と所務の全局に稽へ重點主義と效率主義との觀點から嚴正な較量勸案を加へて經費の徹底節約に努むるところがなければならない。況んや前年度に於て職員に對する給與上賄料、旅費、精勤加俸、勤勉手當等支給額引上等諸々の改正を見たと同樣に新年度に於ても社會經濟事情に卽した幾多の改善が企てられたるものとせば、これ等は主として既定經費を差繰つて實施される事情に在り、その施策に多額の支出を伴ふ場合は勢ひ賞與資源確保上緊要其の他の維持費的經費の剩余が唯一の補給源泉の對象とされざるを得なくなるであらうことを豫想されるに於てをやである。（了）

矯正図書館



鯛味噌

石崎光葉

その昔、東京驛から日本橋の三越まで、又は銀座の松屋まで、百貨店は競つて客を無料の自動車で送迎してゐた。隆吉は時たまそのバスに乗り、しかも乘降に際してはうやうやしく鄭重に扱はれるのでいい氣になつたものだが、百貨店の前で下車するとそのまま歸道の人混のなかへ姿を消すばかりで、お義理にも店内へ足をふみいれることはなかつた。百貨店なんか緣なきもの——と頭から決めこんでゐたのは、おながち懐中がさびしかつたばかりではない。ごてごてときらびやかな商品をならべ、いたづらに購買心や虚榮心をあふりたてるやうな露骨な商業主義、それがまづ不愉快であつたが、そいつを有難がつて集ひよる女どもの高慢ちきなそぶりといひ、装ひこらした粉飾の品のなさ、血眼で品物を漁りまはるすさまじさ等、何一つとして隆吉の心を愉しませてくれるものがなかつたからである。百貨店は輕佻浮薄な婦女子共の出入するところで、氣骨ある男子の近よるべき場所にあらず——いつからとはなく隆吉は、漠然とさう思ひきめてゐた。

送迎の自動車が廢止されてからは、通りがかりに便所を借用するだけであつた。あたふたと一階か二階のそれへ馳けこんで、立派な設備を大いに徳としながら、用がすむとさつさと引きあげるのである。たまに陳列箱を覗きこんで、目新しい新製品に感心することはあつても、ハンカチ一枚買ふでもなかつた。つまりは獨り身の氣樂さから、百貨店は共同便所でしかなかつたのである。

その後、隆吉は平凡な結婚をした。そして二兒の父親となると、町の店々で商ふ品物に對して、さすがに獨身時代のやうに無關心ではあり得なくなつた。世帶じみた苦勞を、褄を歩きながらも店頭にならぶ品物や正札に、それとなく配るのである。といふのも、妻の依子がそこら邊で間にあふ日用品のほかは、ことさら買物に出歩くことを好まなかつたからであるが、でなくても幼兒二人をかかへての遠出は大變であらうと同情し、勤めの往き來などに頼まれもしない物まで何かと見計らつて仕入れてくるのであつた。不器用で世故にうとい隆吉が得意になつて買つてくるのは、多くは子供のものであつた。子供のものなら概して面倒な選擇はいらないし、上が五つで女の子、下が三つで男の子といふ性違ひの不便はあつたが、どつちつかずの色柄の品を選べば、寸法は大體どちらかに融通がきいてまづまづ無難であつた。

あるとき通りすがりの靴屋の陳列窓で、ふと緑色の氣のきいた子供靴を見つけて買ひ求めた。

「おい、いい物を買つてきたぞ。」

歸宅すると隆吉はいささか得意顔で、紙包を妻の前にさし出したものである。

「まあ、靴ですの。」

いそいそと包みを開けた依子は、一目みるなり顔をしかめた。

「これ誰のですの？　靴はまだ二人とも、今のが履けるぢやありませんか。」

喜ぶと思ひのほか、たまには自分の物だつて買つてきてくれてもいいのに、と云はんばかりの不服さうな口調だつた。なんだか自分が子供に對して、不行屆きではないつもりなのに不行屆きだと叱られてるやうで、依子にとつては隆吉の厚意は時には有難迷惑であり、さして必要でもない物まで買つてくる良人の買物好きは、乏しい家計の上から考へても全幅的に歓迎できるものではなかつた。何を買つてきても格別喜びを色に出さない彼女は、こんな場合でも良人にかれこれ云はないが、緑色の靴をいぢくる手つきは自ら冷淡になる。隆吉は張合抜けを感じながら、自分を納得さすやうに、ことさらおつかぶせるやうに説明するのである。

「だつて、表も底も全部本革だぞ。いまに總本革の靴なんてなくなるんだからな、買つといたつて無駄にはならんさ。それに緑色つてえのはしやれてるぢやないか。これなら久美子でも昭でも履ける。」

「あら、久美子にだつて大きいですわ。誰に履かせるつもりで買つていらしたの。」

さう云はれると返答に窮した。誰のといふはつきりしたあてはなく、久美子か昭かどちらかに合ふだらうと、例の暢氣さだつたのである。あわてて子供をよんで履かせてみると、なるほど久美子にだつて大きい。

「まあいいや、今ぴつたりだと却つて困らあ。いま履いてるやつが駄目になつてからあろすと丁度いいや。」

苦しい云ひのがれだつた。買ふときには一應寸法を考慮したつもりだつたが、にも拘はらず

矯正図書館

誤算があつた。依子はちよつと見ただけで大きいと直感した。隆吉は虚をつかれた思ひで、おやちがいくら威張つても子はやはり母のものなるかなの感を深うした。

それからは身につけるものはなるべく敬遠して、玩具、繪本、菓子の類を仕入れてくるやうになつた。これなら選定を誤まるやうなへまはやらなかつたし、あらゆる條件や効果に細かく氣を配つてくるので、依子の猿智慧をはさむ餘地はなかつた。もちろん子供はいつも大喜びで、寢るときにも幾晩も枕許へならべて、手離さうとしなかつた。しかし、調はば氣まぐれで、ときたま眼にふれたものを求めてくる程度だつたが、時勢が變るにつれて隆吉の意慾は食べものの上へ積極的にそそがれるやうになつた。

久美子が生れたときは既に支那事變が始まつてゐたとはいへ、まだまだ日常生活に不自由はなかつた。乳離れする頃にもウエハウスやポーロやカルケットが幾らでも手に入り、その後もビスケット、カステラ、キヤラメル、チヨコレート、ドロップス、菓子パン、ケーキとなんでも一通りは口にしてきたのである。ところが僅か二つちがひの昭となると、すつかり事情が變つてゐた。大陸の戰線は果しなく擴がり、國内の物資は戰爭態制整備のために日增しに統制が强化されて、日常の食料品さへ思ふやうに手に入り難くなつた。

「昭ちやんはこんなおいしいもの食べたことないわね。」

古い婦人雜誌の口繪原色版に出てゐる、うまさうな菓子類の寫眞を眺めながら、依子はいかにも昭が可哀さうなやうな口ぶりで、よく云ひ云ひした。

「さうさ、昭は戰爭の子だもの、新時代の子だもの。そんな昔の味なんか知らないさ。」

愚痴でしかない依子の思ひやりを、嗜めるやうに隆吉は云つてのけるのである。

「さうね、初めつから知らないんだから、なんともないでせうね。」

「これからの人間は味覺だつて變つてくるよ。だから、舊觀念にばかり拘泥はつてちや駄目さ。」

さうは云つても、前述のやうな贅澤な菓子類は、困苦缺乏に耐へうる强い國民に育てあげるためにはあながち食べさせたいとも思はないが、素朴な食品でよいから榮養價のあるものを、充分とはいかなくても必要量だけはあたへたかつた。久美子はともかくとして、まだ幽生えそろはない昭には、配給の品だけでは榮養の點で疑問があつたし、胃腸のためにもうつかり食べさせられない食料が少くなかつたのである。

もはや配給品にばかり頼りきつてはゐられなかつた。依子が近所の限られた八百屋や魚屋や漬物屋から仕入れてくるだけでは、子供の要求を滿たすに至らなかつた。物を食べることが珍らしくて興味をおぼえてきたらしい幼兒の食慾は、大人の計算をはるかに越えて、食婪でありするだけでは、到底間にあはない。隆吉は徒を歩きながら、食料品屋の店先に拔かりのない一瞥をくれるやうになつた。子等よ、うんと食べて大きくなれ、强い子になれ、立派な國民になれ。子供を力づけるやうに、いや、ややもすればまだ今日ほど統制が徹底してゐなくて、實績のない繰り言をくりかへすのであつた。當時は大きい食料品屋とか名ある老舗には、どうかすると、ハンペンやら玉子燒やらアミの佃煮やら、幼兒向きの結構な食べものが自由販賣されてゐた。もちろん行列買ひだが、隆吉は列の風へくつついて、子供が喜ぶ顔を見がきながら番を待つのであつた。

隆吉の書類鞄の中には、いつも新聞紙か大きなハトロン封筒が忍ばされてゐるやうになつた、せつかく得難い珍味に出くわしても、容れ物がないと賣つてくれないことがあるやうになつたからである。かうして方々の食料品屋に氣をくばりながらも、相變らず昔からの習慣で、百貨店の食料品部に氣づかなかつたのは迂闊であつた。が、大東亞戰爭が彼にその存在を敎へてくれた。

十二月八日、宣戰が布告されるとその日から隆吉の勤める會社では社員の宿直が始まつた。從來とて宿直制はあつたのだが、それは少年店員あがりの雇員とか見習社員とかいふ若い獨身者に限られてゐて、一般社員は與り知らぬところだつた。いよいよ米英と開戰となると會社も戰時態制をとつて、しつかりした責任者の嚴宿りを必要としたのである。幾日目かに隆吉は御めてその當番になつた。鐵筋コンクリートのいかめしい建物の玄關近くに設けられた不完全な宿直部屋は、夜と共に底冷えして、馴れぬ寢床ではあり重い責任はありで、暖い眠りなど得らるべくもなかつた。習早朝、隆吉は睡眠不足のぼんやりした頭で散步に出た。ビル街はまだ何處も大戸をおろしてゐて、凍りついた舖道には人影もとぼしく、さむざむと立ちならぶ裸の街路樹が遠くまで見すかされた。隆吉は任務から解放された寬ぎでのびのびと深呼吸をし、靴音をたてて步きまはり、ふと立ち停つて空を仰ぐと、ビルの高い窓が朝日に輝いてゐた。

一通りビル街を步きまはつた隆吉は、電車道へ出てびつくりした。まだ眠りにあるやうな百貨店の前に、早くも人が群り寄つてゐるのである。行列であつた。隆吉の直感は「食料品だ」と讀みとつたが、何があるのか解りもしないの

矯正図書館

に開店までのかなりの時間を、そこで立ちん坊する氣にはなれなかつた。この寒空に早朝から詰めかけてゐる人々が急にあさましく思はれ、せつかく爽かな朝の氣分を汚されたやうな憤ろしさへおぼえて、くるりと踵を返した。しかしそれは、出しぬかれたいまいましさであつたかも知れない。

二三日後、隆吉は珍らしく百貨店へ出かけて、まづすぐに一階の食料品部へいつた。宿直の朝から見當をつけてゐた狙ひである。他の部では職場についたばかりの店員が、寒さうに首をちぢめて客待ち顔に突つ立つてゐるのに、こばかりは白い上つ張りを着た店員が忙しさうに立ち働いてゐた。開店して間もないひつそりした時刻なのに、すでにがらん洞になつた食品棚を片づけてゐるのであつた。おそらく早朝から押しよせた人々が、開門と同時になだれこんで買ひ漁つていつたものだらう。隆吉はそのものすごい購買慾にあきれながら、曾ては商品の豐富さと絢爛さを誇つた百貨店が、今ではまたたく間に赤裸にされる凋落ぶりに、時代の動きを痛感しないではゐられなかつた。よく見るものが積まれてあつた。子供の大好物の鯛味噌である。一皮三十五錢、隆吉は飛びつく思ひで買つて、ポケットへねぢこんだ。殘つてゐるところをみると、餘り見向きもされなかつたものであらう。とすれば、他にどんな品物があつたのであらうか。隆吉は、それを羨ましいとは思はなかつた。他にどんな珍味があつたにしろ、鯛味噌につましい歡びを感じる己れの生活に、戰時下に生きる安らぎを覺えるのであつた。

ポケットへ入れた鯛味噌は氣のせいかほかほかした溫もりを體へ傳へてくるやうである。豐かな暖かさであつた。隆吉はそつと抱きかかへるやうにして百貨店を出た。

舐犢の愛

本多兵三郎



近所で、毎日のやうに、お菓子を持つて遊んでゐる子供がゐる。月一回の配給でそんなにお菓子がある筈はない。近所の主婦連の噂では、闇で手に入れてゐるらしい。

私の長男も、その子供の遊び仲間で、その子供がお菓子を持つてゐるのを見ると、子供の悲しさ、家へ駈けつけて來てお菓子をせがんで止まない。然し、配給のお菓子のある間は、本人の慾望を滿してやれるけれども、それが無くなつて了へば、どうする術もない。妻は、その都度戰爭の話をして聞かすのだけれども、一向に效果はない。結局、泣き眠りする。

近所で、毎日のやうに、お菓子を持つて遊んでゐる子供がゐる。月一回の配給でそんなにお菓子がある筈はない。近所の主婦連の噂では、闇で手に入れてゐるらしい。

私の長男も、その子供の遊び仲間で、その子供がお菓子を持つてゐるのを見ると、子供の悲しさ、家へ駈けつけて來てお菓子をせがんで止まない。然し、配給のお菓子のある間は、本人の慾望を滿してやれるけれども、それが無くなつて了へば、どうする術もない。妻は、その都度戰爭の話をして聞かすのだけれども、一向に效果はない。結局、泣き眠りする。

迄放かつて置くより仕方がない。

家へ歸つて、毎日のやうに、妻から聞かされることは、その報告である。そして妻は口癖のやうに、

「どうしたらいゝか判らない。」

と、やり切れないやうな調子で言ふのである。

そう言つて訴へる妻の表情には、何とかしてお菓子を與へてやりたい、といつた激しい衝動が泌み出て見える。

もと〳〵女といふものは、哺育本能の權化のやうなものであるから、舐犢の愛に溺れ易いものである。だからして、妻が毎日味つてゐる苦痛の酸しさは、胸を刺される程よく判るのである。時には、子供のいぢらしさを思つて、遂ひ私まで舐犢の愛に溺れそうになることさへ再三ではない。

私が言ふまでもなく、男女の別なく、子を思ふ親心ほど、世の中で切實なものはない。山上憶良の歌にも、

瓜食めば、子ども思ほゆ、栗食めば、ましてしぬばゆ。いづくより來りしものぞ、眼かひに、もとな懸りて、安寢しなさぬ。

とあり、また井上阿波守の歌にも、

這へば立て、立てば歩めと思ふにぞ、我身につもる老を忘るる。

とあり、これらの歌は、誰知らぬ人とてはない程有名であつて、子を愛しむ親の心の切なさは、まことに「蒐野の雉、夜の鶴」にも勝るものがある。

その上に、妻にしても、私にしても、飽食暖衣の平和時代に、比較的遇れた物質的生活をして來てゐるだけに、子供がお菓子をせがむのに妻が手を燒き、私までがそれに心を動かされるのも、人情として一應は仕方のないことであらう。

しかし、その人情に壓倒されて、闇取引をしてまで、子供にお菓子を與へることが、本當に子供を愛しむ親心であらうか。

日曜日の郊外電車などで、稚い少年少女にまで、足取も危かしい程大きなリュクサックを背負はせた買出部隊の續連をよく見受けるのも私一人ではあるまい。

また、最近も、可愛いい娘の嫁入り道具に、箪笥を千圓で買つた人がある、といふ話も聞いたが、これらの親達の行爲も、子を愛しむ親心の表現であることに間違ひはなからう。けれども、これが眞に子供を愛しむ親心であらうか。

私は、自己の不敏を告白しなければならないが、大東亞戰爭以來、眞に子供を愛しむ道について、可なり長い間の摸索を續けて來た。長い年月に亙つて、人間の幸福即物質的慾望の充足といふ思想に左右されて來たゞけに、その解決も容易でなかつた。

しかし、その思想こそ歐米的なものであつて、日本的な道はそうしたところにはないことを知つた時、私は初めて問題を解決し得た歡喜と滿足とを沁々と味ふことが出來た。

刑政第57巻第3号
矯正図書館

澤庵和尚は、『玲瓏隋筆』の中で

——人の人を思ふ、心をつけて見れば實に人を思ふにあらず。人を思ふことのまことをいふは、親の子を思ふなるべし。

然るに子を愛する人を見るに、毒物を食して忽ち病を起すといへども、かれに食はせたしと思ふ我が心の欲に忍びずして、言はず。、、、これを與へて食はしむるときは、即ち子を思ふ心に我が欲勝ちて、毒をあたへて病ましむるなり。我が子隋意にくらひ、澁山瓶水して身を養して、死に及べども、これを貰むることあたはず。されば、かれを實に愛するにあらず。子のこのむ所にしたがへば、子これを喜ぶ。これを喜ばしめて己が樂しみとす。子のためにあらず、己が愛にをぼるゝなり。

といひ、貝原益軒も、

——凡そ小兒を育つるに、生れた最初から愛に過ぎてはならぬ。愛過ぐればかへつて子をそこなふ。衣服を厚くし乳や食ひ物を與へ過ぎれば、必ず病がちとなる。着物を薄くし食ひ物を少くすればめつたに病氣にはかゝらぬ。富貴の家の子に病がちや體の頑丈でない者が多く、貧賤の家の子は概ね病が少く體の強い事によつてもそれが知れる。小兒の生れた初めには、父母の古着を縫ひかへて着せるがよい。衣類が新しくて溫か過ぎると、熱を生じて病になる。古語に「凡そ小兒を安からしむるには、三分の飢ゑと寒さとをおぶべし」と云つてある。三分とは十分の三である。その意は、少しは腹をすかさせ、少しは冷して置くがよいといふのである。これ古人の小兒を保護する良法であつた。世俗はこれを知らず、小兒に乳や食ひ物を多く與へて何時も滿腹させ、甘い物、果物などを食はせ過ぎるので、必ず腹をそこね、病氣をさせる。小兒の不慮に死ぬ者は、多くそのためである。

といふ意味のことをいつてゐる。

また、常盤潭北も、

——子を育てるのに溫か過ぎるのは大毒である。皮肉が弱くなる。皮肉が弱くなれば、少しの寒暑風溫にも中る。賤しい家の子は地の上ばかりで育ち、漁夫の子は磯邊や潮の中で育つて、息災であるのに、富貴の子ほど病弱であるのは、この道理である。親の虚弱から新しい絹物にくるみ、柚下をふさぎ、頭巾をかぶせ、着物を溫め、こたつへ寢かすなどする故、顏に瘡が出來たり腹が弱かつたりする。

食物は甘味を忌む。飴は麥芽で製する故差支はない。砂糖で製する菓子は、初めから見せぬがよい。愛におぼれて見せつ聽もつ喰はせつする故、益々欲しがるのだ。小兒に肉は滋養過多である。魚類少々は差支へないであらう。貧賤の子は魚に馴れて中らぬらしいが山家の魚食はぬ者に長命が多く、貧賤の者に少ないといふ事實を見よ。今の世は食せ過ぎる。喰ひ過ぎに困り果て、ある後に食をひかへさせようとするから、腹に滿ちなくて喰ひたがり、氣ぜはしく喰ひ、腹あたりを起し易くなるといふ意見を述べてゐる。

實に子を愛しむ道を摸索してゐた時、私はこれらの意見を發見したのであるがこれらの卓見こそ摸索行に終止符を打つて與れたものであつた。これらの卓見は、實現の仕方こそ違へ、その間に一貫してゐる理念は一つである。それを近代的な表現で言へば、盲目的、本能的な愛情によつて溺れずに、聰明な理智的な愛情によつて子供を補め、といふことになるのでなからうか。

人あるひは、これらの意見を個人的な普遍性のない考へであると論ふかも知れないが、三人が三人、同じ理念を說いてゐるところを見ると、古來我國に於ける動かし得ない定說として、普遍妥當性を持つたものと信じて差支へあるまい。

私は、これらの卓見に勵まされ、子供を現在の配給物資生活に馴致させることこそ、決戰下實に子を愛しむ道と信じ、妻にもそうした考へ方を敎へてゐるのであるけれども、妻は觀念的にそうした觀念を持つことさへ、仲々の苦勞がゐるらしい。したがつて、お菓子をせがむ子供に毎日手を燒いてゐるわけであらう。

それに引き換へ、私は、信念として、また認識として、一應觀念的には、決戰下實に子を愛しむ道を把握し會得した氣持であるながら、時々子供のいぢらしさに、その氣持が動搖しそうになることが、間々あることも否み得ない。

文化元年のこと、時の昌平黌敎授栗野栗山へ或る人が洋式の食卓に椅子四つを添へて贈つたので、それを用ひて七賢會を催走しようと、八月十四日の夜を期して新客を招いた。折柄江戸詰をしてゐた茶山も招かれた一人であつた。生憎雨天だつたので遠方の客は來らず、栗山と尾藤二洲と茶山と三人で椅子に掛けながら對酌することになつた。やゝ暫くして、主人栗山がお勝手の方へ行つた時に、尾藤博士が茶山を顧みて、

「おい君、主人の居ない中に暫く椅子を下りて休息しようぢやないか。」

と笑ひながら言つた。茶山も一所に大笑ひした。

やがて主人が出て來たので今のことを話すと、栗山も笑ひながら、

「實際久しく馴れたことは改め難いし、變つたことをすると塲へ難いものだ。此の間も聖堂の舞樂に、何か一役勤めたいと願ひ出た人があつたんだが、年寄だから骨の折れぬ役を勤めさせようといふので、一器を持つて立つ役を命じたところが、久しく立つてゐる中に目まいがして倒れてしまつた。我が儕では坐ることに馴れてゐて（立つことに馴れぬものだからね。椅子を下りて休息したいといふのも尤だ。」

といつて又一しきり皆で笑つた。——といふ話が、菅茶山の「筆のすさび」といふ本にあるが、日常の瑣事でさへ、久しく馴れたことは、仲々改め難いのであるから、長い年月培れて來た考へ方を改めるのは、一通りの努力では覺束ないことである。まして、本能的な子を愛しむ情の歪を正すことは、身を裂くやうな勇猛心を必要とする。これは、戰鬪に勝るとも劣らぬ激しい「たゝかひ」とも言へよう。大東亞戰爭に勝ち拔く爲には、例へ激しいものであらうとも、この「たたかひ」にも勝ち拔かなくてはならない。

私は、子供いぢらしさに、心に動搖を生じた時、いつも、「勝たねばならぬ。負けてはならぬ。」と齒を喰ひしばつてその動搖を摧伏することに努めてゐる。

かうした愛情の切替への問題は、何も子供に關する場合に限られず、行刑や保護にも關聯があるやうな氣がする。

刑政第57巻第3号
矯正図書館



受刑者の醫學的分類に就いて

名古屋刑務所嘱託醫
大谷正敏

一、緒言

未曾有の戰局は行刑界にも幾多の新制度を生んだ。就中正木刑政局長の英斷による無戒護行刑と善時制度の採用はその大なるもの一であらう。かくて行刑の使命も應報主義は改化遷善へ、而して皇國民としての復歸へと到達した。

然るに行刑衛生方面に於ける從來の心身健康診査樣式は二十年前に制定せられたままで餘りにも古く、新制度に即應するためには種々の不便を免れない。從つて今やその改正の機運に迫られてゐる。こゝに於て該方面研究の一助とも考へ併せて諸方面の御參考に供しようと思ふ。

二、受刑者の醫學的考察

行刑奉公隊組織せられ受刑者の出業益々盛となる折から、まづ我々は受刑者なるものに就きその醫學的再檢討を行はねばならない。

受刑者即ち犯罪者とは何であるか、更に遡つて犯罪とは一體何であるか。

犯罪なるものも一言に約すれば法律上禁止されてゐる人間の行爲といふだけのことであるが、その多くは原始本能に基づくもので、社會構成上お互に不都合であるから許されないところの行爲なのである。而してこの許されない行爲を敢てなせるものが犯罪者なのであるが、それではこの行爲を容易になす人となさぬ人とあるのはどういふわけか。ここに於て犯罪の成因を分析しなければならない。

抑も犯罪は今日その多くは素質と環境との交錯により發生するものと考へられてゐる。即ち一般に偶發的の純環境性犯罪はその數少く、多くは大なり小なり素質的因子に支配されたものである。この場合素質は生活體の人格的方面を指すものと限局すれば、是に社會的乃至身體的外因が交錯して環境として作用するものである。完全なる人格者は如何なる環境に遭くも滅多に犯罪に陷ることはないが、人格に缺陷ある者に於てはその程度萬だしき程わづかの環境的外因により容易に犯罪を誘發する。從つて受刑者中の人格缺陷者の存在が一般社會人の間に於けるよりも遙かに高率であるのは當然である。そこで我々は受刑者といふものは、その多くは社會一般の正常人に比して何等かの人格的缺陷を有するものと考へてよい。

ところで昔ロムブローゾは生來性犯罪者說を唱へ、犯罪者を素質的に特別のものであるとしたが、今日ではかゝる特殊な人型を考へることは誤りであることが判り、これ等のものの犯罪も人格缺陷者の社會的環境に反應せる一現象型として見らるゝに至つた。從つて受刑者中の人格缺陷者も本來は特異なものと見ず、一般社會に於ける人格缺陷者と同樣に解釋してよいわけである。

さてここで醫學的に人格缺陷といふものを觀察するとその大部分は精神病質（病的人格も同義語、かつては性格異常變質者などと呼ばれて來た）に依り代表され、一小部分に精神薄弱と精神病の存在することが判る。

三、精神病質

人格缺陷者の中精神薄弱と精神病とは俗に馬鹿と狂人の名稱で理解され誰にも見當はつくが、然らば受刑者中の大部を占める精神病質とは何であるか。これは判り易く云へば正常人と精神病者との中間に位置するものと思へばよい。即ち一見普通の人で格別精神病者と思はれないが、妙にひねくれ者で人づきあひが惡く人情味に乏しく惡いことをやつても別に氣にとめる樣子もなかつたり、或は馬鹿に陽氣な活動好きで少しも落ちつかず、破目をはづして酒色に耽溺したり、又無暗に憂鬱でつまらぬ事を心配し、厭世的であつたり、或は怠惰で物事に倦きつぽく、輕率で他人のおだてに乘り易い所謂「おつちよこちよい」であつたり、時にはよく嘘を吐き、虛榮心が强く、無暗に親分風を吹かせて見たり等、どこか普通と異つた、俗に風變りとか變り者などと呼ばれる人が世間には往々見受られる。かういふ種類の人々を我々は精神病質者と名づける。

併し實際には多くの例に當つて吟味して見ると、我々が普通正常人と稱してゐるもの中にも何等かの缺陷を有し大分精神病質に近いものもあり、又精神病質者の方から云つても輕い者は正常に近く重いものは精神病に近い。從つて外傷又は特殊な外因性疾患に基づくもの以外、結局精神病質は或は正常の、或は精神病の變種とも考へられる。併し受刑者を實際に分類處遇する上から云へば、どうしても何處から何處までが精神病質であるかその範圍に大體の見當をつけて置くことが望ましくなる。そこで精神病質に關する從來の定義からまづ吟味して見なければならぬが、クルト・シュナイダーは「精神病質とは異常人格であり、その異常の爲めに自ら惱むか或は社會が惱まされるところのものである」と述べてゐる。この定義は今日最も廣く用ゐられ、精神病質の問題を巡つてはいつも引合に出されるのであるが、その後研究が進むにつれ或はこの制限に該當しない例を引用して見たり、或はその他の消極的立場から說を立てる者もあり依然論議が絶えない。併しかゝる定義は如何に云ひかへられようとも、その概念を理解せしむべく、一言を以て盡すことは容易でない。從つてハンス・グルーレも述べてゐる樣に結局今日の所我々はかゝるものを實際に多數に經驗して諒解してゆくより他はないのである。

四、奉公隊出業效果と資格

勿論受刑者中には正常者の範圍に入るものもあるから是等のものを軍需作業方面へふり向けることは最も當を得た處置であるが、實際にはそれ等の者の數は比較的少ない。從つて現時の如く能ふ限り多數の人手を要する場合には、少し位缺陷があつても取扱次第で正常人に伍して行動してゆけるものは一人でも多く適當な職場へ送らねばならぬ。殊に奉公隊出業場は銃後第一線である。この作業場に於て苛烈なる職場前線よりもたらされた生々しき實相を眼前に見せつけられた時、皇國に生を享けたるもの如何なる惰夫と雖も奮起せざるを得まい。果せる哉當初一隊の危惧の念を以て迎へられた出業も今や惡性なる一名の反則者もなく、指導刑務官の信頼は受刑者をしてよくその許されたる自治制度を完遂せしめ、自分等受刑者も等しく戰ひつゝある皇國民

刑政第57巻第3号
矯正図書館

なりの自覚と責任と共に絶大なる感激を以て彼等は更生の道に驀進しつゝある。こゝに新制度は見事な成果を現したのである。又一面彼等に接觸する一般世人は今更の如くに受刑者の何者であるかを認識し、過去に於て前科者の名の下に一率に嫌悪・白眼視せることを悔いるであらう。かくて受刑者自身の改過遷善の實は擧り、社會一般の認識の誤は除去され、實際上強力なる再犯防止の第一歩が遂に踏み出されたわけである。從つて正常者はもとより精神病質者と雖もその一部はむろ進んでかゝる環境へ送り錬成教化に力めれば、その人格の改善も必ずや期待し得るものと信ずる。

併し乍らこの際注意すべきは一部受刑者に見る責任感に乏しく、指導者の信賴を裏切り、他の顰蹙なる者に迷惑を及ぼし、全體の統制を紊し、社會の認識を誤らせるが如きものゝ存在である。かゝる者は出來に先だちこの目的から斷乎除外すべきであることは云ふまでもない。ここに於て所要受刑者を選拔するに當り、先づその資格上の適・不適を決定せねばならぬこととなる。この區別は當然受刑者中の多數を擁する精神病質者に於て特にその必要が認められる。從つて我々はまづ精神病質者には如何なる種類のものがあるかを知らなければならない。

五、精神病質の分類

精神病質の分類は精神病理學的乃至心理學的に從來種々なる方法が行はれて來たが、夫々の研究の立場から發したもので區々として一定しない。併しこれを二群に大別すると一は實際の臨牀的經驗に即して求めた類型の系統なき排列によるものであり、一は人格をいくつかの部面に分ち、その各部面を夫々實例に當つて檢討し、人格像を描き出さんとする系統的方法である。このいづれを採るべきかは使用する目的によつて異なり、今日その優劣を簡單に論じ去ることは出來ない。併し我々が選ぶとすればそれは能迄も受刑者を對象として分類上可能適切なる方法であり、且その後に來る處遇效果が醫學的に說明理解し得るものでなくてはならない。そこで我々が目下使用しつつある分類法に就いて次に述べて見よう。我々は臨牀的症候に應じてまづ

(1) 分裂病質
(2) 躁鬱病質
(3) 顆細病質
(4) ヒステリー
(5) 神經質

等の慣用語を採用した。併し是等の用語を實際に用ゐる場合には醫學上明らかにそれと診斷し得るものに限る。而して爾他の是等のいづれにも所屬せしめ難いものには、夫々感情・意志・行動等の異常に基づいて類型を求め、大體シュナイダー等により用ゐられた呼稱の一部を採用した。即ち

(6) 意志薄弱性
(7) 輕佻性
(8) 發揚性
(9) 抑鬱性
(10) 感情交代性
(11) 自我臭示性
(12) 空想性
(13) 無情性
(14) 爆發性
(15) 衝動性
(16) 頑迷性
(17) 奇矯性
(18) 狂信性
(19) 悖戾性

我々の取扱ふ精神病質は大體以上のいづれかに該當する。項目甚だ多きに亙り過ぎるの感あるも、それは種々なる事情の下に調査の徹底を望めなかつたものの爲めに、已むを得ざる場合一時使用するべく、限られた症候名をも用意したからである。從つて通常我々の遭遇するのは(14)まで位で、然も(11)あたりから以下のものは後日調査が進むにつれて多くは他の部類へ編入されるところのものである。

かゝる分類法は系統的方法に比して見た目には甚だ悪いが、その反面一般には親しまれ易く、更に臨牀醫學に於ける既知の生理・病理竝びに處置法を適用して處遇上の指示をなすのに甚だ便利だと思ふ。

六、精神病質者の處遇

こゝで聊か精神病質者處遇上の注意について述べて見よう。但し各類型毎の詳論は煩瑣に亙り過ぎるからそれは次の機會に讓ることゝして、こゝには簡單に實際處遇に當つて必要な事項のみを一括して說明するにとゞめる。

まづ意志薄弱性・輕佻性のものは被影響性が大で持續性に乏しいから、作業方面に於て特に團體的・規律的訓練に注意を拂へばその效果を期待し得るものである。殊に單純性の意志薄弱の如きは社會的種後に於て必ずしもかつて考へた程絶望的なものとは思はれない。神經質の如き感受性亢進と劣等感を主徴候とするものでは寧ろその感受性を利用して、殺得により擔送上の感激を試興し、劣等感あるものは森田正馬博士の體驗療法の如きを適宜應用し、これを除去することにより良果を望み得るもので敎務方面の好對象である。ヒステリー性の如きは感受性過敏、自我感情亢進等のため平生より多訴で、時には身體的、精神的異常現象を發して人目を驚かせるのであるから豫めその過を考慮して臨機の處置を採り又說得するにも相當氣長に行はねばならぬ。自我臭示性のものには時には他の受刑者の世話を燒かせるのに便利なこともあるが、やゝもすると他囚を敎唆煽動したり所長面會を强要したり、高官巡視に際して直訴を試みたりすることがあるから戒護上の注意を要する。空想性のものは想像力が旺盛で中には盛に嘘を吐き、然も本人自身いつかそれを事實であつたと信じ出すものさへある。發揚性、抑鬱性、感情交代性、躁鬱病質等は感情の變化に應じて、或は多辯、多動で甚だしく得意になるかと思へば、或は憂鬱、厭世的になつたりする。無情性、爆發性、悖戾性の如きは反則、喧嘩口論、暴行等を起すことが多い。その他奇矯性、頑迷性、狂信性、衝動性程度のものから顆細性病質分裂病質等精神病との近親性が考へられる樣なものになるにつれ、作業意慾、反則、逃走、自殺、暴行等の突發事故が起り易くなるから、戒護上のみならず醫務方面よりも相寄りその對策を講ぜねばならぬ。

七、精神病

以上で精神病質に關する問題は一先づ終り、次に爾他の人格誤陷者に就いて述べよう。

爾他のものとしては精神病と精神薄弱とであるが、その中精神病は鑑別診斷の上夫々然るべき醫療上の處置を施すべきで、病盛期にあるものは體ばかりいくら丈夫さうでも作業方面には何等役立てようがない。又その寬解乃至治癒狀態に入れるものも一部を除いて多くは何らか輕度の缺陷を殘してゐたり、再發の慣れがあつたりするから、その時々の狀況に應じて適當な處遇法を講ぜねばならない。

八、精神薄弱

精神薄弱に就いてはその概念上にも亦色色紛糾を缺く憾みがあるので、その範圍

刑政第57巻第3号
矯正図書館

か簡明して置き度いと思ふ。これは從來智能發育程度により、愚いものから順に魯鈍、愚愚、白癡の三段階に分つて取扱はれて來たことは一般に御承知のことと思ふ。併しこの三段階の境界決定に就いては醫學的にも心理學的にも種々なる觀點より行はれ一致を見ない。更に普通人との境界も判然としない。即ち智能も多數の集團に就いて調べて見ると、ごく優秀なものからきはめて低劣なものまで身長の高低の如く順次連續的に移行して居り、各段階毎に飛躍的差異を示すものではない。そこで從來多くは一定の智能檢査法を行つて或得點以下のものを精神薄弱と名づけ更に同樣にして魯鈍以下の段階も決めようと試みられた。併し近來精神醫學の立場から精神薄弱なるものは智能のみの缺陷に歸せず精神作用全般の發育障碍として考へられようとしてゐる。この點に關し愚生杉田敎授の所說を次に援引して引用して見る事にしよう。「精神作用の一部たる智能の査定は急性傳染病に於ける發熱度の測定のやうなもので、それ丈け單に感覺の障碍や個々大腦皮質の喪されたる範圍と其程度との一部を表示するに過ぎないのであり、決して腦髓全體の障碍狀況を精密に診斷せしめるものではない。併し『智能の低劣なること』は殆ど凡ての例に共通する症候であり、且この智能の發育程度は比較的容易に査定が行はれ、その判定を數字により表示し得るので分類上一應は便利である。併しその他の心身症狀に共通せぬものが多いのと、智能そのものゝ定義すら未だ決定的でないので、たゞ一種類の智能檢査成績のみから魯鈍、愚愚、白癡を區別してしまふのは醫學的にも心理學的にも適切なる臨牀的分類といふことは出來ない。精神薄弱を分類して診斷、豫後、治療の標準を立てようと思へばまづ原因により分類し、その診斷名の下に智能發育程度、性格の症狀、身體症狀竝に附伴症狀を附記することにすれば、簡單、多岐なる精神薄弱の分類を單純化し、一目瞭然醫療教育上にも甚だ都合がよい。この點を了解した上で智能査定法を便宜使用して大勢の中から智能劣れるものを選び出すのは差支ないことである。但し智能發育著しく劣れるものが精神薄弱に入るべきものと判定することは決して間違つた方法だと許すことは出來ないが、複合精神作用に歸せらるべき學業、職業竝に社會生活適應に對する能力を推定するには他の心身症狀を精診した上でなければならない。」

併し我々は對象が受刑者であり、遺傳既往環境の困難なことが多いため、便宜上一應從來の智能檢査法により大體の見當をつけ、然る後他の心身狀況（特に性格的、神經筋肉的方面）を精査した上でその種類、程度を判定し、處遇上の方針を立てることゝした。この際勿論原因の判明せるものはそれにより生來性（內因性）、後天的（外因性、症候性）のものなりや、發展に關せしむべきものなりやを分類し、その將來に於ける對策を講ずることゝした。此の點比較的靑年の受刑者に對しては特に意を用ふべきだと思ふ。

次に從來犯罪は精神薄弱に起因する事が多いと云はれて來たが果してさうであらうか。この點に關し聊か該方面の最近の趨勢に觸れてこの項の結びとしよう。

杉田敎授によれば「之は犯罪發生の一要素たる環境條件を全く無視した言であつて、正確に云へば或犯罪に導かれ易い一定の外的條件下に在つては、精神薄弱者は判斷力の不備竝びに行動抑制力の不十分な爲に犯行に陷る例が多いと云ひ直すべきであらう。而して智能は正常であつても性格異常を有するもの又は智能の障碍と性格異常とを併有するもの、方が犯罪に陷ることが多いものである」と。而して名古屋少年審判所に於ける多數の檢診例中精神薄弱は全體の半ば以上を占めてゐるが、その大部分は何等かの性格異常を併有するものであり、然もその率は優他の智能正常犯罪少年に於けるよりも高い實例が擧げられてゐる。

同門の先輩瀨川博士は窃盜少年に自家行爲の批判をなさしめ、智能正常の者でも道德的の批判は概して淺薄であり智能の低いものでは一層甚だしい。即ち自家行爲を規制するのに形式的又は理論的に善惡を判斷する智能は餘り重要な役割をしてゐないことを認め、道德的情操は智能とは別の性格の根であると說いてゐる。

東大吉益博士は雙生兒研究より發して必ずしも智能の低いものが犯罪に陷るといふこともなく、時には智能の多少勝れた方が却て犯罪行爲に於て一層不良性であることもあり、結局智能は犯罪に決定的な影響を及ぼすものとは限らない。最も犯罪と密接な關係あるものは性格であると述べてゐる。

以上二、三の研究にも示された如く現今犯罪發生の內的因子としては智能よりも寧ろ性格が重視されてゐる。故に實際に我々は精神薄弱受刑者に遭遇した場合その智能程度のみに重點を置かず、寧ろその性格の吟味を十分に併せ行つてこそ始めて完全な處遇法が講ぜられるわけである。

九、受刑者の精神的狀況による分類

受刑者全員に就き精神狀況の種類を分つ時は次の四種となる。

(一) 正常
- イ　智能、性格共に通常以上のもの……第一正常
- ロ　智能イに比して稍々低いか性格に多少偏寄あるもの……第二正常

(二) 精神病質
- イ　種類、程度共に監査を要せざるもの……準常
- ロ　監査を要するもの……準異常

(三) 精神薄弱
- イ　限界——輕魯鈍……準常
- ロ　魯鈍——輕癡愚……準異常
- ハ　癡愚——白癡……異常

(四) 精神病
- イ　完全治癒狀態……準常
- ロ　缺陷治癒狀態——寬解狀態……準異常
- ハ　病盛期……異常

註一　精神狀況を行刑法規により普通、稍々異常、異常の三者に分つときは、普通は正常に相當し、稍々異常には準常及準異常が含まれる。

註二　監査の要否
- 正常及び準常……否
- 準異常及び異常……要

更に精神能力の優劣により等位を附して分類する時は次の概評の如し。

精神狀況概評（等位）
- (甲)一……第一正常群　正常イ
- (甲)二……第二正常群　正常ロ

註　智能稍々低く且同時に性格多少偏寄せる者は乙とす

- (乙)　精神病質イ
  - ……準常群
  - 精神薄弱イ
  - 精神病イ

註　精神薄弱と他のものと合併せる場合は丙とす

- (丙)　精神病質ロ
  - ……準異常群
  - 精神薄弱ロ
  - 精神病ロ

註　精神薄弱と他のものとの合併は丁とす

- (丁)　精神薄弱ハ
  - ……異常群
  - 精神病ハ

十、受刑者の身體的狀況による分類

生活體の能力を左右するものは心身兩

方面であるから、次に身體的方面よりも受刑者の分類を行はねばならない。身體狀況は精神狀況と異り、各部の査定が容易で見誤りが少ないから、多數の處理にはなるべく簡單な而して合理的な方法を選べばよい。そこでこゝには參酌を要しないから直に私共が日常使用してゐる方法を述べて見よう。

まづ被檢受刑者に就き次の各項目を調査する。

體　型（細長、闘士、肥滿、不全）
骨　格（粗硬、中、纖細）
筋　肉（強、中、弱）
皮下脂肪（富、中、乏）
體　質（強、中、弱）

註　體質の强弱は既往、現在の疾患竝びに被檢者の主訴を參酌して決定する。

而して夫々該當部位に○印をつければもうこれだけで我々は被檢者を離れても尙時その體格像の概要を念頭に描き出すことが出來る。だから急ぎ已むを得ざる場合には、これだけで分類を行つても受刑者の大部分は處理することが出來る。

併し通常はこれに續いて身體各部の計測數字に目を通す。

次に身體有障礙者に就き夫々疾病、外傷、缺損等を吟味して概評に移る。

身體狀況概評（等位）

甲……健康群

甲一……第一健康群

闘士乃至闘士肥滿混合型で、骨格、筋肉發達優れ、適當なる皮下脂肪を有し、見るからに逞しく滯在性にも傳等身體疾患を有せず、强力作業に從事し得るもの

甲二……第二健康群

外觀上甲一に比して多少弱々な感じを與へ、或は身體各部位の均衡を失し居るものにして、然も滯在性身體疾患なく機能的には良好にして、普通作業ならば甲一に伍して勞作可能なるもの

甲三……第三健康群

筋骨薄弱、羸痩顯著、身體發育異常、老衰等

生理的乃至半生理的機能障礙あるも、身體各部の疾患とてはなく輕作業ならば從事し得るもの

乙……身體缺陷群

既往の疾患、外傷等による後遺的身體缺陷、視聽力不良、聾唖、脫腸、脫肛等

乙一……第一身體缺陷群

輕度の身體缺陷にて練習乃至醫療その他の處置により或程度まで矯正され、普通以下の作業に從事し得るもの

註　完全に矯正され目餘病なきものは甲とす

乙二……第二身體缺陷群

强度身體缺陷のため矯正困難にして辛じて輕易作業に從事し得るもの

丙……慢性疾病群

全結核性疾患、惡性腫瘍、慢性竝びに呼吸器、血行器、消化器、泌尿器その他の內臟疾患、腦脊髓神經系疾患等慢性難治のもの

丙一……第一慢性疾病群

該病輕度にして輕作業ならば從事し得るもの

丙二……第二慢性疾病群

醫療その他の監督を受けつゝ極めて輕易な作業にのみ從事し得るもの

丙三……第三慢性疾病群

休養を要するもの

丁……急性、亞急性疾病群

感冒、肺炎、マラリア、腦炎、腦膜炎、腸チフス、赤痢、急性灰白髓炎竝びに重篤なる腳氣その他のビタミン缺乏症、凍傷、凍瘡なく機能的には良好にして、普通作業ならば甲一に伍して勞作可能なるもの

戊……傳染病群

疥癬、性病、トラホーム、保菌者、顏等

體力には餘り障礙なきも周邊より嫌惡せられるもの

註　極めて輕症にして他に傳染の惧れなきものは狀況に鑑じて適宜他の部位へ編入す

一時的休養を要するも該疾患治癒後は體力相當の作業に從事し得るもの

査定表

名古屋刑務所
醫務課
診査者

昭和　年
月　日調

性名		年齡	歲	番號	番
罪名		罪質			

第一表

精神等位	身體等位	奉公隊資格
甲・甲二・乙	甲一・甲二	適格
丙	甲三・乙一・丙一	準適格
丁	乙二・丙二・丙三・丁・戊	不適格

第二表

奉公隊精神資格	奉公隊身體資格	全資格所屬群位
適（甲一）	適	適Ⅰ群
適（甲二）	適	適Ⅱ群
適（乙）	適	適Ⅲ群
適	準適	準適Ⅰ群
準適	適	準適Ⅱ群
準適	準適	準適Ⅲ群
適	不適	不適Ⅰ群
準適	不適	不適Ⅱ群
不適	適	不適Ⅲ群
不適	準適	
不適	不適	

等位内容
精神狀況
身體狀況

配屬
一、奉公隊
就業適不適
二、一般構外作業
就業適不適
三、構内作業
就・業　適重輕不適
四、準病休養・不就業

十二、奉公隊その他の就業資格決定

各受刑者に就き心身兩方面の診査を行ひ、前述の分類法により夫々の等位概評を終つたら、最後に奉公隊その他の就業資格を吟味する。その方法は目下私共の考案使用してゐる査定票に就き具體的に說明しよう。

精神等位群	身體等位群	備考
甲二第一・第二正常群	甲二三 第一・第二・第三健康群	
乙 準常群	乙二三 第一・第二身體缺陷群	
丙 準異常群	丙二三第一・第三・第三慢性疾病群	
丁 異常群	丁 急性疾病群	
	戊 嫌悪傳染病群	

註 一二三數字へ能力ノ優劣乃至障礙ノ輕重ヲ示ス

處遇上ノ注意

まづ第一表に於て精神狀況並びに身體狀況に就き概評し得たる該當等位に○印を附け、下方の寒公服資格欄に目を移して夫々の資格を知る。

續いて第二表に於て精神、身體兩資格の種々なる組合せにより生じたる十一通りの場合の中該當組合せを求め、その下方の欄に目を移して全資格所屬群位を知り、是に○印を附ける。

等位内容欄には精神狀況、身體狀況に就き夫々診査し得た結果を記入して次の記號の參考とする。

記號

(一) 寒公服

寒公服適格者は第二表に於ける適格第Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ群である。特に適Ⅰ群は指導者の補助として適當である。更に必要ある時は準適Ⅰ群より身體狀況の許されるものを選出する。本群よりは比較的多數に採用され且或程度まで適格群に編入し得るものもあるであらう。

愈々必要に迫られた場合には準適Ⅰ群より選ぶのであるが順次採用可能者數を減じ且採用してもその後の取扱ひに相當注意を必要とする。

(二) 一般構外作業

寒公服に採用し得るものは以上の程度で終り、この選出に洩れたものは一般構外作業にふり向け得るや否やを吟味する。この方面には特に優秀者たることを要しないから適Ⅲ群以下の殘餘で決定する。

この場合適Ⅰ群は當然であるが、準適Ⅰ群あたりに適當なものが多いであらう。

(三) 構内作業

一般構外作業にも適せざるものは構内作業ならば如何なりや吟味する。適當ならば重力作業に適するや輕作業に適するやを決める。卽ち準適Ⅰ群の殘餘は重力作業に、準適Ⅰ、Ⅱ群の殘餘の多くは輕作業に適する。又不適Ⅰ、Ⅱ群中にも一部採用し得るものがあるであらう。

(四) 準病、休養、不就業

構内作業にも不適となれるものはその狀況に應じて準病、休養、不就業に分類所屬せしめる。

以上で受刑者全員の配屬位置が終決するわけである。

三、結　語

(一) 身體狀況等位分類に就いては最初は行刑法規制定のものに準據しようと思つたが、これは身體能力の程度に主眼を置いて分類されたものであり、新制度に卽應するには聊か不便であるので、身體狀況の種類と程度とを同時に一見して判るやうに分類法を工夫した。

(二) 精神狀況の分類に就いては、法規には概括的な普通、稍々異常、異常の三大別以外未だ一定の規格も見えないので身體狀況分類に準ずべき方式を新しく考案した。

(三) 如上の方法により受刑者全員を心身兩方面より夫々數個の等位群に分ち處遇上の便宜を計り、更に兩方面の種々な組合せにより各個受刑者の全能力を知り、新制度適格者選拔の指針とした。

(四) 以上の成績を取りまとめて寄定票を作成したのであるが、本査定票さへ見れば該受刑者がどんな人物であり、又どういふ方面の作業に適するか一目瞭然となり處遇上にも大に便利だと思ふ。

追　記

以上述べ來りし方法は凡て醫學的見地より發したるもの故、保健技師乃至囑託醫所在の刑務所に於てはその御協力により何處にても實施は容易であらうと信ずる。勿論本法は一試案に過ぎず不備の點もなほ多いことと思はれるが、その邊は各方面の御教示を仰ぎ今後とも一層完全なものにして行き度いと思ふ。

萬葉名歌鑑賞

防人

防人に行くは誰が夫と問ふ人を見るが羨しさ物思ひもせず　卷二十

〔歌　意〕　防人に行くあの人は誰の夫かなど尋ねる人、あの人でほんとうに羨しい、物思もせず呑氣で居る。といふ意である。

〔鑑　賞〕　『防人に行くは誰が夫』は防人ならざる人、防人とは沒交涉、恰も路傍人的立場の無難作の言である。此の路傍人の平氣な言葉を聞いた作者は、防人であり、而も妻と別れて出發するものであり、此の事に關はり氣も狂ふほどなのに、何と平氣な人か。『防人に行くは誰が夫』などと問ふてゐる。さうした人を見ると羨しい所か、にくらしい位だ。此の初句に先づ路傍人の態度を味はせ、羨しさの心を享け入れしめる。而も作者の現在の心も汲まず同情もなく言ひ放つを見ては、少しは作者の身になつて貰ひたいやうにも思ふ。此の複雜な心からその人を見ると、如何にも無難作であり、無頓著である。まあ何んとのんきだ、是が『物思ひもせず』である。

此の結句、此の言ひ放つた結句は明らかに、その人に對する不滿……大きく言へば憤慨の心がこもつてゐる。實に強い結びである。此の結びによつて生命を躍動させてゐる。

——齋藤　瀏著『萬葉名歌鑑賞』より——

矯正図書館

歌壇

臼井大翼選

一

測量機の氣泡かすかにさわだつは工場線に貨車の入るらし　水戸　慥田義雄

二

畠踏みし疲れいさゝか身にありて夜もかつはげむ暗き灯のもと　松本　石井春暎

三

寒あきて幾日ならぬに向つ邊の斜畑やゝに青めきにける　八日市場　小川太市

佳作

清雪のはだらに降りて山上の宮の篝火明けそめにけり　室蘭　佐竹綠坡

刑政にわがはじめての歌のりて心たのしきひとゝきなりき　靜岡　小岱春海

茜空うすれうすれて寂けくもはひのぼるごと地靄は立つも　八日市場　小川太市

擧手の禮りゝしく笑みて征きし從兄の姿の今も目に見ゆ　名古屋　安藤君子

感激の涙に頰を濡らしつゝ免囚征けり梅咲く朝を　新潟　田中果村

雲間より矢のごとく落る敵の機を眼下に我が機はゞたく南海映畫　小田原　内田露寶

神州の土にけものゝ足かけしマーシヤル群島大破せん　長野　白雲

大空に故郷の山々晴れ渡り訪問飛行を迎ふる如し　旭川　坂森青雲

つゝがなく歸り來ませと祈るなり學鷲羽ばたく今日の門出に　熊本　松野敦夫

墨痕鮮やかに戰時官吏服務令我は玉碎の氣魄もつ讀む　名古屋　設樂銀月

戰勝のつゞく中にも英靈を迎へて人等涙あらたなり　横濱　倉田直銳

はるけくも南八十里空翔けし感激の日は去年て過ぎにし　京城　坂藤宇太郎

俳壇



臼田亞浪選

北風捲くに架線の兵はやりけり　水戸　慥田義雄

もんぺぬくげや虫切りの鈴腰に垂り　同

追儺豆ふと踏みにける庭の凍て　同

安らけく囚徒は眠り虎落笛　大阪拘　吉野鷺子

雪のひま庇降り次ぐ寒雀　同

朝雲雀構外作業捗りぬ　名古屋設業銀月

登廳前の寸時を朝な麥踏めり　同

蚤に慣れ宿直になれよく眠る　相生炭山登

警備終へ夕燒雲を仰ぎゆく　同

寒月を仰ぎ夜警の路地曲る　長野白雲

凍傷の吾子いたはりつ霜見入る　同

如月や富士ケ嶺晴れて風荒し　東拘　渡邊蒼城

椿咲く山懐や日の溫み　同

富士崇くをろがむ朝や紀元節　府中　橋本茂雄

焊接の火花冬夜の道にして　旭川　坂森青雲

東征のみいくさ偲ぶ梅花節　長野白雲

月昏るゝ北風のなかに落葉焚く　姫路　野崎譽志雄

松新芽學徒の意氣と壯んなり　八日市場　小川太市

鷄遊ぶわが門畑や麥青し　小田原　内田露寶

例規

通牒

軍法會議處斷等ノ少年及準少年受刑者移送方ニ關スル件

（司法省刑政局刑政甲第九七號　昭和十九年一月一八日）

今回標記受刑者ノ一部ヲ集容シ練成ヲ實施スルコト相成候ニ付別紙左記ニ依リ移送出來成度依命及通牒候

追而昭和十七年四月行甲第六〇六號通牒ニ依ル陸軍々法會議處斷少年受刑者ニ關スル調書ハ願今提出ニ不及候

記

一、集容刑務所
小菅刑務所
二、移送刑務所
少年刑務所
三、移送受刑者ノ種類及範圍
徴役男少年及準少年受刑者中左ニ該當スル者
イ、軍法會議處斷受刑者
ロ、通常裁判所處斷受刑者中國民徴用令違反者
但シ右イ及ロ各該當者ト雖モ不良ノ傾向特ニ惡質若クハ入所後ノ行狀、智能又ハ體質狀態等不良ナル者ハ移送ヨリ除外スベク通常裁判所處斷ノ普通犯罪受刑者ト雖モ罪質及犯上ノ事實ヲ觀察シ條件良好ナル者ハ之ヲ移送スベキモノトス
四、移送集容ノ方法
イ、集容刑務所長ハ自所ニ於ケル收容人員、各少年刑務所ニ於ケル移送該當受刑者ノ住所人員等ヲ參酌シ其ノ都度移送ヲ受クル少年刑務所移送ノ人員及時期等ヲ定メ先方所長ニ協議ノ上移送ヲ受クルモノトス
ロ、少年刑務所長ハ嚮今每月末現在（本月分ニ付テハ即日）ヲ以テ別紙樣式ニ依リ調書作成ノ上翌月十日迄ニ刑政局長ニ報告スルト共ニ集容刑務所長ニ對シ之ヲ通報スルモノトスハ、集容刑務所受刑者ノ移送ヲ受ケタルトキハ前號調書ノ樣式ニ準ジ移送ノ刑務所及移送受刑者ノ人員等ヲ報告スルモノトス

軍法會議處斷等ノ少年及準少年受刑者調　〇〇少年刑務所

種別 ＼ 區別	移送適格人員 少年	移送適格人員 準少年	同上殘刑期別人員 六月未滿 少年	同上殘刑期別人員 六月未滿 準少年	同上殘刑期別人員 六月以上一年六月以上 少年	同上殘刑期別人員 六月以上一年六月以上 準少年	計 少年	計 準少年
軍法會議處斷受刑者								
通常裁判所處斷國民徴用令違反受刑者								
其ノ他受刑者								
計								

（司法省刑政局刑政甲第二四一號　昭和十九年二月一日）

昭和九年二月行甲第一九八號ニ依ル教化月表ハ今般別紙樣式ノ通改正相成候條本年一月分ヨリ本樣式ニ依リ作成提出相成度候

（國定規格B5）

樣式

教化表　自　月　日　至　月　日

教育	教級別	何月末人員	實施時間
	初等科		
	普通科		
	本科		
	研究科		
	計		
	未編入		
	少年準少年其他		

練成	教級別	何月末人員	實施時間
	初等科		
	普通科		
	本科		
	研究科		
	計		
	未編入		
	少年準少年其他		

教誨	教誨別	回數
	總集教誨	
	特殊教誨	
	個人教誨	
	被誨者數	

教化行事	種別	回數
	講演	
	映畫	
	レコード鑑賞	
	運動競技	
	週間制度	
	教練查閱	
	集團散歩	
	其他	
	激勵慰問	
	記念日行事	

種別	名	實施時間

閲書				賞表							懲罰										釈放者	釈放時保護			備考
区別			計	区別	何月末人員						事犯別	抗命暴行争論殴打										保護者引渡		
	官本	私本			一個		二個		三個													保護団体引渡		
					男	女	男	女	男	女														
閲書総冊数				計							受罰人員											他		
看護冊数											事犯別	座臥不正通暦誘話										就業セルモノ		
看護人員											受罰人員	猥褻賭博類似										就業セザルモノ		
不看護人員											計	窃盗										就業未定ノモノ		
特ニ指導ニ依ルモノ												逃走ヲ計ラントセシ者												
冊数												其他												
人員																								

改悛ノ状アリ　何月末収容人員　男　女

改悛ノ状稍アリ　受刑者　男　女

改悛ノ状アリト認メ難シ　刑事被告人　男　女

改悛ノ状ナシ　計　男　女

（ロ）個人教誨ハ受刑者、刑事被告人ヲ分チテ問號ヲ記載スルコト

六、教育、教誨、少年ニ非サルモノノ教育、教誨ハ其ノ相當スル各科ニ準シテ之ヲ計上スルコト

七、講話「特ニ指導ヲ施セルモノ」トハ特ニ指導ヲ施セルモノノミヲ指ス

八、講話ヲ施セルモノハ一人ニ付一件ヲ計ス但シ同時ニ二件以上ノ行爲ニシテ同一人ノ行爲ニシテ同時ニ二件以上ノ罪名ニ觸ルルトキハ其ノ情最モ重キモノノミニ付キ計上スルコト

九、釈放時保護釈放者ハ本表ニ掲ケタル者ノ外保護ヲ捕スルコト

總數教誨及講演者ノ題目竝教誨、講演者ノ身分氏名

映畫ノ標題

ラジオ聽取ノ種目

當月中面接延人員　教誨師ニ對シ　人
教師ニ對シ　人

作業賞與金計算規程左ノ通定メ昭和十九年三月一日ヨリ施行ス
大正十一年十月行甲第一五〇二號訓令作業賞與金計算方ノ件ハ之ヲ廢止ス
右訓令ス

（司法省刑政局昭和十九年二月四日）

作業賞與金計算規程

第一條　作業賞與金ノ計算ハ他ノ法令ニ規定アル場合ヲ除クノ外本規程ニ依リ之ヲ爲スベシ

第二條　作業賞與金ノ計算ニ付テハ就業受刑者ノ賞與月ニ於ケル標準賞金（昭和十九年二月四日第二六三號訓令標準賃金ニ關スル件ニ依ル）ノ總額ノ一割ニ相當スル額ヲ以テ基本月額トス

第三條　就業受刑者ニ對シテハ左ニ依リ作業賞與金ノ計算ヲ爲スベシ

行刑累進處遇令　基本月額ノ十三割
第一級者　同　十二割
第二級者　相當額　同　十一割
第三級者　同　相當額
第四級者及不適用者　同　相當額　十割

第四條　前條ニ依リ計算シタル額ニ對シテハ本人ノ作業成績ヲ斟酌シ基本月額ノ三割ニ相當スル額ノ範圍内ニ於テ加算又ハ減額ヲ爲スコトヲ得

第五條　左ノ作業ニ就ク者ニ對シテハ其ノ狀況ヲ斟酌シ各號ニ付基本月額ノ十割ニ相當スル額ノ範圍内ニ於テ加算ヲ爲スコトヲ得

一　構外作業
二　晝夜又ハ深夜作業
三　著シク危險ヲ伴フ作業其ノ他特殊ノ作業

就業受刑者ニシテ作業ノ實施ニ關シ創意工夫ヲ爲シ生産能率ノ向上ニ付特別ノ功勞アリタルモノニ對シテハ十割以下ノ範圍内ニ於テ加算ヲ爲スコトヲ得前二項ノ場合ニ於テハ司法大臣ノ認可ヲ受クベシ

第六條　作業賞與金ノ月額計算ニ於テ十錢未滿ノ端數ヲ生ジタル場合ハ之ヲ切捨ツ

第七條　刑事被告人及勞役場留置者ニ對スル作業賞與金計算方法ハ別ニ之ヲ定メ司法大臣ノ認可ヲ受クベシ

作業賞與金計算規程設定ニ關スル件依命通牒

（司法省刑政局昭和十九年二月四日）

標記ノ件ニ關シ本日別途訓令相成候處右ハ現行作業賞與金計算ニ關スル規定ガ設定後長年月ヲ閲シ最近ニ於ケル一般經濟情勢ノ變化ト刑務作業ノ飛躍的發展ノ實狀ニ即セズ該制度ニ期待スベキ本來ノ機能ハ著シク減殺サレツツアルニ鑑ミ其ノ計算額及計算方法ヲ全面的ニ改訂シ以テ就業者ノ爲釋放後ノ更生資金ヲ確保シ其ノ改悛ヲ助長スルト共ニ決戰下各就業者ヲシテ之ニ依リ更ニ一段ノ高能率ヲ發揮セシメ生産增强ニ資セントノ趣旨ニ出デタル儀ニ有之候條左ノ點ニ注意各項ヲ銘了知ノ上適切ナル運用ニ依リ所期ノ成果ヲ發揚スルニ努メラレ度候

記

改正ノ要點

一　計算額ノ引上

現行規定ニ依ル作業賞與金計算高ハ最近三年ノ實績ニ徴スルニ其ノ月額平均二圓五十二錢ニ過ギズ就業者釋放後ノ更生資金トナスニ足ラザルノミナラズ現在刑務作業ニ於ケル經濟規模ハ大正

十一年現行規定設定當時ニ比シ格段ノ相違ヲ見ルモ作業賞與金計算額ハ之レニ照應セザル點アリ且又最近ニ至リテハ造船造機其ノ他國策上緊急ニシテ強力ナル作業ニ多數受刑者ノ擧身努力中ナル事情等ニ鑑ミ右計算高ヲ月額平均五圓程度ニ改メタリ

二　計算方法ノ合理化

イ、現行規定ニ於テハ其ノ計算方法ハ就業者ノ作業成績ニ照應セズ本制度ニ依リ作業能率增進ノ效果ヲ招來セントスルコト殆ド期待シ得ザルモノアリ如斯ハ就業者ニ對スル勤勞訓練上將又戰局ニ對處スベキ刑務作業經營上適當ナラザルヲ認メ改正規定ニ於テハ之ヲ就業者ノ勞力ガ國庫ニ齎スベキ賞金ニ比例セシムルノ方法ヲ採レリ然シテ一般行刑成績ノ昇降ハ累進處遇ノ階級及累進處遇令ヲ適用セラレザル者ニ在リテハ賞罰ノ有無ニ從ヒ計算額ニ適當ノ差等ヲ設クルコトニ依リ解決ヲ圖レリ

ロ、從來ノ計算方法ニ於テハ作業收入ノ如何ニ緊ルコトナク之ト全然無關係ニ計算額ヲ決定シタルモ作業賞與金ノ性質上收入ノ一部ヲ以テ計算額トセラルノ適當ナルヲ認メ改正規程ニ於テハ先ヅ其ノ前提トシテ作業ノ種類ヲ整理シテ現狀ニ即セシムルト共ニ此等各業種ニ對シ適正妥當ナル標準賃金ヲ定メ就業者ノ當該月ニ於ケル右賃金ノ合計額ヲ以テ計算ノ基準タラシムルノ方法ヲ採レリ

ハ、從來ノ計算方法ニ於テハ就業方法乃至施業形態ニ對スル考慮充分ナラズ爲ニ刑務作業ノ實際ニ即應シ難キ點アリタルヲ以テ改正規程ニ於テハ此ノ點ヲ是正シ戰時下特殊重要作業ニ出業中ノ者及深夜業、徹夜業就業者ニ對シ相當多額ノ割增制度ヲ設メタリ

ニ、就業者ニ於テ作業ノ實施ニ關シ創意工夫ヲ爲シ其ノ結果生產ノ能率化ニ寄與シ特ニ功勞アリタル場合賞與金加算ノ取扱ヲ爲スハ極メテ意義アルコトト思料シ改正規程ニ於テハ新ニ右ニ關スル條項ヲ設ケタリ

ホ、現行規程ニ於テハ不就業者並ニ免業日就業者ニ對スル減額又ハ增額計算ノ條項ヲ設クルモ改正規程ハ其ノ計算ノ基礎ヲ就業者ノ賃金ニ據リ計算額ニ影響アルベキヲ以テ右條項ハ削除セリ

實施上特ニ留意スベキ事項

一　作業賞與金計算規程（以下規程ト略稱ス）第四條ニ就テ

イ、同條ノ作業成績ハ生產ノ數量及其ノ質又ハ就業時間等ヲ參酌シテ之ヲ審定スルコト

ロ、前項ノ生產ノ量及質ニ付テノ成績ノ審定ハ當該就業者ガ現ニ所屬スル作業等級ノ關聯ニ於テ之ヲ爲スコト

ハ、本條ノ運用ハ就業者ノ作業成績ニ依リ賞與金ヲ比例セシムル意圖ノ下ニ概ネ左ノ標準ニ依リ爲サルベキコト

作業成績優良ノモノ　一割乃至三割加算

同　良ノモノ　加算減額セズ

同　可ノモノ　二割乃至三割減額

ニ、各所ニ於テハ此際作業科程ニ再檢討ヲ加ヘ其ノ適正化ニ努ムルコト

二　規程第五條第一項第一號ニ就テ

イ、構外作業トハ泊込作業又ハ刑務所ト相當ノ距離ヲ有スル場所ヘノ通役作業ヲ謂フ故ニ刑務所敷地ト隣接セル耕耘地ニ於ケル作業又ハ官舍地僧ニ於ケル作業ノ如キハ之ヲ包含セザルモノトス

ロ、本號ニ依ル加算ハ同種作業就業者ノ對シ一率ニ之ヲ行フコト但シ其ノ就業日數ガ全一月ニ滿タザル者ニ對シテハ日割ニ依リ計算スベキコト

ハ、本規程實施ノ日ニ於テ造船、造機及軍需土木作業ヲ施行中ノ刑務所ニ在リテハ特ニ認可申請ヲ要セズ左ニ依リ加算ヲ爲シ差支ナキコト

造船率公隊員　十割

造船造機挺身隊員　八割

（K.E造船ヲ含ム）

軍需土木作業就業者　六割

三　規程第五條第一項第二號ニ就テ

イ、徹夜作業トハ晝間作業ニ從事シタル者ガ更ニ夜ヲ徹シテ翌朝迄作業ヲ繼續シタル場合ヲ謂ヒ深夜作業トハ晝間作業ニ從事シタル者ガ更ニ作業ヲ繼續シ午後十二時以後ニ及ビタル場合ト二直制又ハ三直制ニ於ケル夜間ノ部ノ作業ヲ謂フモノトス

ロ、本作業實施ノ必要生ジタル場合ニ於テハ豫メ事情ヲ詳具シ認可申請ヲ爲スベク作業賞與金加算ニ關スル認可申請ハ同申請書ニ附記スルヲ以テ足ルモノトス

ハ、深夜作業ニ至ラザル延長作業就業者ニ對シテハ特ニ加算ノ規程ヲ設ケザルモ斯ル場合ニ於テハ標準賃金ガ時給ニ依リタル結果當然增給セラルベク又特別ノ場合ニハ第四條ノ運用ニ依リテモ處理スルコトヲ得ルモノトス

四　規程第五條第一項第三號中著シク危險ヲ伴フ作業トハ高所作業不潔作業ノ如キヲ謂ヒ特殊作業トハ夏期ニ於ケル製鐵、製鋼、金屬硝子等ノ熔融、瓦斯製造等ノ製造、礦石ノ熔燒、煉結等ノ作業ヲ指稱スルモノトス

五　規程第五條第二項ハ一般ヲ壓倒シ生產ノ能率化ニ資セントノ趣旨ニ出デタルモノニ付該當者アリタル場合ハ其ノ手續ノ勞ヲ厭フコトナク必ズ申請スベキコト尙本項ニ依ル加算ハ一時的ニ行ハルルモノナル點ニ注意セラルルコト

六　規定第七條ニ基キ刑事被告人ニ對スル作業賞與金計算方法ヲ定ムル場合ニ於テハ客年十月七日行甲第一七六六號刑事被告人ニ對スル作業賞與金計算方ニ關スル件通牒ノ趣旨ヲ斟酌セラルベキコト

七　賞與者ニ對スル賞與金ノ加算ニ關シテハ前述シタル如ク累進處遇令ノ適用ヲ受ケザル者ニ限リ其ノ取扱ヲ爲スベキコト右ハ賞與金一種ノ階級處遇タル點ニ鑑ミ加算ノ重複ヲ回避セントシタルニ依ルモノナリ

八　計算ノ基礎條件ヲ異ニセザルモ本規定實施ノ結果其ノ計算月額ガ舊規定ニ依ル計算額ニ達セザル者ヲ生ズル場合ハ第四條ノ運用ニ依リ可及的前月分ノ均衡保持ニ努ムルコト

九　別途訓令ニ係ル作業ノ種類並ニ賃金ニ關スル件ハ本規定ト密接ノ關聯ヲ有シ其ノ處理ノ適否如何ハ計算額ニモ多大ノ影響アルベキヲ以テ右條項ニ付仔細ニ研究シ置カルルコト

一〇　現行規定第四條第二項ノ免業日ニ關スル條項ハ新規程ヨリ除外シタルモ右ハ將來此ノ點免業ヲ全廢セントノ趣旨ニハ非ザルニ付本訓令實施後ト雖モ從來ノ慣行ニ從ヒ取計差支ナキコト

一一　尙ニ認可ヲ受ケ作業賞與金ノ割增計算ヲ爲シツツアル所ニ於テハ本規程ノ實施ニ依リ右認可ハ當然其ノ效ナキニ至リタルモノト承知セラルルコト

一二　本規程ノ實施ニ伴ヒ左記通牒ハ何レモ自然消滅ノ儀ト承知セラルルコト

大正十一年十月行甲第一五二七號作業賞與金計算方ノ件

昭和六年八月行甲第一五八八號作業賞與金計算方ニ關スル訓令中改正ノ件

昭和八年十二月行甲第一八八〇號ノ二作業賞與金計算方ニ關スル訓令中改正ノ件

昭和九年一月行甲第八七號作業賞與金計算月額表改正ノ件

昭和六年八月行甲第一五八四號一般就業日ニ就業セザル場合ニ於ケル作業賞與金日割計算法第二

昭和八年二月行甲第二六六號作業時間延長ノ場合ニ於ケル作業賞與金ノ計算方ニ關スル件

昭和十三年三月行甲第二六九號免業日ニ就業シタル場合ノ作業賞與金增加計算ニ關スル件

右訓令ス

（司法省刑政局刊刑政第二六巻第二号昭和十九年二月四日）

刑務官異動

自一月十五日　至三月三十一日

看守長	吉村龍治	名古屋刑務所	看守長	中根義市	名古屋刑務所
看守	林松恭一	同	看守	吉田熊太郎	同
看守	小林恭一	同	看守	加藤忠治	同
看守	星野友信	同	看守	田添志眞	同
看守	竹内吾太郎	同	看守	江角繁市	同
看守	桃井正治	同	看守	田添志眞	同
看守	星野友信	同	看守	加藤忠治	同
看守	林松恭一	同	看守	小松亮	同
看守	内間安太郎	同	看守長	中村藤三郎	同
看守	霜鯖善太郎	同	看守	吉田熊太郎	同
看守	荒巻遠一	同	看守	西田佐吉	同
看守	工藤政吉	同	副看守長	木村利國	同
看守	片山一郎	同	副看守長	野口巖	同
看守	橋本仲吉	同	看守	松尾秀雄	同
看守	高橋一男	同	看守	日下部幸一	同
看守	池本廣市	同	看守長	岡島幸一	同
看守	滝口保男	同	看守	岡島徹	同
看守	湯本實	同	看守長	鈴木隆	同
看守	滝口保男	同	看守長	土田四十治	同
看守	滝口信一	同	看守	南條正巳	同
看守	滝口水池	同	看守	大坪康	同
看守	野間崎譯	同	看守長	保健技師吉村	同
看守	稲智高	同	看守長	柿坂田一郎	同
看守	武本市	同	看守長	高橋池榮秀	同
看守	橋山一吉	同	看守	高橋池榮秀	同
看守	片藤政藏	同	看守長	菊坂田一雄	同
看守	工藤政藏	同	看守長	保健技師吉村	同
看守	荒巻遠一	同	看守	大坪康	同
看守	霜鯖善太郎	同	看守	南條正巳	同
看守	内間安太郎	同	看守長	土田四十治	同
看守	中村藤三郎	同	看守長	鈴木隆	同
看守	吉田熊太郎	同	看守長	土田四十治	同
看守	西田佐吉	同	看守	松尾秀雄	同
副看守長	木村利國	同	看守	日下部幸一	同
副看守長	野口巖	同	看守長	岡島徹	同
看守	松尾秀雄	同			
看守	日下部幸一	同			
看守長	岡島徹	同			

人事異動

看守長	吉村龍治	名古屋刑務所	教誨師	小室宗順	名古屋刑務所
同	山内勝藏	同	同	平光諦純	同

一 辞令

三月一日

陸軍属　富永鶴吉

（東京陸軍刑務所）

同　守田象三

三月一日

看守長田中吾樓（岡山）

同　石川榮市（岸山支）

三月二日

看守長吉田義治（鳥取）

同　長谷川幹雄（大阪）

同　黒田虎雄（岡

同　中島一義（京都）

同　菊嶋開三（甲府）

三月六日

典獄補高木銀重（府中）

三月八日

看守長本田貞夫（三重）

典獄補菊　業夷（横浜）

二月二八日

看守長高木初二（岐阜）

三月六日

典獄補三輪良保（府中）

同　金田榮三郎（大阪刑）

三月八日

高橋良雄（刑務局）

同　栗原泰治郎

三月十一日

及川　勇（鳥取支）

岡本宗治（横浜）

三月六日

山根悟松（東京刑）

三月十四日

同　安達量見（山口）

三月十五日

小舘房吉（大阪）

同　山口重幸（岡山）

同　木村利國（札松）

同　野尻文夫（福岡少）

同　居川良一（山形少）

同　西垣活應（青森）

同　高谷健雄（私刑支）

同　中村與四郎（小倉）

同　小宅芳明（横浜）

同　市川鴻章（甲府）

同　福原弘夫（大阪）

三月十六日

看守長野際　熊（和歌山）

同　藤山ユキ（東京刑）

副看守長森本　勇（京都）

看守　込山正彷（府中）

同　齋藤盛敏（岡山）

三月十七日

同　飛彈　齋（久留米少）

看守　白井長吉（山形少）

三月二十七日

教導官補大畑好藏（東京陸軍）

長谷川龍平（札幌）

看守　辻村ふさの（福島）

同　小路しづか（福島）

同　竹井澄子（福島）

看守長稲村　元（横浜）

三月二十八日

看守長小舘房吉（大阪）

同　山口重幸（岡山）

同　木村利國（札松）

看守長大村廣次（府中）

同　千葉徳太郎（宮城）

同　野尻文夫（福岡少）

三月三十一日

典獄　小橋川昭慶（東京刑）

典獄補鈴木與一（熊谷）

看守　鹽津利季（鳥取）

同　森　清太郎（横浜）

看守長彌永熊雄（福島）

副看守長吉田是謙太（鳥取）

看守　岡田鐵夫（神戸）

同　關貫愛次郎（福島）

看守長稲垣正一（横浜）

教誨師竹田フミヲ（福島）

三月十八日

司法属今西由敏（刑務局）

看守長岡田悌一（大阪）

看守　新田爲市（福島）

保健技師成田德太郎（岡山）

同　西　周（神戸）

三月二十二日

看守長有田和一（大阪）

同　森本　勇（名古）

同　三角義則（小倉）

同　宇都宮　茂（福岡少）

三月二十三日

看守長菊地角雄（府中）

三月二十四日

典獄補大坪春治（府中）

三月二十五日

典獄補小泉　強（佐賀支）

同　大内　宏（小倉）

同

看守長成瀬正太郎（三次支）

同　安東荒喜（福島）

同　永谷　近（佐賀支）

同　村川利三次（天草支部）

同　岩花辰次（熊本）

矯正図書館

投稿規定

刑務所だより

（締切毎月二十日厳守）

用紙　四百字詰原稿用紙

字數　一千六百字以内

送先　東京都麹町區霞ケ關一丁目一番地

刑務協會「刑務所だより」係宛

讀者の聲

用紙　四百字詰原稿用紙

字數　一千字以内

送先　東京都麹町區霞ケ關一丁目一番地

刑務協會「讀者の聲」係宛

俳壇・歌壇

課題　隨意

用紙　官私製葉書

俳句は一葉に五句迄　短歌は三首迄

送先　東京都麹町區霞ケ關一丁目一番地

刑務協會　俳・歌壇宛

一　冊（税共）　金三十錢

六　冊（税共）　金一圓八十錢

十二冊（税共）　金三圓六十錢

▲御註文は總て前金のこと

▲御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但しなるべく振替を利用せられたし、口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること

▲御註文の際は必ず送付先明記のこと、從つて轉居の際は新舊住所を御屆け下されたし

昭和二十七年二月二十六日　第三種郵便物認可
昭和十九年二月二十八日　印刷納本
昭和十九年三月一日　發行

東京都麹町區霞ケ關一丁目一番地
編輯兼發行人　澁谷善藏

東京都港區芝浦町二丁目九番地
兼印刷人

配給元　日本出版配給株式會社

印刷所　刑務協會印刷所
東京都麹町區霞ケ關一丁目一番地

發行所　刑務協會
電話銀座（三三）四三八二番
振替口座　東京二五〇五九番

編輯後記

▲隨てより愈想してゐた時は遂に到來し本誌もいよいよ本號を最後として一先づ休刊の已むなき事情に立至つた。

顧れば、昭和十七年の新春、舊刑政の改編に依り本誌が新なる裝ひを凝らして誕生して以來既に二年有餘を閲した。その間、本誌の果して來た役割は極めて大きかつたことを確信するものであるが、これ偏に、あらゆる熱情を傾けて編輯に當られた先輩諸氏の御努力と、行刑の發展に大いなる關心と同情とを寄せてゐられる寄稿家各位の絶大なる御協力と、熱烈なる讀者諸君の御支援の賜と深く感謝し、茲に謹んで厚く御禮を申上げる次第である。

長い間、讀者諸君に親しまれて來た本誌を今にして失ふことは、感情的には抛に遺憾に堪へないところであるが、この曠古の大戰爭に勝ち抜くためには更に徹底した非常措置の必要なることを想へば、寧ろ悦んでこれを受け容れるとともにいよいよ積極的に聖戰完遂に突進するの覺悟を新にすべきであらう。

斯様にして、本號は、いよいよ終刊號となつたために、四月號にもと寄せられてゐた寄稿家各位の玉稿も漏れなく本號に掲載させて頂くこととした。從て順位その他編輯上の點に於て種々申譯ない點も出來たことと恐縮の至りに思つてゐる。

齋口先生の玉稿と杜栢田、野原兩氏の論説は、お互が把持して誤らなかつた教化行刑に對する信念を益々强固ならしめるとともに、その具體的方法に就き示唆する所が大きい、殊に、行刑機構並に刑務作業の採るべき形態に適行刑の教化的ならしめんとせられる野原氏の意義を浸透せしめんとせられる野原氏の論には注目すべき多くのものが在ると信ずる。

丹羽文雄氏の「旅先にて」は決戰態勢に就く者の心構を、眞杉靜枝女史の「支那の散見から」は支那に對する物の見方を流れるやうな筆致の中に實感としてわれわれに感得せしめられるよき隨筆であると想ふ。

新年度刑政豫算の概要を知ることはやがて又行刑運營の實際に必要缺くべからざることであると想ひ、長谷場氏にその解説をお願ひした。

大谷先生の論説は構外作業の運營殊に矯正公隊制度確立に資する所が大きい。

改編當初から本誌發展のため協力を惜しまなかつた石光氏が久方振りに、しかも終刊號となるべき本號に短篇を寄せられたことは感謝に堪へない。（ふせ）

矯正図書館